

令和7年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業

**多様化する有料老人ホームに対する  
指導監督のあり方に関する調査研究事業  
報告書**

令和8年3月

株式会社 アルテップ



# 目次

第1章 調査研究事業の概要.....	1-1
1-1. 調査の目的.....	1-1
1-2. 検討体制.....	1-2
第2章 調査結果.....	2-1
2-1. ヒアリング調査.....	2-1
(1) ヒアリング調査概要.....	2-1
(2) ヒアリング項目.....	2-2
(3) ヒアリング結果の要約.....	2-3
(4) ヒアリング記録.....	2-6
2-2. アンケート調査.....	2-38
(1) 調査実施概要.....	2-38
1) 調査の目的.....	2-38
2) 実施概要.....	2-38
(2) アンケート集計結果.....	2-39
1) 回答自治体の概要.....	2-39
2) 有料老人ホームの指導監督の状況.....	2-43
3) 特定施設の入居者生活介護の指定について.....	2-57
4) 介護サービス情報公表システムへの登録に係る実態と課題.....	2-61
5) その他.....	2-62
2-3. 調査のまとめ.....	2-63
第3章 有料老人ホームの指導監督ならびに処分基準の考え方.....	3-1
3-1. 有料老人ホームに対する指導監督マニュアル(案).....	3-1
3-2. 処分基準の考え方の例(案).....	3-37
資料編.....	資-1
参考資料.....	参-1



## 第 1 章 調査研究事業の概要



# 第1章 調査研究事業の概要

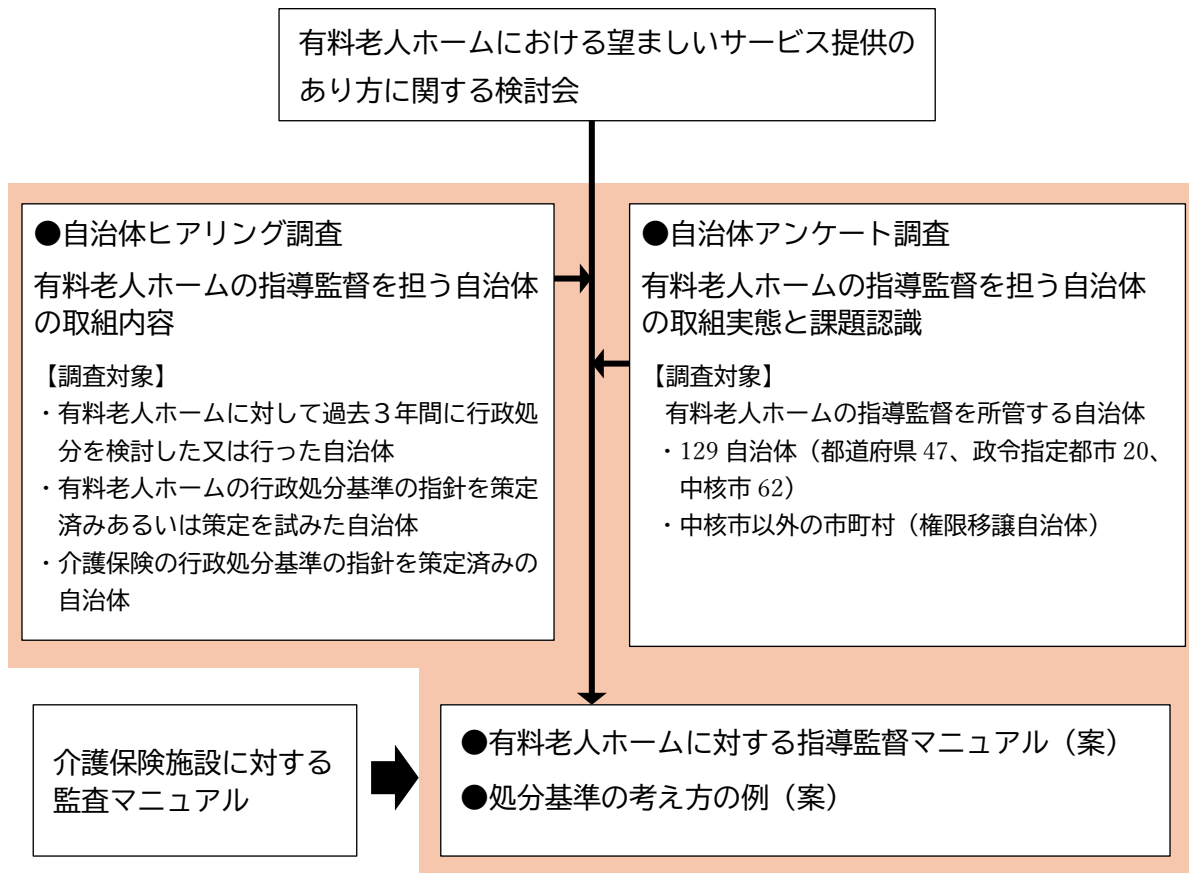
## 1-1 調査の目的

高齢者が住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい生活を続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が推進されてきた。

「住まい」の機能を担う有料老人ホームは、民間の創意工夫により、高齢者の多様なニーズに柔軟に対応した住まいを提供している。そのため、有料老人ホームは一律の規制には馴染まない面があるが、高齢者の終の住処ともなる有料老人ホームは、判断能力や心身機能の低下という不安を抱える高齢者の安心・安全な住まいとして、高齢者の尊厳を保持し、その人らしい暮らしの継続を保障するため、老人福祉法に基づく指導監督は、重要な業務である。

平成29年の老人福祉法改正により、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令の新設等、行政処分の枠組みが強化されたが、全国の自治体において行政処分を行う事案は少ない。その理由のひとつとして、多くの自治体において行政処分を行う際の標準的な判断基準がなく、苦慮していることが挙げられる。

本調査事業では、有料老人ホームの指導監督の実態と課題を分析し、有料老人ホームに対する指導監督マニュアルを作成するとともに、行政処分の判断基準の例についても検討し、とりまとめた。



## 1-2 検討体制

本調査事業を進めるにあたり、下記の体制で委員会を開催し、検討を進めた。

### ■検討体制

(順不同・敬称略)

	氏名	所属
委員長	井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授
委員	稲田 順一	公益社団法人全国有料老人ホーム協会
	岡村 誠一郎	北海道 保健福祉部 福祉局 高齢者保健福祉課 事業運営係長
	塩谷 朋子	大阪市 福祉局 高齢者施策部 事業者指導担当課長
	北條 雅之	横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢施設課長
	八木原 亮子	群馬県 健康福祉部 福祉局 介護高齢課補佐(保健・居住施設係長)
	矢田 尚子	日本大学法学部 准教授
オブザーバー	落合 明美	厚生労働省 老健局高齢者支援課 高齢者居住福祉専門官
	山本 牧子	厚生労働省老健局介護保険指導室 室長補佐
	楠田 明浩	厚生労働省 老健局高齢者支援課 係長
	西野 翔太	厚生労働省 老健局高齢者支援課
事務局	柳瀬 有志	株式会社アルテップ 代表取締役
	福本 佳世	株式会社アルテップ マネージャー
	村上 太郎	株式会社アルテップ

### ■委員会の開催日

第1回委員会	令和7年10月 9日
第2回委員会	令和7年11月12日
第3回委員会	令和8年 2月20日
第4回委員会	令和8年 3月23日

## 第2章 調査結果



## 第2章 調査結果

### 2-1 ヒアリング調査

#### (1) ヒアリング調査概要

##### 1) ヒアリング調査の対象

ヒアリングは有料老人ホームの指導監督を担う自治体担当部局に対して行った。調査対象自治体は、以下の視点に基づいて機縁法にて抽出した。

視点1：有料老人ホームに対して過去3年間に行政処分を検討した又は行った自治体

視点2：有料老人ホームの行政処分基準の指針を策定済みあるいは策定を試みた自治体

視点3：介護保険の行政処分基準の指針を策定済みの自治体

結果として、下記表に示すZ～Tの7自治体をヒアリング調査対象自治体として抽出した。

##### 2) ヒアリング調査の方法

- ・調査方法：訪問もしくはオンラインによる聞き取り調査
- ・調査期間：2025（令和7）年7月17日～2026（令和8）年2月5日
- ・実施時間：90分～120分

#### ■ヒアリング調査対象自治体と調査方法の概要

自治体名	ヒアリング方法	視点1	視点2	視点3
自治体Z	現地	－	－	該当
自治体Y	現地	－	該当	該当
自治体X	オンライン	該当	－	該当
自治体W	オンライン	－	該当	該当
自治体V	オンライン	－	該当	－
自治体U	オンライン	該当	該当	該当
自治体T	現地	該当	－	－

## (2) ヒアリング項目

ヒアリングは半構造化手法を採用した。事前に以下の質問項目を提示したうえで、具体的な状況や課題について深く掘り下げる形で行った。いずれも、老人福祉法第 29 条や設置運営標準指導指針と紐づけながら実施した。

### 【0/ 基本事項】

- ・ 有料老人ホームの指導監督の所管部署
- ・ 対象施設数
- ・ 指導監督の標準的な体制
- ・ 運営開始後の指導監督の実施件数等

### 【1/ 事前規制】

- ・ 届出に伴う行政指導の実態
- ・ 未届有料老人ホーム

### 【2/ 事後規制】

- ・ いわゆる囲い込みが懸念される事案への指導監督の実態
- ・ 虐待が疑われる事案への指導監督の実態

### 【3/ 行政処分】

- ・ 行政処分の考え方
- ・ 行政処分の実態

### 【4/ 行政処分基準】

- ・ 行政処分基準の指針の有無
- ・ 行政処分基準の指針の作成過程
- ・ 介護保険の行政処分基準との整合性

### 【5/ そのほか】

- ・ 事業者の特定施設への移行
- ・ 利用者像と運営モデル（生活保護受給者、ホスピス型住宅など）

### (3) ヒアリング結果の要約

7自治体のヒアリング結果の詳細は、(4)ヒアリング記録に掲載する。ここではヒアリング結果のうち、指導監督に関わる点を中心に、以下の6点について要約する。

なお、要約に記載している内容と件数は、あくまでもヒアリング時に発言を確認できた場合のものであり、同じような考え方を持っている自治体の考えすべてを拾っている訳ではないことを申し添える。

要点1：事業開始時ならびに運営開始後の行政指導における実態と課題

要点2：いわゆる困り込みが懸念される事案への対応

要点3：虐待が疑われる事案への対応

要点4：行政処分の実態

要点5：処分基準の指針の作成

要点6：介護保険事業との整合性

#### 【要点1：事業開始時ならびに運営開始後の行政指導における実態と課題】

- ・届け出制ゆえの事前規制の弱さ：設備基準等が設置運営標準指導指針に合致していなくても「指導はするが受理せざるを得ない」「重要事項説明書に未適合である旨を記載させる」運用となっている。従わないケースが増えている（6自治体）。
- ・生活保護受給者を受け入れるために家賃に差を設けたいとの相談が多い。それについて、行ってはいけないとの指導はできないので、その場合には重要事項説明書にその旨を記載するように指導（1自治体）。
- ・未届有料老人ホームが一定数存在：未届である理由としては「制度理解不足」「事務負担回避」「スプリンクラー等消防設備負担回避」等が多い（5自治体）。
- ・以上から、開設前の事前規制が困難。
- ・開設後は、要点2にも関係してくるが、介護保険としてサービス提供しているのか、有料老人ホームとしてサービス提供しているのか、その認識が事業者に不足。訪問介護のシフトと有料老人ホームのシフトを突合し、有料老人ホームとして日中に職員が配置されていることを確認。夜間についても同様に確認（1自治体）。
- ・設置運営標準指導指針は法的根拠がなく、明確な基準も示されておらず、指導に限界があると思料（2自治体）。

#### 【要点2：いわゆる困り込みが懸念される事案への対応】

- ・書面（重要事項説明書やチラシ）是正が中心：介護付きと誤認させる表現、併設訪問介護の利用前提の記載等への指導（3自治体）。
- ・実態把握の限界が共通：実態としての困り込みは立証困難で、定義不明確ゆえ踏み込みにくい（1自治体）。利用者からの通報（訪問介護事業所の選択自由の制限）に伴い、立入検査、全利用者書類確認で100%併設利用が判明したものの、法令違反ではなく行政指導止まり（1自治体）。事業者自らが困り込みを言明し、行政指導（1自治体）。

#### 【要点3：虐待が疑われる事案への対応】

- ・臨時の立入検査の大半は虐待に関する事案（1自治体）。

- ・虐待を契機に臨時の監査：通報→虐待対応部署が調査→悪質性が高い場合に指導監督部署が立入検査を行う（3自治体）。
- ・市町村（虐待担当）との連携が要：通報→基礎自治体による任意調査→調査拒否や改善困難で都道府県が介入。報道事案や事件性案件は都道府県対応など（4自治体）。
- ・虐待事案が発生した場合には、「どちらのサービス時間か」の確定が必要：虐待が住宅型有料老人ホームでのサービスの時間帯か、訪問介護等の介護保険サービスの時間帯かを見極めることが必要。それによって適用法令が変わる。24時間のなかにおいて介護保険でカバーできている時間は少ないため、結果的に有料老人ホームとして行政処分を行うことが多い（5自治体）。
- ・行政処分の殆どは虐待関連案件である：改善命令中心（2自治体）。
- ・行政指導で終わる案件も（2自治体）。

#### 【要点4：行政処分の実態】

- ・7自治体のうち過去3年間に行政処分の実績ありは2自治体。
- ・改善命令多数、いずれも虐待事案。有料老人ホームであっても、訪問介護をはじめとする介護保険サービスと同等の厳しきで処分を行うべきであるとの考えから、介護保険の行政処分を準用（1自治体）。
- ・虐待事案について改善報告が提出されなかったため、業務改善命令を行う。3か月後に廃止届を受理（1自治体）。
- ・事業停止命令を発出する方向で進めていたが、破産に至り、対象法人が存在しない状況になった（1自治体）。
- ・処分に至るには「積み上げ」が必要：指導・確認・改善報告の不履行／反復など、手続と証拠の積み上げが必要で時間がかかる（1年以上（1自治体）、指導の積み重ね（1自治体）、改善命令後の報告・確認（1自治体））。
- ・事業停止との関係：処分プロセスの途中で処分逃れの廃止届・破産が絡み、タイミングや実効性に影響があった（2自治体）。
- ・入居者保護が処分運用の前提：事業停止命令の場合、転居先の確保を行政の責任で行う必要あり（2自治体）。
- ・有料老人ホームの場合、指針という指導のなかでは、改善命令に至ることは基本的には難しいとの認識（1自治体）。

#### 【要点5：処分基準の指針の作成】

- ・処分基準の指針を作成しているのは3自治体。
- ・介護保険の処分基準の指針を参照し整合性を重視。平成30年の老人福祉法改正で行政処分の権限が追加されたため、必要性を感じて、平成30年に作成した。行政指導と行政処分の双方を整理している。事業制限・事業停止の期間を設定するとともに、処分事由件数に応じて加重を行う。行政処分の実績はなし（1自治体）。
- ・介護保険の行政処分には改善勧告があるが、有料老人ホームの行政処分には改善勧告がない。介護保険と比べるといきなりレベルがジャンプして重たくなるので慎重にすべきと思う。ただし、勧告があった方がいいという考え方は現時点ではない（1自治体）。
- ・処分事案の発生を契機に処分基準を作成、点数表を保有。行政処分の公正さと透明性の確保、事務処理の効率化の2点が主な背景。平成30年に作成。①介護保険の行政処分の判定基準、介護保険法に基づく介護サービス事業者に対する行政処分等の実態および処分基準例の案に関する調査事業報告書（老健事業、平成28年）を参考に作成。点数表等は内部資料感覚のため、公開は難しいとの認識。（1自治体）。
- ・介護保険の不正事案等を契機に、介護保険法、老人福祉法（有料老人ホーム、軽費・養護）も含めて指針作成。令和5年作成、令和7年改正。介護保険の行政処分の国のガイドライン（令和6

年版)を参照。階級制。指導プロセスの際に活かせると考え、行政指導も盛り込む。結果、行政指導の場面でも活用し、指導プロセスの標準化に寄与(1自治体)。

- ・1自治体は指針作成を試みるも断念：行政処分を検討する事案が発生し、作成に着手。介護保険法の行政処分について国が示しているガイドライン(平成30年版)を確認し、参照したものの、介護保険法と老人福祉法の建付け差(勧告・取消等の非対称)とスコアの根拠説明困難で中断。
- ・行政処分が老人福祉法第29条の6項~11項までの帳簿、情報開示、前払い金の保全措置などに限られていて、介護保険法と比較すると極めて限定的である(1自治体)。
- ・基準がないと判断が難しいうえに、訴訟リスクがあると認識。自治体間差の説明が難しい、ひな形が欲しい(1自治体)。
- ・スコア化への距離感：スコア化は参考程度、最終は総合判断というスタンス(2自治体)。
- ・事案に丁寧に向き合っていくことが大切で、それが入居者の保護につながる。「処分基準」は内部の判断整理・防衛資料としては有用だが、最終は法の適用と事案の実態に基づく説明責任と史料。介護保険法と老人福祉法とで処分基準をパラレルにしたほうがよいことは理解できる(1自治体)。

#### 【要点6：介護保険事業との整合性】

- ・合同立入・情報共有の重要性：同一法人で訪問介護・通所等併設が多く、同日・同場所で並行指導(6自治体)。
- ・ただし、組織分掌で“見える範囲”が変わる：一体で見られる自治体は相互の視点を獲得しやすい(2自治体)。課が分かると住宅型の実態ケアに踏み込めない局面が生じる(1自治体)。都道府県では保健所委任(介護保険実地指導)と本庁(処分権限)の分離が課題になり得る(2自治体)。
- ・勤務表・兼務の突合が鍵：有料老人ホームのシフト表ならびに訪問介護のシフト、並びに請求実績などを突合で不正請求・人員基準を確認(6自治体)。
- ・設置運営標準指導指針の曖昧さ：日中配置ならびに夜間配置に明確な基準がなく、さらに標準指導指針であるため、介護保険と同等に指導を行うことが難しい。一方で、同等に指導できるよう扱うべきという問題意識(4自治体)。
- ・指導指針ベースのものとの条例で決まっている介護保険ベースのものとの指導のバランスに苦慮している。同じような事案について、双方での指導に差があることに苦慮(1自治体)。
- ・併設の介護保険事業所に疑義ありで、監査に入る際に、併設の有料老人ホームに立ち入り検査を同時に行う。併設介護事業所の疑義：不正請求が多い。人員配置の基準を見る際に、兼務職員が多いので、それぞれの勤務表を提出してもらい突合(1自治体)。
- ・処分基準の整合性を求める声：とりわけ虐待など人格尊重義務違反は介護保険と差をつけない方がよい。全国統一が望ましい(4自治体)。
- ・虐待事案が発生した場合には、「どちらのサービス時間か」の確定が必要：虐待が住宅型有料老人ホームでのサービスの時間帯か、訪問介護等の介護保険サービスの時間帯かを見極めることが必要。それによって適用法令(介護保険法、老人福祉法)は変わるが、利用者保護の観点からも、処分の公平性からも、処分の程度は同じであるべき。(5自治体)。

## (4) ヒアリング記録

### 1) 自治体Z 指導監督担当部署 ヒアリング(視点3の自治体)

#### ■日時

2025年11月11日 13:30~15:00 自治体Z 会議室

#### ■出席者

自治体Z 健康福祉部高齢者支援課 A係長(統括)、B氏・C氏(有料老人ホーム担当)  
日本社会事業大学専門職大学院 井上教授

#### ■提供資料

- ・自治体Z有料老人ホーム設置の届出に関する事務の流れ(資料1)
- ・自治体Z有料老人ホーム設置事前協議書(資料2)
- ・自治体Z有料老人ホーム設置の手続きに関する要綱(資料3)
- ・自治体Z有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」と略記)設置運営基準指針(資料4)
- ・自治体Z介護保険事業者の不適切事案に対する措置基準(資料5)

#### ■ヒアリング結果

##### 1. 有料老人ホームの所管部署

- ・事業所・福祉サービス係で介護保険の指導監査も含めて対応
- ・係長(全体統括)
- ・介護保険指導監督ライン: 係員3名(指導監督の総括を担う、実地指導は保健所が担当)
- ・有料老人ホームライン: 係員4名(届出、集団指導、個別指導等すべて担う)
- ・係長含めて8名の小規模ながら連携を維持し、事案ごとの総合判断力を重視。

##### 2. 対象施設数・分布(県庁所在地自治体以外をすべて対応)

- ・有料老人ホーム(サ高住非該当): 25施設(特定施設11、住宅型14)
- ・有料老人ホームに該当するサ高住: 52施設(特定施設7、外付け45)

##### 3. 指導監査の基本的な体制

- ・有料老人ホーム側(本庁)と介護保険側(保健所・本庁)が事案に応じ一体的に対応。
- ・介護保険は介護保険創設時から実地指導を保健所が行っているが、行政処分の権限があるのは本庁である。行政処分の権限はあるが、日常的に事業者指導を行わないため、実地指導を行う保健所との連携が必要になる。
- ・有料老人ホームは本庁が自ら行っている。
- ・サ高住は住宅政策課とも連携している。

##### 4. 運営開始後の立入や指導の実施状況

<年間実績>

- ・令和4年度：一般的な立入検査、計画4→実績4（コロナ影響で低調）
- ・令和5年度：計画20→実績11
- ・3年に1回は立入検査に入りたいと考えている。
- ・広域移動負担もあり、一般的な立入検査計画件数の制約要因となっている。

#### <立入検査の編成のパターン>

- ・有料老人ホームで併設あり : 自治体Z下の担当保健所に声をかけ、都合がつけば合同で実施
- ・有料老人ホームで併設なし : 本庁担当のみで実施
- ・サ高住で併設あり : 自治体Z下の担当保健所に声をかけ合同で実施+住宅政策課  
(ハード確認)
- ・サ高住で併設なし: 本庁担当のみで実施+住宅政策課 (ハード確認)
- ・さらに小規模多機能等の市町村指定権限の事業所が絡む場合は、市町村担当も随時声かけ

#### <介護保険担当と合同での立入検査>

- ・自治体Zには「自治体Z有料老人ホーム及びサービ付き高齢者向け住宅運営基準指針」があるが、住宅型有料老人ホームについては、居室面積をケアハウスに準じていることの他は、運営面に関する都道府県独自基準は設けていない。
- ・介護保険法の各種書類とセットでみれば、もう少し指導ができるかもしれない。
- ・例えば、訪問介護であれば、訪問介護スタッフが住宅型有料老人ホームでベタッとシフトを組むようになっていて、計画と実行のずれがないか、ここまです確認はしている。
- ・仮にずれがあったとすれば、訪問介護に対して介護保険法に基づいて適正な介護報酬請求の指導を行うことはできる。しかしながら有料老人ホームそのものについては基準がはっきりしないので、難しい。

## 5. 令和5年度の「囲い込み」事案について

### <概要>

- ・同日に2施設に立入検査。いずれも併設事業所への利用集中（訪問介護・通所等）で有料老人ホームに対し文書による指導を行っている。
- ・1件目: 思いをもって行っている事業所と認識。「デイは併設利用に限定している」という主旨を事業所自らが言明。悪質性は低いと認識。
- ・2件目: フランチャイズ系で全国展開。「訪問介護は併設のみにしている」という主旨を事業所自らが言明。1件目と比較すれば、悪質性高い印象。
- ・つまり、2件とも自ら囲い込みを会話のなかで言明したため、指導に至った。
- ・口頭指導に加え文書指導で是正要求も行っている。

### <囲い込みの把握の難しさ>

- ・この2件よりも悪質性の高い事業所はあるだろうが、囲い込みの定義が明確でない以上、指導には限界がある。例えば、表向き複数の選択肢を提示しているが実質的に選択肢が乏しい「見かけ上の自由選択」も多数あるはずだが、定義が明確でないため、それ以上、踏み込めない。
- ・この2件は自らが「囲い込み」について述べているために指導の対象となったに過ぎない。
- ・ケアプラン点検も牽制にはなるが、あくまで指導なので、事業者に委ねられている。

## 6. 事業開始までの指導

### <標準指導指針：職員配置>

- ・標準指導指針で配置すべき職員の職種に関する規定はあるが、具体的に昼間や夜間に職員を有料老人ホームとして〇〇人配置するといった明記はしていない。よって、現実問題どうするのか、と確認していく。例えば、夜間について、事業者は併設の訪問介護の職員を置いて、有料老人ホームの職員と兼務していることで問題ないと主張されることがある。介護保険サービスを提供している時間はどうするのかと思うが、標準指導指針に沿って「必要な数を配置してください」としか指摘できない。
- ・検討会で過半数の自治体が夜間に少なくとも一人配置を明記していることが報告され、自治体Zとしてもそこは明記したいと話しているところ。この場合、全国展開の事業所からは、「A市では一人配置で、B市では特段記載していないのはなぜか？」という自治体間の違いに関する問い合わせに対しては、苦慮している。
- ・生活保護の人が多く入居している有料老人ホームがどれほどあるかは把握できていない。今年度、自主点検票を改定し、入居者数のほか生保受給者数を把握できる項目も作ったところ。
- ・国による明確な方針を示してほしいという思いと、一方では民間の創意工夫を尊重したいという思いがあり、どこまで踏み込んだ対応を行うべきか計りかねている状況である。また、基準を明確化していくと、経営が厳しいところはどうなるかは心配。

### <標準指導指針：ハード基準>

- ・基準内容：一般居室、14.85㎡、ただし書きで13.2㎡。個室。（※ケアハウスに準拠）
  - ↑自ら介護を提供しない場合（住宅型に相当）
  - ：介護居室：13㎡以上。個室
  - ↑自ら介護を提供する場合（介護付きに相当）
- ・14.85㎡に満たない新規案件が多数（9～13㎡程度の例）。
- ・重要事項説明書の「指針未合致事項」欄に記載すればよいという風潮が事業者にある。本来、面積基準を満たせない場合の記載は既存建物改修を想定しているはず。
- ・居室以外の共同設備についても、ア～ケまでは本来すべて設けるべきだが、できていない。具体的には、医務室、看護室、談話室、健康・生きがい施設など。これらの共同設備は介護付と住宅型と健康型を区別して記載しておらず、指導がしづらい面もある。

### <標準指導指針：ソフト面共通>

- ・指針のなかで「介護サービス」という言葉が頻出するが、介護保険サービス／有料老人ホームとしての独自の介護サービス／両者のいずれかの意味か明瞭ではない。

### <重要事項説明書など>

- ・契約書、重要事項説明書、管理規程の3つがあるが、ひな型の安易な流用、整合性不備、記載の粗雑などが認められる。市場で流通しているひな型の横行で形骸化している。
- ・契約書に「併設利用がマスト」という記載をするような有料老人ホームはない。よって、実態がどうであれ書面上は入居者の自由選択を装える。

#### <経営状況の確認>

- ・決算書提出を求めているが、決算書の判断基準が示されておらず、どのように読み解けばいいのか不明瞭。
- ・そもそも指針記載事項に過ぎず、不適切な財務状況であったとしても、届出は受理せざるを得ない。例えば家族経営で賃金支払余地が乏しいことが見込まれる場合など。

#### <未届有料老人ホーム>

- ・本年度、未届ではないかとの通報あり。
- ・チラシでは若い方も入居可と暗に示しているが、老人福祉法の網にかからないような見せ方をしているにすぎず、実際には高齢者のみが入居していると認識。
- ・ホスピス型住宅は県庁所在地の市を中心にある。立入検査の際は、あくまで介護保険の訪問看護事業所への指導として入るが、実際には指導権限がない医療保険の訪問看護ということはあるかもしれない。

### 7. 行政処分と処分基準について

#### <行政処分>

- ・これまで、改善命令、事業制限・停止命令の事案はない。
- ・介護保険法は指導と監査が明確に分かれている。通常は指導で、行政処分の前段として勧告があるという認識。その先の改善命令は、勧告で言ったことをやるようにという立て付けになっている。
- ・「勧告にかかわる措置を取ることを命ずることができる」の一文が老人福祉法第 29 条 15 項にはないことが問題だが、殆どの事業者は、指導をすれば対応されるため、改善命令が想定しがたく、よって勧告をわざわざ立てなくてもよいという考え方もある。
- ・介護保険の行政処分の殆どは、改善命令ではなく、事業制限・停止命令である。例えば、悪質な虐待事案を受けた、一定期間の新規の受け入れを停止します、という命令など。

#### <処分基準案>

- ・自治体Zでは国の監査マニュアルや日本総研が示しているような、重大性や悪質性で加重軽減を細かくスコア化する基準は作成していない。
- ・それは、加重軽減を細かく決めたところで、最終的には個別事案について人間のジャッジや総合判断が入ってくるためどこまで意味があるのか、という考えによる。スコア化に取り組むより、事案に丁寧に向き合っていくことが大切で、それが入居者の保護につながると考えている。
- ・不利益処分時は聴聞・弁明機会の付与が必須であり、その手順を踏んでいった時に訴訟リスクがどれほどあるのだろうか、と考えてしまうところもある。最終的には処分する事業者とのコミュニケーションの問題ではないか。
- ・以上から「処分基準」は内部の判断整理・防衛資料としては有用だが、最終は法の適用と事案の実態に基づく説明責任ではないか。
- ・現場経験が少ない職員による対応であれば機械的に当てはめられるような加重軽減のスコア化は一定の役割を果たすことは理解できるが、参考とすることはあっても、行政内部・対外的な説明責任は自ら果たす必要がある。
- ・介護保険法と老人福祉法とで基準をパラレルにしたほうがよいことは理解できる。

- ・有料老人ホームで業務停止命令をする際には、入居者の生活の場であることと、次の施設を確保する必要があることから、現実的には難しい。それなら、参入してくる入口（設置基準、届出）の段階でしっかり整えることに労力を使ったほうがよいと考えている。

#### <虐待防止>

- ・高齢者虐待防止法の第 24 条で「養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報や届出があった場合に、市町村長または都道府県知事が老人福祉法や介護保険法に基づき、虐待の防止と被害高齢者の保護のために適切な権限を行使すること」となっているので、高齢者虐待をきっかけに老人福祉法で検査をすることは多分にある。

#### 8. 特定施設について、有料老人ホームの整備量そのものについて

- ・特定施設は市町村の計画で供給量を設定しているが、既に充足しており、これ以上はいらないと認識している市町村が殆どである。近年特定施設の指定は行っていないのが現状。
- ・年に数件「特定施設を取りたい」との相談があるが、計画の状況を話すと、住宅型へとなる。
- ・事前協議の段階で市町村にも報告するよう伝えるが、市町村としても明確な拒否は困難な状況である。利用者が見込めないのではということは伝える市町村もあるが、拒否はできない。
- ・特定施設やデイであれば不必要な給付になるとの見通しが立てやすいが、住宅型は一義的には介護給付に直結しないため、高齢者住まい計画にも記載がしにくい現状がある。

以上

## 2) 自治体Y 指導監督担当部署 ヒアリング（視点2、3の自治体）

### ■日時

2025年12月25日 10:30～12:00 自治体Y 会議室

### ■出席者

自治体Y 福祉部指導監査課 高齢者施設チーム A主幹、B主査

自治体Y 福祉部介護保険課 事業者チーム C主幹

日本社会事業大学専門職大学院 井上教授

### ■提供資料

- ・自治体Y有料老人ホームに対する行政指導・行政処分適用基準（資料1）
- ・自治体Y介護サービス事業者等に対する行政指導・行政処分適用基準（資料2）

### ■ヒアリング結果

#### 1. 有料老人ホームの所管部署

- ・指導監査課 : 課長（指導監査の全体統括）
  - : 高齢、児童、障害、社会福祉法人などに課内が分かれる
  - : 高齢者施設チームは職員4名体制で介護保険事業者と有料老人ホームを担当
  - : 4名それぞれが介護保険も有料老人ホームも担当している
- ・介護保険課 : 指導監査課とは別フロア
  - : 要介護認定、給付、事業者などに課内が分かれる
  - : 事業者チームは介護保険の事業者指定、有料老人ホームの届出、事業者からの通常の問い合わせに対応、4名体制
- ・事業者からの日常的な問合せ（それに伴う指導含む）は介護保険課が対応する。必要に応じて指導監査課へ情報共有・引継ぎを行う。
- ・高齢者支援課：高齢者虐待防止法に関連するものを所管している。

#### 2. 対象施設数・分布（県庁所在地自治体以外をすべて対応）

- ・有料老人ホーム:111施設（地域密着型特定施設1、住宅型110）
- ・有料老人ホームに該当するサ高住:16施設（外付け16）

#### 3. 指導監査の基本的な体制

<介護保険担当と合同での立入検査>

- ・同一法人で訪問介護・通所等併設が多いため、同日に同場所で介護保険事業所と有料老人ホームを並行指導。
- ・当日のメンバー内で担当を明確に分担（例:職員Aが有料老人ホーム担当/職員Bが訪問介護担当）

- ・同一法人で複数の有料老人ホームと複数の訪問介護や通所がある時は、その時々で組み合わせを考えて指導監査に入る

#### <県との連携>

- ・中核市として有料老人ホームの指導監査も担当しているため、県との平時の連携は限定的である（行政処分を見据えた案件時に情報共有は行うが、そもそもそういった案件は少ない）

### 4. 運営開始後の立入や指導の実施状況

#### <年間実績>

- ・令和6年度：有料老人ホーム15件、サ高住3件、合計18件
- ・6年に1回は立入検査に入りたいと考えている。

#### <いわゆる囲い込み>

- ・重要事項説明書やパンフレットやチラシに、あたかも介護付きと思われるような記載や、自法人の訪問介護等の利用ありきのような記載をしている際には、誤解されないようにとの指導をしている。
- ・実態面の囲い込み指導は難しく、書面（広告・重要事項説明書）での誤認是正に重心

#### <職員配置>

- ・モーニングやイブニングはケアが集中し、ピークの時間帯のシフトに齟齬がないかの確認をする。その場面で介護保険サービスとしてのサービスと有料老人ホームとしてのサービスの違いを理解されても、ホームの担当者が変わると、認識が乏しくなることはある。
- ・夜間については訪問介護のサービスは入れずに、有料老人ホームとして職員を置いて対応をしているホームが多い。宿直ではなく夜勤として配置しているのが一般的である。

#### <ホスピス型住宅>

- ・医療依存度が高い入居者が多いホームはいくつかあるが、医療保険は厚生局が担当していることもあり、通常業務のなかでは区別して扱ってはいない。

### 5. 事業開始までの指導

- ・国の標準指導指針をベースとした市要綱に基づいて指導を行うのが基本である。

#### <標準指導指針：職員配置>

- ・訪問介護のシフトと有料老人ホームのシフトの両方の提出を依頼し、突合し、有料老人ホームとして日中に職員が配置されていることを確認していくこととなる。
- ・そもそも、介護保険としてサービス提供をしているのか、有料老人ホームとしてサービス提供をしているのか、そこを正確に理解することが必要なのだが、その認識が事業者や職員に不足していると感じる。そこから指導していくことになる。
- ・夜間についても同様に確認をしている。
- ・サービス区分の明確化やルールの一層の明確化が望ましいとの認識を持っている。
- ・国で明確な基準を設けてもらった方が指導はしやすくなる。一方で、営利企業が多いこともあり、

人員基準等を厳しくしていくと、事業継続ができなくなる施設もでてくるのではとの心配も。

#### <標準指導指針：ハード基準>

- ・基準内容：13㎡以上。個室
- ・事前協議の段階で床面積を満たせていない場合、指導を行う。現在のところ、いずれのホームも指導には従っている。
- ・既存建築物を改修する場合、満たせていないこともあるが、それは標準指導指針でも特例の記載があるので、それに対応している。

#### <経営状況の確認>

- ・提出を求めるが、分析基準も示されていないうえに、経営状態が悪いから認めないということは難しい。

#### <未届有料老人ホーム>

- ・現時点では未届有料老人ホームはないとの認識である。通報などもない。

## 6. 自治体Y有料老人ホームに対する行政指導・行政処分適用基準（資料1）について

### <概要>

- ・作成は指導監査課
- ・平成30年の老人福祉法の改正に伴って有料老人ホームに対する行政処分（改善命令、事業制限命令、事業停止命令）の権限が追加されたため、必要性を感じて作成したのが経緯である。
- ・介護保険で行政処分の基準を持っていたので、全く同じではないけれど、持っておきたいと考えたと史料する。
- ・介護保険側の基準運用経験を参照し整合性を確保。
- ・実際に指導監査をしている高齢者施設チームの職員から声が上がったのではないかと史料するが、当然、課長部長クラスからも同様だったと史料する。介護はこのレベルで出すのか、障害はこのレベルで出すのか、そこに若干の差はあるが、それぞれに理由は部課長クラスから求められる。
- ・自治体Yの介護保険の行政処分適用基準は、国の監査マニュアルや日本総研が示しているような、重大性や悪質性で加重軽減を細かくスコア化する基準ではない。参考にはしたと思うが、利用者の処遇・サービス継続への影響も勘案できる柔軟性を重視したのではないかと史料する。

### <介護保険の行政処分適用基準との違い、実際の運用>

- ・適用基準の資料を日々の業務でどの程度、確認しているかについて。
- ・行政指導の区分について、確認するために見ることがある程度。
- ・行政処分の区分について、特別な立ち入り検査を行う時は、ある程度処分を見据えて監査に入るので、この基準のどこに当てはまるかを確認することに使うことになる。実際には、有料老人ホームで行政処分を行ったことはないので、想定の話となる。
- ・改善勧告がないため、介護保険と比べるといきなりレベルがジャンプして重たくなってしまっているので慎重にすべきとは思いますが、勧告があった方がいいという考え方は現時点ではない。

## 7. 行政処分と処分基準について

### <行政処分>

- ・これまで、改善命令、事業制限・停止命令の事案はない。

### <虐待防止>

- ・高齢者虐待防止法の第24条で「養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報や届出があった場合に、市町村長または都道府県知事が老人福祉法や介護保険法に基づき、虐待の防止と被害高齢者の保護のために適切な権限を行使すること」となっている。
- ・虐待の通報などがあった場合は、介護保険課と高齢者支援課が合同で事実確認をまずは行う。初期対応。結果、改善が見込める場合は、介護保険課と事業者のやりとりとなる。
- ・組織性や悪質性が疑われる場合には、指導監査課が入ることになっている。
- ・最近では、虐待関係で立ち入り検査にまで至ることはない。

## 8. 特定施設について、有料老人ホームの整備量そのものについて

- ・特定施設は令和3年度の公募で指定。運営主体は社会福祉法人。
- ・以降、毎年公募はしているが応募なし。県の施設整備の基金の対象ではないことも影響しているかもしれない。
- ・有料老人ホーム全体の入居率は第9期介護保険事業計画の策定時の調査で約8割。
- ・特別養護老人ホームにも待機者は一定数あり。
- ・事業者としては特定施設より住宅型を希望しているところが多いような印象である。
- ・介護保険サービスと有料老人ホームサービスの区分についての明確な認識が事業者や職員に乏しいこともあり、特定施設として運営したほうが行政として指導はしやすいとは感じる。

以 上

### 3) 自治体X 指導監督担当部署 ヒアリング（視点1、3の自治体）

#### ■日時

2026年1月7日 9:30～11:00 オンライン

#### ■出席者

自治体X 福祉保険部指導監査課 A係長、B氏  
日本社会事業大学専門職大学院 井上教授  
厚生労働省老健局高齢者支援課 落合専門官、楠田係長、西野氏  
株式会社アルテップ 柳瀬、福本、村上

#### ■提供資料

なし

#### ■ヒアリング結果

##### 1. 有料老人ホームの所管部署

- ・指導監査課 : 課長（指導監査の全体統括）
  - : 高齢、児童、障害、社会福祉法人などに課内が分かれる
  - : 高齢分野は職員8名体制で介護保険と有料老人ホームを担当
  - : 8名それぞれが介護保険も有料老人ホームも担当している
  - : 届け出、事業者からの日々の問い合わせ、行政指導など全てを担当
  - : 施設での高齢者虐待の通報は指導監査課に入る
- ・長寿社会課 : 高齢者虐待を所管し、通報はこちらもしくは市内地域包括。

##### 2. 対象施設数・分布

- ・有料老人ホーム: 275施設（特定施設14、住宅型256、健康型5）
- ・有料老人ホームに該当するサ高住: 16施設（特定施設4、外付け24）
- ・ホーム数が多いとの認識はあり。肌感覚だが入居率は7～8割程度ではないか。利便性のある自治体Xでというニーズを周辺の市町村から吸い上げている面もあるかもしれない。
- ・特定施設は介護保険事業計画に基づいて選定し指定。担当は別部署（長寿社会課）。

##### 3. 指導監査の基本的な体制

<介護保険担当と合同での立入検査>

- ・複数の有料老人ホームを運営している法人は同一年度で一体的に実施。効率性の観点もあるが、同一法人の併設あるいは隣接の訪問介護や通所を網羅的に検査する観点もあり。
- ・介護保険事業所と有料老人ホームを並行指導。
- ・当日のメンバー内で担当を明確に分担（例: 職員Aが有料老人ホーム担当／職員Bが訪問介護担当）というわけではなく、その時の状況で臨機応変に行っている。

#### <県との連携>

- ・コロナ禍前までは、都道府県、都道府県内の政令指定都市と中核市、合計4つの行政機関で意見交換会を実施していた。

### 4. 運営開始後の立入や指導の実施状況

#### <年間実績>

- ・令和7年度（12月末現在）：有料老人ホーム70件
- ・3年に1回は立入検査に入りたいと考えている。
- ・優先的に立入検査をすべきところを選定したうえで、全体数を調整
- ・複数の有料老人ホームを運営している法人は同一年度で一体的に実施

#### <苦情や通報>

- ・高齢介護全体で年間114件（令和6年度）、そのうち有料老人ホームが70件程度
- ・虐待、契約、職員の対応。
- ・内部から、利用者から、双方からある。

#### <いわゆる囲い込み>

- ・重要事項説明書やパンフレットやチラシに、あたかも介護付きと思われるような記載や、自法人の訪問介護等の利用ありきのような記載をしている際には、指導をしている。
- ・それ以外の場合には、助言に近いニュアンスで行っている。
- ・実態面の囲い込み指導は難しく、書面（広告・重要事項説明書）での誤認是正に重心。
- ・利用者からの苦情や通報（この介護保険サービス以外を使ったらだめ、この介護保険サービスを使えば家賃を安くすると言われた等）から、指導に入っていくことはある。
- ・上記の内容からケアプラン点検につながっていくケースは少ない（別部署が担当）。

#### <職員配置>

- ・現場の介護職は有料老人ホームの職員としての時間、訪問介護等の介護保険サービスに基づくサービスの切り分けを明確には理解していないように思われる。自分自身がいま、どちらの立場で支援に入っているかを認識していないようである。そこからの指導となる。
- ・シフトを管理している側は理解している様子である。
- ・夜間に職員を有料老人ホームとして配置しなさいとの明確な指導は現時点では行っていない。指導指針に従って適切に配置して下さいというようなニュアンスにとどめている。もちろん、利用者20名程度なら一人の夜勤、利用者40名程度なら二人の夜勤ということはニュアンスとしては伝えている。
- ・何かしらの基準を厚労省側から示して頂けるのであれば、ありがたいと考える。
- ・立入検査でシフトをみる限り、夜にも訪問介護は入っている。よって、有料老人ホームとして夜に一人置くという意識は事業者側はさほど持っていないと思われる。

### 5. 事業開始までの指導

- ・国の標準指導指針をベースとした市指導指針に基づいて指導を行うのが基本である。

- ・指導指針ベースのものと条例で決まっている介護保険ベースのものとの指導のバランスに苦慮している。同じような事案について、双方での指導に差があることに苦慮。

#### <標準指導指針：職員配置>

- ・新築の場合、満床になるまでの時間がかかることもあり、有料老人ホームとしてのシフトに問題があることはさほどない。
- ・訪問介護を併設しており、そこからサービスが提供される場合、シフトを見ながら、訪問介護としての人員基準（訪問介護員が常勤換算で2.5名。利用者数に関わらず）が満たせていない場合には、明確に指導を行っている。

#### <標準指導指針：ハード基準>

- ・基準内容：10.65㎡以上。個室
- ・事前協議の段階で床面積を満たせていない場合、指導指針を伝えるものの、従わない場合には、重要事項説明書にその旨を記載するよう指導し、いずれ大規模な改修などを行う際に対応するよう指導。
- ・実態として、13㎡を満たせていない有料老人ホームがある。もともと満たしていない法人が廃止され、そのまま利用者ごと引き継ぐ場合なども同様である。

#### <経営状況の確認>

- ・書類の受け取りのみ。経営分析に関する知識が指導側に不足しているのが実情である。

#### <未届有料老人ホーム>

- ・現時点では未届有料老人ホームは2件。1件は今年度中に届出予定。もう一件は書類作成のスキルが乏しく、届出にまだ至っていない。
- ・事案があった際、有料老人ホームに該当するか否かの判断は、別の課（長寿社会課）で行っている。該当しない住まいとしては、サービス提供を行っていない、もっぱら高齢者ではないなど。指導監査課として有料老人ホームと捉えていても、事業者側と見解が異なることも。4～5件程度、過去にはあった。現在は該当なし。

## 6. 行政処分と処分基準について

### <行政処分>

- ・令和5年度、令和6年度、令和7年度12月までの件数は以下のとおり
- ・有料老人ホーム 12件（11件が虐待、1件が届出虚偽←手続き違反）
- ・介護保険事業 5件（3件が虐待、1件が不正請求、1件が人員基準違反）  
（3件内訳、GH1件、有料老人ホームでの訪問1件、一般での訪問1件）
- ・実態として有料老人ホームで発生した行政処分が圧倒的に多い（ここには介護保険の有料老人ホームでの訪問1件が含まれる）。いずれも改善命令。
- ・有料老人ホームに対しては指導指針に過ぎず、何か発生した時のペナルティが明確ではないこともあり、いろいろな面で緩いところがあると捉えている。
- ・住宅型有料老人ホームで虐待の通報があり、立入検査に入る際の流れは以下のとおり。多くの職員

は有料老人ホームとしてサービス提供しているか、介護保険としてサービス提供しているかの認識がないので、まずは、そこから押さえていく。そして、虐待の事案がどちらのサービス提供の時に生じていたかを確定させていく。つまり、この時点では介護保険の監査と老人福祉法の監査が同時に発生していくイメージである。そして、24時間のなかで介護保険ではカバーできている時間は少ないため、結果的に有料老人ホームで発生している虐待関連の行政処分は、介護保険ではなく、有料老人ホームとして行うこととなる。

- ・同じ有料老人ホームのなかで、訪問介護としての虐待なのか、有料老人ホームとしての虐待なのか、どちらであるかによって指導や処分が異なることはおかしい。有料老人ホームであっても、訪問介護をはじめとする介護保険サービスと同等の厳しきで処分を行うべきである。公平に対処するのが本来である。それもあって、介護保険の行政処分を準用することとなる。
- ・行政処分は特定施設の法人に集中しているわけではない。
- ・改善命令を出した後、改善状況報告を事業所は提出し、それを文書上で確認する。
- ・その後、状況が許せば、臨時的に立入検査を行うこともある。

#### <処分基準作成>

- ・当初は、事案が発生して対応を迫られるなかで、処分基準の作成等の時間的余裕がなく、介護保険に準用で行くことになったのが実態である。
- ・有料老人ホームは指導指針にすぎないので、これをもって処分基準として扱うことには問題もあるのではないかと感じてはいるが、一方で、必要なことだとも認識している。
- ・仮に作成するとしたら、指導監査課で作成することとなる。

#### <介護保険の行政処分との整合性>

- ・厚労省の介護保険指導室などが標準的な行政処分を提示する以前から、自治体Xとして行政処分基準を作成済みであった。
- ・反復性、組織性など加重や軽減の部分は厚労省が示したものとほぼ同じ。
- ・違う点は指定の一部効力停止、指定の全部効力停止が、厚労省の示したものは期間（1か月、3か月、6か月、1年）まで明示しているが、自治体Xではそこまでは明示していない。

#### <虐待対応>

- ・有料老人ホームであれ、介護保険であれ、虐待の中身に差はない。
- ・身体的虐待と心理的虐待が多いが、最近は経済的虐待もある。
- ・同一法人のなかで連鎖的に発生することもある。
- ・虐待通報は元職員もしくは現役職員からが多い。

### 7. 特定施設について、有料老人ホームの整備量そのものについて

- ・特定施設の指導は住宅型に比べて行いやすい。ケアプラン、包括報酬など。
- ・介護保険財政の観点からも住宅型より特定施設の方が支出を抑えられる。
- ・特定施設の計画を行う長寿社会課とこれらについて話し合う機会は持っていない。
- ・事業者としては特定施設と住宅型の支給限度額の違いを気にされており、特定施設より住宅型を希望しているところが多いような印象である。件数は少ないが特定施設にしたらどのようなことになるかと

いう相談はある。

- ・住宅型は出来高制のため、利益確保のためにサービスを入れてくるインセンティブが事業者側に働き、自立支援とは逆行しがちである。
- ・介護保険施設の整備が頭打ちであること、個室を望む声が利用者にあること、ご家庭で対応できない状況が増えていること、これらのことから有料老人ホームを減らせばいいという感覚はない。法令遵守の考え方が、住宅型有料老人ホーム間で異なっているのは事実であり、法令遵守の徹底が課題となっている。この点にしっかり対応していきたいと考えている。

以 上

## 4) 自治体W 指導監督担当部署 ヒアリング（視点2、3の自治体）

### ■日時

2026年1月8日 9:30～11:00 オンライン

### ■出席者

自治体W高齢者支援部介護事業指導課 A課長、B主幹（施設系全体）、C主事（有料老人ホーム担当）  
日本社会事業大学専門職大学院 井上教授  
厚生労働省老健局高齢者支援課 落合専門官  
株式会社アルテップ 柳瀬、福本、村上

### ■提供資料

自治体W老人福祉施設等への行政処分等に関する指針（制定：令和5年、改正：令和7年）

### ■ヒアリング結果

#### 1. 有料老人ホームの所管部署

- ・介護事業指導課
  - ：課長（全体統括）
  - ：介護事業指導課全体で17名（課長含む）
  - ：所管業務は施設整備、補助金、指定や届出、指導
  - ：居宅指導班、地域密着指導班、施設指導班の3班から構成
  - ：施設指導班は介護保険施設、有料老人ホーム、ショートを所管
  - ：施設指導班 担当職員6名（担当主幹1、担当5（内3：指導業務1：課内庶務業務1：会計任用）
  - ：施設系の主幹がB氏、有料老人ホーム担当がC氏となる
  - ：届け出、事業者からの日々の問い合わせ、指導など全てを担当
- ・高齢福祉課：高齢者虐待を所管している。

#### 2. 対象施設数・分布

- ・有料老人ホーム：176施設（特定施設30、住宅型146）
- ・有料老人ホームに該当するサ高住：59施設（特定施設12、外付け47）

#### 3. 指導監査の基本的な体制

<立入検査の手順と視点の標準化>

- ・事前に提出された資料を有料老人ホーム担当のC氏が確認し、項目をチェックし、C氏が不在の時は施設系班の誰かが当日の立入検査に入る。施設系班のなかでは誰もが同じ視点で立入検査できる体制を整えている。当日の立入検査で判断がつかなかった部分は、持ち帰って、主に有料老人ホーム担当にて確認をしていく。
- ・上記は施設系班のなかだけではなく、居宅系班、地域密着系班など指導担当全体で行っている。これにより、有料老人ホーム担当であっても、居宅サービスの視点が獲得されていく。

- ・当日の担当者について、介護保険部分を確認する担当と、有料老人ホーム部分を確認する担当に分け、主に人員・運営・加算（介護保険サービス事業所のみ）の三項目について、各々のチェックを行う。
- ・担当の分け方について、サービスの種類（施設、居宅、地域密着）によって、各サービス担当班の職員を配置する。有料老人ホーム部分を確認するのは、主に施設班の職員としている。
- ・特定施設入居者生活介護事業所については、介護保険部分と有料老人ホーム部分を同じ担当（2～3名）が併せて確認を行うケースもある。

#### 4. 運営開始後の立入や指導の実施状況

##### <年間実績>

- ・令和6年度：17件
- ・6年に1回は立入検査に入る目安で行っている。
- ・訪問介護や通所などの介護保険サービスを併設しているホームを中心に、前年度の通報なども踏まえて組み込んでいくホームなどを加えていく。
- ・サ高住の立入検査の際、住宅部局の同行を行っていた時期もあるが、近年はない。

##### <苦情や通報>

- ・通報があった際には随時の立入検査を行うことがある。
- ・虐待通報は高齢福祉課が第一報を受け、随時の立入検査となる。令和6年度で1件
- ・状況に応じて、定期に立入検査に組み込むこともある。
- ・令和6年度、高齢者虐待の認定がされたもの：8件  
内、介護サービス事業所が6件、有料老人ホーム（サ高住を含む）が2件  
いずれも行政処分ではなく、行政指導の範囲

##### <いわゆる囲い込み>

- ・訪問介護等の利用状況も確認のうえ、囲い込みの疑いがある時には、口頭で指示をする範囲にとどめている。
- ・入居契約の際に、訪問介護もセットで契約するような記載（重要事項説明書やパンフレットやチラシ）の際には、指導の対象となってくる。

##### <職員配置>

- ・現場の介護職は有料老人ホームの職員としての時間、訪問介護等の介護保険サービスに基づくサービスの切り分けについては意識していないように思われる。
- ・シフトを管理している側は理解している様子ではあるが、ホームによるばらつきはある。
- ・W自治体の指導指針のなかで、夜間については常時1名以上の職員配置を求めている。
- ・シフト表の作成の不備、各種書類の作成の不備は散見される。現場の管理者に左右されるので、現地の立入検査の重要性を認識している。
- ・例えば、訪問介護を行っていない時間は有料老人ホームとしてのサービスであるとのホームの認識から、訪問介護のシフトを確認していき、訪問介護の常勤換算2.5人が満たされていないことが判明するなど。開設当初からの書類をすべて確認して指導するに至ることもある。

- ・本年度、立入検査に入り、上記が判明し、翌年度、再度、入るなどもある。もちろん、文書指導は都度、行っている。
- ・こういった理解不足のホームは一施設だけを運営している法人が傾向としては多い。情報が入ってこないことも多いのかもしれない。

#### <ホスピス型住宅>

- ・併設で訪問看護があり、立入検査したところ、介護保険の訪問看護利用実績がなく、すべてが医療保険の訪問看護であったというケースはある。その時に、医療保険を管轄する厚生局と連携することは現時点ではない。

#### <生活保護>

- ・生活保護受給者が利用できる住宅型有料老人ホームが増加している。
- ・背景には特別養護老人ホームのユニット型が増えて、生活保護受給者の入居が難しいという事実がある。従来型の定員が減ってきている事実もある。要介護3以上ではないと入居できない状況も影響している。
- ・これが困り込みにつながりやすいとは認識している。
- ・身寄りがない人が増え、老々介護が増え、自宅での生活が難しくなっている。
- ・生活保護受給者を受け入れるために家賃に差を設けたいとの相談が多い。それについて、行ってはいけないとの指導はできないので、その場合には重要事項説明書にその旨を記載するように指導をしている。

### 5. 事業開始までの指導

- ・新規整備を希望する事業者には、設置届けを出してもらい、標準指導指針をベースに指導を行うのが基本である。

#### <標準指導指針：職員配置>

- ・届け出の際には、訪問介護等はいれず、有料老人ホームのみのシフトを提出する。
- ・夜間も含めて有料老人ホームとして職員を一人配置しているシフトを提出とする。

#### <標準指導指針：ハード基準>

- ・基準内容：13㎡以上。個室
- ・事前協議の段階で床面積を満たせていない場合、重要事項説明書にその旨を記載するよう指導。
- ・13㎡を満たせていない時に、指導しても従わないケースが増えている。
- ・相部屋についての基準が、特定施設では夫婦や血縁関係を基本とするとの明記があるが、住宅型有料老人ホームにはその明記がない。
- ・介護居室（設置者が自ら介護サービスを提供するための専用の居室）の定義。これと、一般居室とで、居室前の廊下幅の規定が違っている状況。実際には、有料老人ホームとしてサービス提供する時間と訪問介護等の介護サービスが提供する時間とが一つの部屋で発生している。介護居室について明確に定める必要があるのではないか。

#### <未届有料老人ホーム>

- ・現時点では未届有料老人ホームは3件。
- ・1件は事業者側が有料老人ホームとの認識ではなく、食事が別契約という理由。1件は届け出に向けて動いているが、書類の整備がなかなか進まない。1件は有料老人ホームになるとスプリンクラーをつけなければいけないとの誤った認識（消防法上は介護を要する者が一定割合いれば有料老人ホームか否かにかかわらず設置が必須）。
- ・このほかにも有料老人ホームに該当しない、意図的に高齢者のみを集めていない。

## 6. 行政処分と処分基準について

#### <行政処分等に関する指針作成：概要>

- ・令和5年に指針を作成。
- ・経緯：通所介護やショートステイなど介護保険での不正事案が発生し、行政処分が視野に入ってきた。それまで、国の処分基準を参照しながら行政処分を行ってきたが、訴訟リスクなどを考慮し、自治体Wとして指針の作成を行うこととした。
- ・その際に、介護保険法に基づくものだけでなく、老人福祉法や社会福祉法に基づいて、養護老人ホーム、有料老人ホーム・軽費老人ホームについても、指針を作成したほうがよいことを、上司の部長職と確認した。
- ・当初は課長が課員に作成を指示したものの、時間的な余裕もなく、課長自らが作成することとなった。
- ・その際、国の処分基準は行政処分のみであるが、行政処分が頻繁に発生する状況にはないこともあり、活用される機会が少ないと考え、また指導プロセスの際に活かせると考え、行政指導も盛り込むこととした。
- ・有料老人ホームについては国が処分基準を作成していないが、介護保険の行政処分基準が示されていたこともあり、これに準じて作成できるのではないかと考えた。いずれ、有料老人ホームの処分基準を国が作成する際には、当然のことながら、介護保険の処分基準を参考にされて作成するであろうとも考えた。

#### <行政処分等に関する指針作成：行政処分の程度>

- ・介護保険には勧告、改善命令、停止命令、指定取消があり、有料老人ホームには改善命令、停止命令が、法令上、定められている。この枠組みを用いた時に、介護保険の行政処分等の程度に、改善命令が記載されていないのはなぜか？ → 国の監査マニュアルのなかで示されている処分基準に、そもそも改善命令が提示されていなかったため。
- ・実際、介護保険で改善命令を出すことは殆どない。
- ・「処分事由ごとの基本となる処分等の内容」について、同じ項目（例えば人員基準違反）であっても、介護保険では勧告（B級）、養護老人ホームでは行政指導（A級）、有料老人ホーム・軽費老人ホームでは行政指導（A級）と、処分の程度が変わっている。同様なことは別の項目（例えば人格尊重義務違反）でも見受けられる。同じ処分事由で処分程度が違いうように見受けられるのが、これはどう解釈したらいいのか？ → 介護保険については国が定めたものをそのまま援用している。養護老人ホーム、有料老人ホーム・軽費老人ホームについては、作成当初は処分程度を揃えたと記憶している。しかしながら、法令上の行政処分の違い（例えば、養護老人ホームは取消があるが、有

料老人ホームは届け出だからそもそも取消がないなど)を考慮して、再考したと記憶している。

- ・介護保険施設や介護サービスには整備にあたって税金が投入されているが、有料老人ホームについては届け出であるうえに、税金が投入されていないこともあり、この指針上、同格の処分とすることをどう判断するのか、も考慮した。
- ・そもそも、この指針はあくまで指針であって、実際の処分はこれに様々なことを加味して行うものであり、例えば、最終的な行政処分は同じ程度の人格尊重義務違反であれば、同じ処分となるよう運用できると判断している。
- ・例えば、指針のなかで「この指針は、代表的な不正行為等の事例に対する標準的な処分例を示すものである」と記載し、「具体的な処分内容の決定は、次の各号に掲げる事項に基づいて実施するほか、不正行為等発覚後の老人福祉施設等設置者の対応も考慮の上、総合的に判断するものとする。」とも記載している。
- ・このほか、加重・軽減にも工夫を加え、一定の調整ができるように作成した。

#### <指針の活用>

- ・行政処分だけでなく、行政指導も加えていることで、日々の指導で活用している。
- ・具体的には、この指針を課員で共有し、具体的な事案について、基本となる処分を確認し、加重・軽減を読み込みながら、最終的にこういうプロセスを経て、行政指導の範囲であることを確認することに使用している。
- ・例えば、高齢福祉課で虐待が認定され、介護事業指導課に事案が回ってくる。その時に、事業者にヒアリングに行く際に、この指針に沿って、①～⑥に沿ってヒアリングを行う。そうすることで、ヒアリングの項目が均一化されていき、プロセスが標準化されていく。

#### <介護保険の行政処分との整合性>

- ・介護保険と有料老人ホームで処分基準に大きな差を設けないほうがよいと考える。とりわけ、虐待などの人格尊重義務違反については、そのように考える。
- ・不利益処分となるため、ある程度、全国统一であることが望ましいのではないかと。実際に行政処分を行う際には、国に照会をしながら、実施している。

#### <処分事由>

- ・人格尊重義務違反は対応できるようになっているが、人員基準や運営基準について、指導指針にすぎず、なおかつ届出のため、ここについて指導をしていくことが実態として難しい状況にある。利用者保護の観点からも、適切な指導ができるような権限の整備を国にはお願いしたい。

### 7. 特定施設について、有料老人ホームの整備量そのものについて

- ・有料老人ホーム部分と介護保険部分の収支を明確に分けることができていないホームが散見されるが、法人全体として経営が成り立っているかをみているのだと理解している。
- ・特定施設の整備について、公募をしても希望する事業者数がかなり減少している。
- ・住宅型有料老人ホームに訪問介護で囲い込みするよりも、特定施設化したほうが利用者保護に通ずるのは確かだが、経営的な観点や人員確保の観点からも、特定施設への移行を希望する事業者は少

ないと思料する。むしろ、特定施設の人員基準が満たせず、三割減算になるので、返上したいとの相談があるくらいである。

以 上

## 5) 自治体V 指導監督担当部署 ヒアリング（視点2の自治体）

### ■日時

2026年2月5日 9:30～11:00 オンライン

### ■出席者

自治体V 健康福祉部高齢者福祉課 A主事  
日本社会事業大学専門職大学院 井上教授  
厚生労働省老健局高齢者支援課 楠田係長  
株式会社アルテップ 柳瀬、福本、村上

### ■提供資料

なし

### ■ヒアリング結果

#### 1. 有料老人ホームの所管部署

- ・本庁職員1名（特別監査、設置届、指針改正、情報公開）
- ・出先職員5名（定期監査）

（県内を5圏域にわけて保健所、児童相談所、精神保健福祉センターなどの出先機関があり、そのなかの一つに監査指導課があり、高齢・障害・子どもなどの監査指導を行っている。高齢担当は10名程度いる。）

#### 2. 対象施設数・分布

- ・有料老人ホーム:400施設（特定施設120、住宅型280、健康型0）
- ・有料老人ホームに該当するサ高住:59施設（特定施設3、外付け56）

#### 3. 指導監査の基本的な体制

- ・定期監査は介護保険担当と有料老人ホーム担当が2名体制で実施する。

#### 4. 運営開始後の立入や指導の実施状況

<年間実績：定期監査>

- ・令和6年度：特定施設30件、住宅型92件、サ高住63件
- ・2年に1回は立入検査に入る目安で実施

<年間実績：特別監査>

- ・令和7年度12月末時点：住宅型8件
- ・虐待に関する臨時立入が9割のため市町村の虐待担当部署との連携が頻出。
- ・住宅型に集中しているのは、特定施設と違って届け出制で運営開始ができてしまうためと史料。
- ・8件の住宅型有料老人ホームに特別監査に入ると同時に、併設の訪問介護等にも入ることとなる。仕組みとしては住宅型であっても、内実は特定施設と変わらない。

#### <改善・指導（文書）>

- ・令和6年度、129件

#### <虐待通報時のフロー>

- ・通報を受けた市町村が任意調査を実施（県への通報も自治体にまず情報提供する）。
- ・事業所が任意調査を拒否した場合、県と市町村が合同で関与。
- ・事業所が任意調査を行った結果、問題が判明し、改善計画を行政指導として求めて、それでも改善が見込めない時には、県と市町村が合同で関与。
- ・ただし、報道対象案件や事件性ある案件は県が直に対応。
- ・令和7年度の虐待案件は住宅型で8件。法人関与が4件、警察調査が必要な案件が4件。

#### <いわゆる囲い込み>

- ・令和7年度：実績0件
- ・令和6年度：実績1件
- ・実績1件の内容：住宅型有料老人ホームに訪問介護が併設。利用者が別の訪問介護を利用したいとの意向を示した時にそれを認めなかったことに対して通報があり、特別監査に入る。職員ヒアリングでは判明しなかったが、全利用者の書類を確認したところ、100%特定施設の訪問介護事業所の利用であることが判明。

#### <生活保護>

- ・大都市の生活保護受給者が住所地特例で流入している実態がある。
- ・生活保護受給者を対象とした弱者ビジネスが広がっていると思料。こういったところは家族や本人からの通報が殆どないため、監査の目が入りにくい。
- ・職員配置がないこと、指導の権限も限られていることなどが、それを加速している。

### 5. 事業開始までの指導

- ・届け出制のため、開設が続いている。
- ・指導指針は法的根拠なく、悪質性のある法人はそれを踏まえて対応しており実効性が乏しい。ゆえに登録制を希望。指針の改正では改善が見られないと思料。
- ・運営事業者が土地と建物を所有しているケースは少ない。地主/ハウスメーカーなどの建設会社/運営事業者の三方よしの構造がある。建設会社が地主と運営事業者をつなげていく。建設会社が事前協議書の作成を担うことも多い。建設会社にはノウハウがたまっていくうえに、指導指針に強制力がないことも理解されており、その前提で行政とやりとりしているのが実態である。

#### <未届有料老人ホーム>

- ・未届有料老人ホームは7件。
- ・手続きに不慣れで、届け出るのが億劫になる事業者が多い。

### 6. 行政処分と処分基準について

#### <老人福祉法と行政処分>

- ・行政処分が老人福祉法第 29 条の 6 項～11 項までの帳簿、情報開示、前払い金の保全措置などに限られていて、介護保険法と比較すると極めて限定的である。

#### <行政処分の相当する事案の発生>

- ・行政処分を検討する虐待事案が令和 6 年 4 月に発生。
- ・虐待事案の内容：住宅型有料老人ホーム。入居者 8 名（半数が生保受給）の多くは軽度者であったが、1 名が要介護度が高く、施設長の介護力が不足し、手に負えない状況で、ネグレクト状態。施設長による暴言・わいせつ行為などが発生。職員からの通報。未届有料老人ホームで、行政指導に応じず、改善の見込みなし。行政処分を検討するに至った。
- ・併設の訪問介護の時間か住宅型有料老人ホームの時間か。施設長が訪問介護の要員ではないため、住宅型有料老人ホームでのサービス提供のなかで発生と認定。

#### <行政処分等に関する指針作成：参考となる処分基準案の入手まで>

- ・上記の事案が発生したため、指針作成を検討するよう指示を受けた。
- ・一から作り上げることは、過去事例や目安となるものがないため困難と判断。
- ・そこで有料老人ホームの改善命令や提示命令を行った自治体をリストアップし、行政処分の基本方針の有無を問い合わせで確認し、複数の行政処分基準を入手した。
- ・単純明快な某都道府県の行政処分の基本方針を参照とすることとした。この基本方針は介護保険法の行政処分のマニュアル（平成 30 年版）を参照としていることが判明した。
- ・介護保険法の行政処分について国が示しているガイドライン（平成 30 年版）を確認（自治体として行政処分の指針を作成してはいない。国のガイドラインを援用）
- ・国のガイドライン（令和 6 年版）が同時期に出たが、それに気がついたのは少し後のことであった。

#### <行政処分等に関する指針作成：作成過程>

- ・介護保険法と老人福祉法の建付けが違うことから老人福祉法にフィットさせることが困難であった。
- ・具体的には介護保険法では勧告と改善命令と停止命令と指定取消だが、老人福祉法は改善命令と停止命令のみで、その整合性が難しい。
- ・さらに介護保険マニュアル（平成 30 年版）は停止命令と指定取消のみを扱い、点数制。
- ・処分基準案を作成した後、部長レク、知事レクを経ることとなるが、処分相当となる点数の根拠等が説明できず、難しいと判断し、作成を一旦中断した。
- ・介護保険のマニュアル（令和 6 年版）は改善命令、停止命令、指定取消を扱い、階級制であることから、改善命令は点数型、停止命令は階級型で再度、整理を試みたが、やはり、根拠等が説明できないことから、作成を中断し今日に至っている。

## 7. 特定施設について、有料老人ホームの整備量そのものについて

- ・事業者の移行希望は極めて少ないと思料。もともと特定施設を希望していた事業所ぐらいではないか。

以 上

## 6) 自治体U 指導監督担当部署 ヒアリング（視点1、2、3の自治体）

### ■日時

2025年8月4日 15:00～16:30 オンライン

### ■出席者

自治体U 介護高齢課 A係長、B氏  
日本社会事業大学専門職大学院 井上教授  
日本大学法学部 矢田准教授  
厚生労働省高齢者支援課 落合専門官、楠田係長、西野氏  
アルテップ 柳瀬、村上

### ■提供資料

なし

### ■ヒアリング結果

#### 1. 有料老人ホームの所管部署

- ・有料老人ホーム等の指導、所管は、介護高齢課である。  
係体制（4名）  
係長（A係長）：係総括  
係員1（B氏）：有料老人ホーム及びサ高住担当（地区分担）、施設整備補助金  
係員2：同上  
係員3：介護老人保健施設及び介護医療院担当
- ・保健福祉事務所（7事務所）に事務委任し、事務所職員が立入調査を実施している。

#### 2. 対象施設数・分布（県庁所在地自治体以外をすべて対応）

- ・県内の中核市以外が対象となる。
- ・令和7年7月1日時点で合計323施設（住宅型276、介護付き46、健康型0）。

#### 3. 指導監督の基本的な体制

- ・指導監督に係る人員体制は、当課の2名で担当（地域を分けて担当分担）。
- ・（A係長）有料老人ホーム等を指導、所管している係の係長であり、有料老人ホームに関しての個別業務は担当していない。係ではその他、介護老人保健施設や介護医療院等を所管しており、体制は係長を含めて4名である。係長1名、老健と介護医療院を担当する職員1名、その他、サ高住や施設の体制整備補助金の業務も持ちながら、2名の職員が有料老人ホームを所管担当。
- ・（B担当）有料老人ホームの分担とすると、県内約半分の地区を担当。設置に係る手続き（事前相談、事前協議、設置届の受理、変更届の受理、苦情・相談対応）を行っている。有料老人ホーム、サ高住及び他の補助金も担当。係内にもう一人の地区担当がいる。なお、立入検査は保健福祉事務所に事務委任している。
- ・保健福祉事務所への事務委任は、7事務所。介護保険サービスの届出等は、事業所にとって身近な

保健福祉事務所で受理できるものもある。保健福祉事務所に配置している職員のうち、介護保険制度を担当している職員が、有料老人ホームの立入検査も担当している。

- ・保健福祉事務所職員が有料老人ホームの立入検査を行うことについて、具体的に対応の難しさはないと思う。ただし、保健福祉事務所の職員も他の福祉分野を含めた色々な業務をしている中の一つになるので、時間が割けないという話は聞く。

#### 4. 運営開始後の立入や指導の実施状況

##### <定期調査>

- ・周期を定めた定期調査は実施できておらず、課題である。
- ・立入り検査を行う対象は、①新設（必ず翌年度実施）及び②苦情・相談のあった施設の2区分。
- ・立入り検査の実施を保健福祉事務所に事務委任している。各保健福祉事務所にて新設の施設や前年度に苦情・相談があった施設を選定し、年間実施計画を作成の上、実施する。
- ・件数は、概ね年間計30件ほどで推移（下記年間実績参照）。毎年新設の届出が15件ほどのため、約半分は新設。

##### （年間実績）

- ・令和4年度：32件
- ・令和5年度：32件
- ・令和6年度：26件

##### <臨時調査（立入検査）>

- ・きっかけは、大きく2つある。①併設の介護保険事業所に疑義があり監査に入る際に、併設の有料老人ホームに立ち入り検査を同時に行う。②虐待調査を行う中で悪質性が高い施設に関しては、虐待調査に合わせて立ち入り検査を実施。
- ・併設の介護保険事業所の疑義とは、不正請求が多い。人員配置の基準を見る際に、兼務職員が多いので、それぞれの勤務表を提出してもらい突合している。
- ・調査期間は、併設の介護保険事業所の監査や虐待の調査のスケジュールによるので、一概に言えない。実施数は、年間1～2件ほどで推移。
- ・保健福祉事務所とは随時連携している。監査は監査指導課が担当しているので、情報共有している。虐待の場合は、市町村と情報共有し協力して進めている。
- ・課題は、施設が増えていることにより、定期的に立入り検査ができる人員が確保できないことである。
- ・立入り検査に関しては指針に沿った項目を実地ですべて確認する。確認項目が多いので、新しく来た職員は難しい点もある。重大事案の場合は本庁からも同行するが、やり方が分からないから同行支援するケースは少ない。個別に指針の項目の解釈についての照会を受けることはある。
- ・介護保険事業所と住宅型有料老人ホームは、一体的な運用になっていることが多いことから、介護保険事業所で不正請求があった場合には、施設全体として確認するため、監査と同時に立入り検査も行っている。確認する内容は、通報された内容に関連することが中心になるが、その他の指針項目についても一通り確認するようにしている。
- ・令和5年度から独自事業として有料老人ホーム及びサ高住に対して、訪問調査事業を行っている。この事業は、介護労働安定センターに委託し、定期的に施設を訪問してもらい、県が作成したチェ

ックシート（簡易なもの）に基づいて、施設の状況、指導指針に沿った運営になっているかをチェックしている。年間80件実施し、事業開始から5年かけて届出のあったすべての施設に1回訪問調査に入れるように計画している。

- ・年間80件実施すると、指導指針の項目のうち不適合となっている項目の傾向が見えてくることから、その項目について、研修や通知等で各施設にフィードバックしている。5年に1回の頻度ではあるが、不備の多い項目を全体に周知、指導することで、運営改善につなげている。

#### <指導における課題等>

- ・運営面に関する独自基準として、要介護者（入居者）25人に対して1名の職員を求めているが、全国展開を行う事業者は沿ってもらえないことも多い。そのような場合も、口頭指導を続けることしかできない状況は課題と感じている。

## 5. 事業開始までの指導

- ・基準を守ってくれる施設数について、訪問調査を通して分かってきたところである。概ね、8、9割が守り、認識していると感じている。

#### <指導指針：職員配置>

- ・定員30名ならば2名配置。入居者に対して、25対1と指導している。事業開始前の相談時より重点的に伝えている。立入り検査、訪問調査の時に確認して、日ごろの研修などでも周知を図っている。日中だけでなく、夜間も含め24時間である。ただし、日中は多くの入居者がデイサービスを利用しており、居室に2～3人しか残っていないのであれば、1名で良い。夜間は入居者が全員居室にいるので、入居者に対し25対1の配置となるよう指導している。
- ・有料老人ホームの職員として基準を満たす必要がある。当然ながら、併設の訪問介護又は訪問看護の勤務表と分けて基準を満たすよう指導している。

#### <指導指針：ハード基準>

- ・新設の設備基準に沿っていない図面は修正依頼をするが、修正されないまま設置届が提出されれば受理せざるを得ない。具体的には居室の面積や廊下幅が足りない、多床室がある、耐火や準耐火でもない構造など。指導指針に沿っていないということで、指摘や改善指導はするが、届出は受理せざるを得なく、改善されずにそのまま運営が開始してしまう。

#### <未届有料老人ホーム>

- ・未届の施設は悪質なケースもある。基準に達してなくてもとりあえず設置届を提出させ、指導により改善を促していくことが一般的な流れ。まずは設置届を提出してもらおう。設置時に改善すべき事項があった際には、改善報告書を提出させるが、その後も継続して指導ができていたかは、検証しないとけない。
- ・未届の有料老人ホームを運営する事業者は、有料老人ホームという制度そのものの理解がないことも多く、高齢者を集めてシェアハウスで共同生活しているだけと思っていることも多い。
- ・既に利用者が生活している状況で、届出内容を確認して、適合していなくても受理している。建物と利用者がありきで受け付けるという制度の運用で本当にいいのかと疑問に感じている。利用者の安

全は、何も保証されていない。しかしながら、制度のしくみがそうなっている以上、そのように取り扱わざるを得ない。1カ月（半年、年）に1回程度確認できればいいが、人手が足りなくて追えていない。最初が大事だと感じている。介護保険の事業と同様に指定にして基準に該当しないとサービスを始めてはいけないと言えればいいが、そこまでやったほうがいいのかどうか悩ましい。

## 6. 行政処分と処分基準

### <処分基準の概要>

- ・処分基準作成の背景は、平成31年に設置のため資料を見た範囲になるが、①行政処分の公正さと透明性の確保、②事務処理の効率化の2点が主な背景と聞いている。
- ・処分基準案があることは有難いと感じる。当時どこも作っていない中、色々検討して策定したようである。平成31年に作ってから、見直しや改正はできていない。どこが問題なのか、どこが他県の考え方と違うのか修正点が見つからない。他自治体や一般的な考え方がわかると有難い。
- ・作成した処分基準について、令和4年度以降の処分事例はない。処分対象となる事業者がないということではないが、一步踏み出せていない状況である。策定した処分基準を実際に運用していないため、あいまいな回答しかできないことはご容赦いただきたい。

### <処分基準の作成>

（違反行為の重大性・悪質性の構成要素）

- ・業務改善命令：詳細は分からないが、有料老人ホームの実務に合うように調整したことが大きい。令和4年度の行政処分の際も特段支障がないと聞いており、基準の改正が必要だとはならなかったと認識している。
- ・業務停止命令：分からない。

（重大性・悪質性の程度）

- ・介護保険の処分基準と平成28年度の調査書を参考にした。

（重大性・悪質性の程度を軽減すべき事項）

- ・上記と同様に2つの資料を基に策定した。2つ目のポツの独自の事項について、県の介護保険のほうの基準にも軽減すべき事項が載っているため、特に有料老人ホームを作るにあたって独自のものではない認識である。

### <行政処分／処分基準の運用>

- ・処分基準の運用について、担当が案を作成し、課内で検討し、課で決裁をとっている。他の部署で検討したかどうか分からないが、課内の複数人数で見た。
- ・行政処分の該当施設は元々未届の有料老人ホームであり、複数年かけて設置届の提出を指導し、届け出を受理した。その後、虐待や苦情の通報が多発していた。虐待の認定を行った後に別件でも虐待の通報があった。虐待調査に合わせて、運営の状況を確認するために立入検査を行った。立入検査の結果通知により、改善報告書の提出を依頼したが、期日内に回答がなかった。再三の指導に関わらず改善されなかった。令和4年10月が改善報告の期限だったが提出されなかったので、業務改善命令が必要という議論になった。業務改善命令は12月に行われたため、結果的に処分検討をするために2カ月を要した。

- ・処分結果の点数表については、内部資料として扱われるが、情報提供用資料があるので、情報公開している部分もある。
- ・ある程度指導しても直らない項目もあるが、業務改善命令を出すほどの悪質性のある事案は頻発していないと認識している。今、業務改善命令を検討している事案が1件あり、相次いで虐待の通報や運営面の不備が見られる施設である。改善にも取り組めていない現状など、いろいろな要素を考慮して業務改善命令を検討するテーブルに乗ると思っている。改善命令が必要なほど悪質で改善されないものは、感覚的にそこまで多くない。
- ・改善命令を出した案件について、12月に改善命令を出し、翌年1月に改善報告書を受け、1月に確認するための立入検査も実施したが、最終的には同年3月に廃止届を受理した。
- ・虐待の理由として、事業者の能力への指摘、派遣職員しかいなかったことなどが記録にあった。しっかりできる職員がいなかった。隣接する介護保険事業所と合わせての課題かと思う。隣接の通所介護事業所も令和4年10月に指定取り消しになっている。そこでもしっかりできていなかった。
- ・行政処分は自治体で検討するが、虐待対応については、事例の数によって自治体ごとに濃淡があるように思う。虐待が多く発生した所は蓄積ができるので、迅速に丁寧な対応になるが、事例の少ない小さめの市区町村では、分からないので教えてほしいという話はある。
- ・虐待の報告1件では改善命令のテーブルに乗ることは想定されておらず、複数回など積み重ねが必要だと思うが、明確な基準があるわけではないので難しい。程度が重ければ検討が必要かもしれない。処分に至った事例は、複数の項目（虐待や運営面）について指摘事項があって改善に従わなかったので、業務改善命令に踏み切ったと聞いている。
- ・虐待はないが、例えば何度も指導しても帳簿が整備されないなどだけでは難しいと思っている。点数で考えると全て1点ほどで、軽度な指摘ぐらいで、改善命令には至らない作りになっており、入居者への処遇の影響を及ぼすことに繋がる不備であれば可能性はあると思うが、軽度のものであれば行政処分に至らない基準になっていると認識している。

以 上

## 7) 自治体T 指導監督担当部署 ヒアリング（視点1の自治体）

### ■日時

2025年7月17日 14:00～16:00 現地

### ■出席者

自治体T 高齢施設課 A 課長 B 係長（施設系全体）、C 係長（有料老人ホーム担当）  
D 係長（有料老人ホーム担当）、E 氏、F 氏

日本社会事業大学専門職大学院 井上教授

日本大学法学部 矢田准教授

厚生労働省老健局高齢者支援課 落合専門官、楠田係長、西野氏

株式会社アルテップ 柳瀬、福本、村上

### ■提供資料

自治体T運営指導に関する資料(資料1)

自治体T有料老人ホーム設置運営指導要綱による手続き(事前協議→届出)の流れ(資料2)

自治体T有料老人ホーム設置運営指導要綱(資料2-1)

自治体T有料老人ホーム設置運営指導指針(資料2-2)

自治体T指針適合確認表(資料2-3)

自治体T有料老人ホーム運営状況報告書(資料3-1)

自治体Tサ高住定期報告等実施要領(資料3-2)

自治体T運営指導(立入検査)フロー図(資料4-1)

自治体T介護付有料老人ホーム立入検査等確認項目一覧(資料4-2)

### ■ヒアリング結果

#### 1. 有料老人ホームの所管部署

・ 高齢施設課

：課長（全体統括）

：高齢施設課全体で11名

（課長1名、係長2名、職員4名、会計年度職員4名）

：所管業務は施設整備への補助金交付、特定施設指定、有料老人ホーム届出、運営指導等

・ 監査課 : 6名（係長3名、職員3名）

#### 2. 対象施設数・分布

・ 有料老人ホーム:366施設（特定施設215、住宅型151）

・ 有料老人ホームに該当するサ高住: 93施設（特定施設7、外付け86）

#### 3. 指導監査の基本的な体制

・ 有料老人ホームの立入検査は高齢施設課と監査課で調整し、合同で実施。

- ・高齢施設課から2名。監査課からは介護付有料老人ホームは2名、住宅型有料老人ホームは1名で実施。
- ・定期の立入検査は、年度当初に実施計画を作成（3年に1回の頻度を維持）後、実施通知を送付し、事前提出資料の受領・確認後、立入検査を実施。
- ・特定施設の立入は介護保険法で委託が出来るため一部委託。
- ・サ高住の立入検査は5年に2回（新規、更新期など）実施。初回の間中期は建築部局と合同で実施し、それ以外の間中期は当課のみ（6名+会計年度職員1名の7名で分担）で実施。
- ・助言事項と指摘事項の2種があり、助言事項は努力義務をお願いする。指摘事項は、法令違反の場合で、前回から改善がみられない、身体拘束など重大な場合は期限を設けて改善報告書の提出を求める。
- ・虐待が疑われる場合などについて、即日立入検査を行うかは、検討することとしている。（緊急に対応するものである）

#### 4. 運営開始後の立入や指導の実施状況

##### <年間実績>

- ・令和6年度：定期的な立入検査（3年に1回の頻度を維持）  
介護付有料老人ホーム71件、住宅型有料老人ホーム44件
- ・令和6年度：臨時の立入検査  
有料老人ホーム22件
- ・令和6年度：有料老人ホームに該当するサ高住に対する定期的な立入検査は36件

##### <苦情や通報>

- ・入居者、家族からの情報提供は職員の暴言などの虐待に関するものが多い印象。

##### <職員配置>

- ・住宅型有料老人ホームの建物内に訪問介護・看護事業所が併設し、直接の利用者へのケアは訪問介護・看護職員が行っている場合、そのケアについては、検査対象外（住宅型有料老人ホーム併設の訪問介護・看護事業所の立入検査は、別途、居宅サービス所管課が実施している。）ただし、苦情相談内容等によっては、居宅サービス所管課と合同で立入調査を実施している。
- ・住宅型有料老人ホームの場合、日中配置ならびに夜間配置に明確な基準はないが、市指導指針で、介護サービスを提供する有料老人ホームは、常時1人以上の必要数を配置し、勤務表に明記するように指導している。（有料老人ホーム以外は検査対象外のため、訪問介護・看護の職員配置は確認しない。）
- ・職員が兼務していることはあるが、有料老人ホームの勤務表等で常時1人以上の配置が確認できれば、指導の対象とはならない。
- ・また、施設で勤務する職員本人はその会社に就職し勤務しているが、住宅型有料老人ホームの職員なのか訪問介護の職員なのか、また種別も分からない職員がいるというのが現状。
- ・利用料が高額な有料老人ホームと低廉のものが幅広くある。利用料が高いほど、介護保険に頼らずに職員を配置してサービスを提供している場合もある。
- ・虐待事案への指導に際しては、住宅型有料老人ホームでのサービスの時間帯か、訪問介護等の介護

保険サービスの時間帯かを見極めることが必要で、それによって適用法令が変わる。勤務形態やサービス提供の内容を確認し、住宅型有料老人ホームのサービスか、訪問介護・看護事業所のサービスかで判断する。

- ・有料老人ホームの場合、日中配置ならびに夜間配置に明確な基準がなく、さらに指導指針であるため、介護保険と同等に指導を行うことは難しい。一方で、同等に指導できるよう扱うべきという問題意識はある。

#### <特定施設入居者生活介護事業者の公募・選定>

- ・1年度に1回募集、令和6年度は4施設を選定。(新規計画2施設、既存施設2施設)
- ・新規計画で選定外となった場合、住宅型有料老人ホームとして運営するものと計画を中止するものに分かれている。

## 5. 事業開始までの指導

- ・新規整備を希望する事業者が事前協議書を提出し、市指導指針をベースに指導を実施。
- ・指針適合確認表を用いて、居室面積や廊下幅など基準を満たしているかを確認し、満たしていない場合には改善を求めるが、それでも満たさない場合は重要事項説明に記し、入居者に開示することを求めている。
- ・一連のスケジュールとして、事業協議書から終了までに2～3か月ほどかかる。
- ・事業開始届を提出することで、設置に係る一連の手続きが終了する。
- ・課題として、届出制であるため、設備基準等が市指導指針に合致していない場合でも、「重要事項説明書に不適合である旨を記載させること」で受理せざるを得ない等がある。

#### <未届有料老人ホーム>

- ・未届有料老人ホームは、利用者からの苦情相談等を通じて把握することが多い。スプリンクラー設備を設置できない等の理由で届出ない施設もあるが、現地等を確認し、有料老人ホームに該当する場合には、消防部局とも連携しながら届出を促している。
- ・届出制を許認可制とすれば、一定レベル以上の質は担保されるが、基準に満たない施設は未届のまま運営することが考えられ、運営指導が行き届かない懸念がある。

## 6. 行政処分と処分基準について

#### <行政処分>

- ・通常、虐待などの事例を把握した場合、事実確認を行い、改善報告書の提出により改善を確認し、対応を終えるということになる。改善に応じないことはこれまでにほとんどない。
- ・今回、入居者を残したまま突然施設を閉鎖したケースは、以前から臨時の立入検査で不適切な介護を確認し、継続的に指導を実施していたが、改善がみられない状態が続いていた。事業停止命令を発出する方向で、厚生労働省と関係自治体で協議を進めていたが、法人が破産し対象法人が存在しない状況になったというもの。残された入居者については、関係機関と本市が連携し、安全確保と転居支援を実施した。
- ・この事例を通じ、行政処分に至るには指導・確認・改善報告の不履行／反復など、指導の積み上げが必要で時間がかかると改めて認識した。

- ・例えば、虐待で大けがを負うような重大な事故が起こったときに、介護付だと事態の重大性ということで停止という話になるが、住宅型だと改善報告を出されると次に進めないし、等級の付け方もないというのが現状。新規の利用者の入居停止を何カ月とか、我々が事態を見て決めなければいけない。介護保険の処分基準のようなものがあれば、こういう事例であれば等級を1つ上げるなど判断して指導し、改善が見られなければ必要な手続きを経て行政処分を行うという手続きが進めやすくなる。
- ・一方でその基準を作ったからといって毎年各市町村で何件もそういう事例が出ることは恐らくないと認識している。
- ・また、有料老人ホームの届出制は、事業停止命令を受けた事業者であっても、場所を変えれば、届出できてしまう課題があると認識している。

#### <行政処分等に関する指針作成>

- ・処分基準は特に作成していないが、必要性はあると認識している。自治体を跨いで運営する事業者もあるので、処分基準が異なると説明と理解を得るのが難しいので、標準ひな形があって自治体がカスタマイズできるとよい。

#### <介護保険の行政処分との整合性>

- ・処分基準の整合性について、虐待など人格尊重義務違反は介護保険と差をつけない方がよく、また、全国统一が望ましいと認識している。
- ・虐待事案が発生した場合には、虐待が住宅型有料老人ホームでのサービスの時間帯か、訪問介護等の介護保険サービスの時間帯かを見極めることが必要となる。それによって適用法令（介護保険法、老人福祉法）は変わるが、利用者保護の観点からも、処分の公平性からも、処分の程度は同じであるべきと考えている。

## 7. 特定施設の整備について

- ・介護保険事業計画で定めた整備量を確保するため、今後も新たに指定を行う予定。  
また、特定施設には特別養護老人ホーム待機者の一部をカバーするという補完的な役割もある。
- ・特定施設の公募では、既存の住宅型有料老人ホーム等からの移行を希望する施設がある。

以 上

## 2-2 アンケート調査

### (1) 調査実施概要

#### 1) 調査の目的

有料老人ホームの指導監督を担当する都道府県、政令指定都市、中核市及び権限移譲されている一般市等の担当部署の担当者等を対象に、各自治体で策定している「有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づく指導監督の現状や取り組み上の工夫を把握するとともに、同指針に基づく指導監督の実態や課題の把握を行った。

#### 2) 実施概要

##### ① 調査対象

有料老人ホームの指導監督を所管する自治体担当者  
129 自治体（都道府県 47、政令指定都市 20、中核市 62）  
中核市以外の市町村（権限委譲自治体）

##### ② 調査時期

令和7年12月～令和8年1月

##### ③ 調査実施方法

メールによる配布、回収 ※厚生労働省担当課の協力により実施

##### ④ 主な質問項目

自治体概要

有料老人ホームに関する担当部署等

有料老人ホームの指導監督の状況

- ・設置届
- ・未届有料老人ホームへの対応
- ・指導指針に基づく指導監督について
- ・指導監督時の業務負担
- ・立入検査の実態・課題
- ・改善指導（文書）における実績・課題
- ・行政処分における実績

特定施設入居者生活介護の指定について

介護サービス情報公表システムへの登録に係る実態と課題

その他

##### ⑤ 回収数、回収率

自治体区分	発送数	回答数	回収率
都道府県	47	35	74.5%
政令指定都市	20	19	95.0%
中核市	62	55	88.7%
都道府県・政令指定都市・中核市計	129	109	84.5%
一般市等（政令指定都市・中核市以外の市町村）	—	18	—
合計	—	127	—

## (2) アンケート集計結果

### 1) 回答自治体の概要

#### ① 回答自治体の区分

- 都道府県 35 自治体、政令指定都市 19 自治体、中核市 55 自治体、一般市等 18 自治体からの回答があった。

自治体区分	回答数	割合
都道府県	35	27.6%
政令指定都市	19	15.0%
中核市	55	43.3%
一般市等	18	14.2%
総計	127	100.0%

#### ② 有料老人ホームに関する担当部署等

##### 指導監督に係る人員体制（有料老人ホームの担当部署の人員体制）

- 担当部署の人員体制について確認したところ、都道府県では平均 7.7 人（兼務の人数：平均 6.1 人）、政令指定都市では平均 8.0 人（兼務の人数：平均 7.5 人）、中核市では平均 5.1 人（兼務の人数：平均 4.2 人）、一般市等では平均 4.7 人（兼務の人数：平均 4.6 人）であった。

担当部署の人数

	合計人数	平均人数
都道府県 n=35	270	7.7
政令指定都市 n=19	152	8.0
中核市 n=55	280	5.1
一般市等 n=18	85	4.7
総計 n=127	787	6.2

うち、兼務の人数

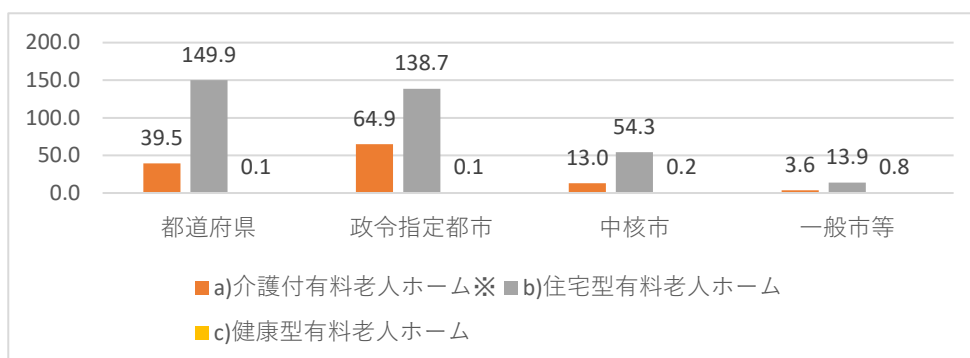
	合計人数	平均人数
都道府県 n=35	213	6.1
政令指定都市 n=19	143	7.5
中核市 n=55	229	4.2
一般市等 n=18	83	4.6
総計 n=127	668	5.3

### ③ 届出・登録済の有料老人ホームの総件数（R6 年度末時点）

- 令和6年度末時点の有料老人ホームの1自治体あたりの届出総件数（平均）は、自治体類型別に以下のように整理される。
- どの自治体類型においても、住宅型有料老人ホームの届出件数が介護付有料老人ホームと比較して多いが、政令指定都市においては、他の類型よりも介護付有料老人ホームの占める割合が高いことも確認される。

【都道府県】	a)「介護付有料老人ホーム」： 39.5 件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 149.9 件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0.1 件
【政令指定都市】	a)「介護付有料老人ホーム」： 64.9 件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 138.7 件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0.1 件
【中核市】	a)「介護付有料老人ホーム」： 13.0 件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 54.3 件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0.2 件
【一般市等】	a)「介護付有料老人ホーム」： 3.6 件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 13.9 件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0.8 件

#### 【1 自治体あたりの平均数】



#### 【参考】

##### 届出・登録済の有料老人ホームの総件数（R6 年度末時点）

	都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18	総計 n=127
a) 介護付有料老人ホーム※	1382	1233	717	64	3396
b) 住宅型有料老人ホーム	5246	2636	2984	251	11117
c) 健康型有料老人ホーム	3	2	11	15	31
総計	6631	3871	3712	330	14544

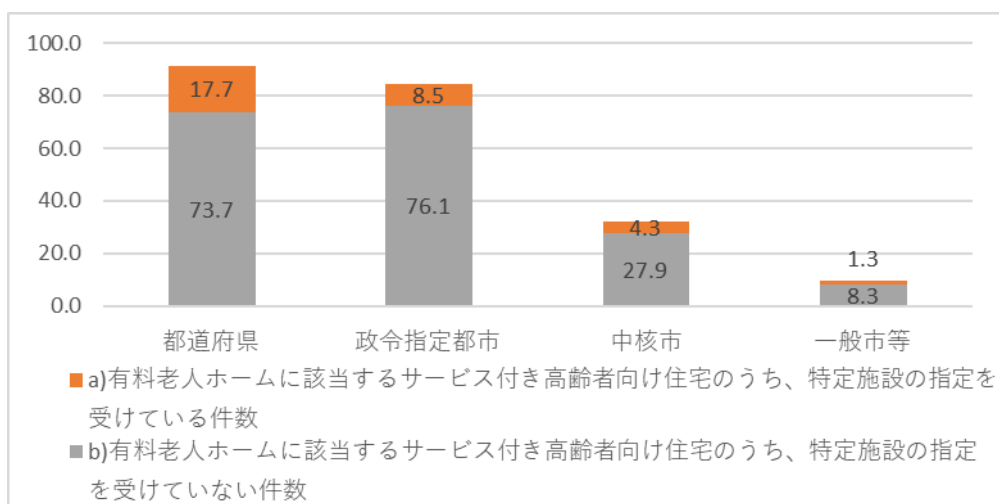
※特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を除く

④ 有料老人ホームに該当するサ高住(以下、サ高住と略記)の登録件数  
(R6 年度末時点)

- 令和 6 年度末時点の有料老人ホームに該当するサ高住の届出総件数（平均）は、自治体類型別に以下のように整理される。

【都道府県】	a)有料老人ホームに該当するサ高住（特定施設指定件数）：17.7 件 b)有料老人ホームに該当するサ高住（特定施設指定外の件数）：73.7 件
【政令指定都市】	a)有料老人ホームに該当するサ高住（特定施設指定件数）：8.5 件 b)有料老人ホームに該当するサ高住（特定施設指定外の件数）：76.1 件
【中核市】	a)有料老人ホームに該当するサ高住（特定施設指定件数）：4.3 件 b)有料老人ホームに該当するサ高住（特定施設指定外の件数）：27.9 件
【一般市等】	a)有料老人ホームに該当するサ高住（特定施設指定件数）：1.3 件 b)有料老人ホームに該当するサ高住（特定施設指定外の件数）：8.3 件

【1 自治体あたりの平均数】



【参考】

届出・登録済の有料老人ホームの総件数 (R6 年度末時点)

	都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18	総計 n=127
a)有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅のうち、特定施設の指定を受けている件数	619	162	234	24	1039
b)有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅のうち、特定施設の指定を受けていない件数	2580	1446	1532	149	5707
a)+b)合計	3199	1608	1766	173	6746

⑤ 住宅型有料老人ホームやサ高住における要介護度別の入居者数の把握・集計状況  
(令和7年12月1日時点)

●集計状況

- 全体として、「集計している」は26%。自治体類型別にみると、政令指定都市では、47%が「集計している」が、中核市や一般市等では、3割に満たない。特に、一般市等は72%が「集計していない（今後、集計する予定もない）」との回答であり、自治体類型ごとに差異がみられる。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)集計している	33	26.0%	17.1%	47.4%	23.6%	27.8%
b)集計していない（今後、集計する予定）	8	6.3%	11.4%	5.3%	5.5%	0.0%
c)集計していない（今後、集計する予定もない）	60	47.2%	34.3%	21.1%	56.4%	72.2%
d)（都道府県の場合）集計していないが、各市町村に対し所在する有料老人ホーム等の重要事項説明書の情報を提供している	10	7.9%	25.7%	5.3%	0.0%	0.0%
e)検討中	5	3.9%	5.7%	5.3%	3.6%	0.0%
f)その他	11	8.7%	5.7%	15.8%	10.9%	0.0%
総計	127	100%	100%	100%	100%	100%

●要介護度別入居者の把握方法

- 「集計している」場合の要介護度別入居者数の把握方法は、「重要事項説明書等の定期報告の記載から集計」が最も多く56%程度。次いで「自治体独自の調査により把握、集計」が31%。

	総計 n=45		都道府県 n=11	政令指定都市 n=11	中核市 n=18	一般市等 n=5
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)重要事項説明書等の定期報告の記載から、要介護度別入居者数を集計している	25	55.6%	63.6%	27.3%	61.1%	80.0%
b)「介護サービス情報公表システム」の「生活関連情報管理システム」からCSVファイルを取り込み、要介護度別入居者数を集計している	3	6.7%	9.1%	18.2%	0.0%	0.0%
c)自治体独自の調査により要介護度別入居者数を把握し、集計している	14	31.1%	27.3%	45.5%	27.8%	20.0%
d)その他	3	6.7%	0.0%	9.1%	11.1%	0.0%
総計	45	100.0%	100%	100%	100%	100%

●介護保険事業（支援）計画における特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム及びサ高住の入居定員総数の位置づけ（定めているか否か）

- 定めているのは7自治体（都道府県1、政令指定都市1、中核市2、一般市等3）のみで、多くの自治体が定めていない。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)定めている	7	5.5%	2.9%	5.3%	3.6%	16.7%
b)定めていない	119	93.7%	97.1%	94.7%	96.4%	77.8%
未回答	1	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%
総計	127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## 2) 有料老人ホームの指導監督の状況

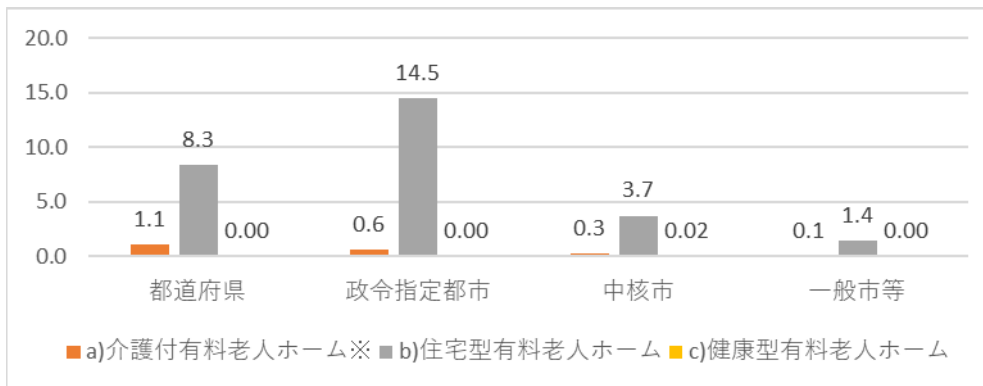
### ① 設置届について

#### ●令和6年度中の新規届出件数（令和6年4月1日～令和7年3月末）

- 令和6年度末時点の有料老人ホームの1自治体あたりの新規届出件数（平均）は、自治体類型別に以下のように整理される。どの自治体類型でも、住宅型有料老人ホームの届出件数が介護付有料老人ホームと比較して多い傾向がみられる。

【都道府県】	a)「介護付有料老人ホーム」： 1.1件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 8.3件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0件
【政令指定都市】	a)「介護付有料老人ホーム」： 0.6件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 14.5件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0件
【中核市】	a)「介護付有料老人ホーム」： 0.3件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 3.7件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0.02件
【一般市等】	a)「介護付有料老人ホーム」： 0.1件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 1.4件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0件

#### 【1自治体あたりの平均数】



#### 【参考】

#### 新規届出件数（総計）（令和6年4月1日～令和7年3月末）

	都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18	総計 n=127
a)介護付有料老人ホーム※	38	11	14	1	64
b)住宅型有料老人ホーム	291	275	205	25	796
c)健康型有料老人ホーム	0	0	1	0	1
総計	329	286	220	26	861

※特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を除く

#### ●1事業者の事前相談から届出受理までの期間（何ヵ月）

- 1事業者の事前相談から届出受理までの期間（平均）は、総計で見ると、最短期間が3.2ヵ月で、最長期間が13.6ヵ月であった。自治体類型別にみると、最短・最長共に、政令指定都市が短く、最短1.6ヵ月、最長12.0ヵ月であるのに対し、一般市等では最短6.0ヵ月、最長17.7ヵ月と時間がかかっている。

	総計 n=127	都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
平均最短期間（何ヵ月）	3.2	3.1	1.6	3.0	6.0
平均最長期間（何ヵ月）	13.6	13.3	12.0	13.2	17.7

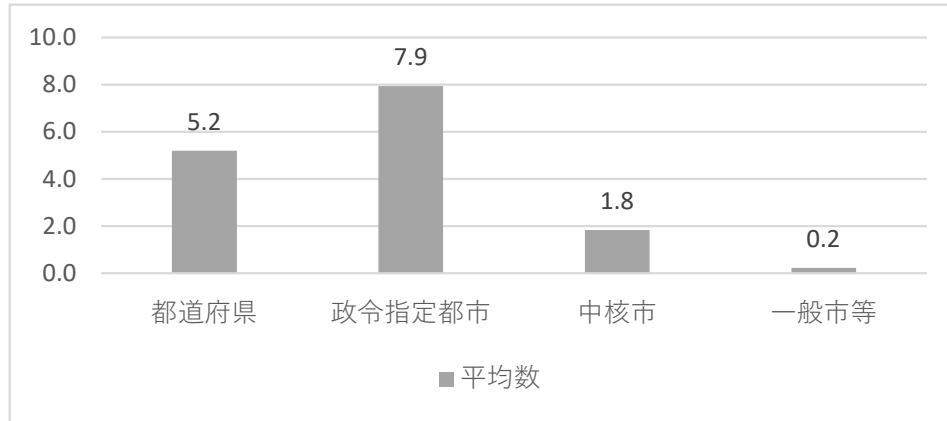
## ② 未届有料老人ホームへの対応

### ●未届有料老人ホームの件数（令和7年12月1日時点の状況）

- 1自治体あたりの未届有料老人ホームの件数（平均）は、自治体類型別に以下のように整理される。1自治体あたりの平均数は政令指定都市の7.9件で最も多い。

【都道府県】：5.2件 【政令指定都市】：7.9件 【中核市】：1.8件 【一般市等】：0.2件

#### 【1自治体あたりの平均数】



#### 【参考】

#### 未届有料老人ホームの件数（総計）（令和6年4月1日～令和7年3月末）

	都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18	総計 n=127
合計数	182	151	101	4	438

### ●未届有料老人ホームの把握方法（複数回答）

- 未届有料老人ホームの把握方法に関する上位の回答は、「消防や建築部局からの情報提供」、「地域包括支援センター等からの情報提供」、「ご家族等からの情報提供」の順である。
- 都道府県の場合、「市町村からの情報提供」の割合が圧倒的に高い。
- 「その他」の内訳は、「生活保護担当、福祉部局からの情報提供」が13件、「介護事業所調査時で把握」が5件と続く。

	総計 n=62		都道府県 n=23	政令指定都市 n=13	中核市 n=23	一般市等 n=3
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)消防や建築部局からの情報提供	29	46.8%	26.1%	76.9%	52.2%	33.3%
b)地域包括支援センター・居宅サービス事業所からの情報提供	21	33.9%	4.3%	61.5%	52.2%	0.0%
c)ご家族等からの情報提供	15	24.2%	17.4%	46.2%	21.7%	0.0%
d)消費者センターからの情報提供	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
e)市町村からの情報提供 (都道府県の場合)	23	37.1%	95.7%	0.0%	4.3%	0.0%
f)その他	16	25.8%	0.0%	38.5%	39.1%	66.7%

#### 【その他の内訳】（主なもの）

- 生活保護部局、福祉部局からの情報提供 13件（政令指定都市：5件、中核市8件）
- 介護事業者調査で把握 5件（都道府県1件、中核市4件）
- 他部局からの情報提供 3件（政令指定都市：1件、中核市2件）
- 関係者等からの情報提供 3件（政令指定都市：1件、中核市1件、一般市等1件）

●有料老人ホームに該当すると考えられるにもかかわらず、届出を行わない事業者が主張する理由（複数回答）

- 届出を行わない事業者が主張する理由の上位は、「食事や家事、健康管理等のサービスを提供していない」49件、「入居要件に対象年齢を設けていない」36件、「手続きに不慣れ、書類の準備に時間がかかる」32件、「指導指針の基準を満たさない」31件の順である。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)入居要件に対象年齢を設けていない（高齢者に限定していない）	36	28.3%	45.7%	42.1%	16.4%	16.7%
b)食事や家事、健康管理等のサービスを提供していない	49	38.6%	48.6%	47.4%	27.3%	44.4%
c)事業者として緊急対応しか行わない	7	5.5%	5.7%	10.5%	3.6%	5.6%
d)「指導指針」の基準を満たさない	31	24.4%	28.6%	42.1%	9.1%	44.4%
e)手続きに不慣れ、書類の準備に時間がかかる	32	25.2%	28.6%	26.3%	29.1%	5.6%
f)行政に関わってほしくないため、届出をしたくない	20	15.7%	20.0%	26.3%	14.5%	0.0%
g)その他	11	8.7%	11.4%	21.1%	5.5%	0.0%
h)特になし	11	8.7%	5.7%	10.5%	9.1%	11.1%

●未届有料老人ホームに対する指導の現状や工夫している内容（複数回答）

- 未届有料老人ホームに対する指導の現状や工夫している内容としては、「立入検査し、該当している場合は届出をするように繰り返し指導を行う」が最も多く39件、次いで「消防や建築部局と情報共有し、共同で立入指導を行い、届出指導を行う」が15件と続く。
- 「その他」の内訳は、「通知や電話等による指導」が14件確認された。

	総計 n=62		都道府県 n=23	政令指定都市 n=13	中核市 n=23	一般市等 n=3
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)立入調査し、該当している場合は届出をするように繰り返し指導を行う	39	62.9%	78.3%	53.8%	56.5%	33.3%
b)消防や建築部局と情報共有し、共同で立入指導を行い、届出指導を行う	15	24.2%	21.7%	38.5%	21.7%	0.0%
c)未届有料老人ホームとして、ホームページに情報公表している	12	19.4%	21.7%	7.7%	21.7%	33.3%
d)その他	18	29.0%	17.4%	30.8%	34.8%	66.7%

【その他の内訳】（主なもの）

- 通知や電話等による指導 15件  
（都道府県4件、政令指定都市：4件、中核市6件、一般市等1件）

### ③ 「指導指針」に基づく指導監督について

#### ●事業者が満たすことが難しい「指導指針」の基準（複数回答）

##### ○1 番目に難しい基準

- 事業者が満たすことが難しい「指導指針」のうち、1番目に難しい基準の上位3項目は、「建物の規模及び構造設備に関する基準」77件、「職員の配置、研修及び衛生管理等に関する基準」21件、「有料老人ホーム事業の運営に関する基準」12件だが、うち「建物規模及び構造設備に関する基準」の割合が6割超と圧倒的に高い。

1番目に難しい基準	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)設置者に関する基準	1	0.8%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
b)立地条件に関する基準	5	3.9%	2.9%	0.0%	5.5%	5.6%
c)建物の規模及び構造設備に関する基準	77	60.6%	54.3%	63.2%	63.6%	61.1%
d)職員の配置、研修及び衛生管理等に関する基準	21	16.5%	20.0%	21.1%	14.5%	11.1%
e)有料老人ホーム事業の運営に関する基準	12	9.4%	14.3%	5.3%	9.1%	5.6%
f)サービス等に関する基準	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
g)事業収支計画に関する基準	2	1.6%	2.9%	0.0%	1.8%	0.0%
h)利用料等に関する基準	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
i)契約内容等に関する基準	1	0.8%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%
j)情報開示に関する基準	2	1.6%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%
k)電磁的記録等に関する基準	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
l)その他	1	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%
未回答	5	3.9%	0.0%	5.3%	3.6%	11.1%
総計	127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

##### ○2 番目に難しい基準

- 2番目に難しい基準の上位3項目は、「職員の配置、研修及び衛生管理等に関する基準」34件、「有料老人ホーム事業の運営に関する基準」20件、「建物の規模及び構造設備に関する基準」12件となり、順位は入れ替わるが、難しいとされる基準の内容は同じである。

2番目に難しい基準	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)設置者に関する基準	1	0.8%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%
b)立地条件に関する基準	6	4.7%	11.4%	10.5%	0.0%	0.0%
c)建物の規模及び構造設備に関する基準	12	9.4%	14.3%	15.8%	7.3%	0.0%
d)職員の配置、研修及び衛生管理等に関する基準	34	26.8%	20.0%	26.3%	27.3%	38.9%
e)有料老人ホーム事業の運営に関する基準	20	15.7%	14.3%	0.0%	20.0%	22.2%
f)サービス等に関する基準	8	6.3%	8.6%	0.0%	9.1%	0.0%
g)事業収支計画に関する基準	9	7.1%	5.7%	10.5%	7.3%	5.6%
h)利用料等に関する基準	2	1.6%	2.9%	0.0%	1.8%	0.0%
i)契約内容等に関する基準	6	4.7%	8.6%	5.3%	3.6%	0.0%
j)情報開示に関する基準	1	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%
k)電磁的記録等に関する基準	1	0.8%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%
l)その他	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
未回答	27	21.3%	8.6%	31.6%	23.6%	27.8%
総計	127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### ○3 番目に難しい基準

- 3 番目に難しい基準の上位 3 項目は、「有料老人ホーム事業の運営に関する基準」22 件、「職員の配置、研修及び衛生管理等に関する基準」12 件、「サービス等に関する基準」11 件、で、建物に関する基準に代わり、「サービス等に関する基準」が該当するようになる。

3 番目に難しい基準		総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
		件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)設置者に関する基準		2	1.6%	0.0%	10.5%	0.0%	0.0%
b)立地条件に関する基準		3	2.4%	2.9%	5.3%	1.8%	0.0%
c)建物の規模及び構造設備に関する基準		7	5.5%	8.6%	0.0%	5.5%	5.6%
d)職員の配置、研修及び衛生管理等に関する基準		12	9.4%	20.0%	5.3%	5.5%	5.6%
e)有料老人ホーム事業の運営に関する基準		22	17.3%	20.0%	15.8%	14.5%	22.2%
f)サービス等に関する基準		11	8.7%	5.7%	5.3%	14.5%	0.0%
g)事業収支計画に関する基準		7	5.5%	8.6%	5.3%	5.5%	0.0%
h)利用料等に関する基準		1	0.8%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%
i)契約内容等に関する基準		3	2.4%	5.7%	0.0%	1.8%	0.0%
j)情報開示に関する基準		4	3.1%	2.9%	0.0%	5.5%	0.0%
k)電磁的記録等に関する基準		1	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%
l)その他		3	2.4%	5.7%	5.3%	0.0%	0.0%
未回答		51	40.2%	20.0%	47.4%	43.6%	61.1%
総計		127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### ○合算（1 自治体あたり 3 選択可能）した際の難しい基準

- 事業者が満たすことが難しい「指導指針」の 1~3 番目に挙げられた基準を合算した上で、内容を確認すると、「建物の規模及び構造設備に関する基準」が最も難しく（96 件）、次いで「職員の配置、研修及び衛生管理等に関する基準」（67 件）、「有料老人ホーム事業の運営に関する基準」（54 件）と続く。
- この傾向は自治体類型別に比較しても、大きな差異はみられないことから、順位の差はあるものの、事業者が満たすことが難しい「指導指針」の基準は、総じてこれら 3 つの項目に関わるものが多いことが確認された。

合算（1 自治体あたり 3 選択可能）		総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
		件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)設置者に関する基準		4	1.0%	1.0%	5.3%	0.0%	0.0%
b)立地条件に関する基準		14	3.7%	5.7%	5.3%	2.4%	1.9%
c)建物の規模及び構造設備に関する基準		96	25.2%	25.7%	26.3%	25.5%	22.2%
d)職員の配置、研修及び衛生管理等に関する基準		67	17.6%	20.0%	17.5%	15.8%	18.5%
e)有料老人ホーム事業の運営に関する基準		54	14.2%	16.2%	7.0%	14.5%	16.7%
f)サービス等に関する基準		19	5.0%	4.8%	1.8%	7.9%	0.0%
g)事業収支計画に関する基準		18	4.7%	5.7%	5.3%	4.8%	1.9%
h)利用料等に関する基準		3	0.8%	1.0%	0.0%	1.2%	0.0%
i)契約内容等に関する基準		10	2.6%	4.8%	1.8%	2.4%	0.0%
j)情報開示に関する基準		7	1.8%	2.9%	0.0%	1.8%	1.9%
k)電磁的記録等に関する基準		2	0.5%	1.0%	0.0%	0.0%	1.9%
l)その他		4	1.0%	1.9%	1.8%	0.0%	1.9%
未回答		83	21.8%	9.5%	28.1%	23.6%	33.3%
総計		381	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### ④ 指導監督時の業務負担

##### ●指導監督時にかかる1件当たりの人工

※1人工=1人の職員が特定作業を完了するために必要な作業量(1人工=8時間として計算)

- ・ 指導監督時にかかる1件あたりの人工を整理したところ、指導内容で最も人工が必要な内容は、「集団指導」、付いで「届出の受理・内容審査」、「報告徴収」の順となる。
- ・ 自治体類型別にみると「集団指導」の負担が高いのは、中核市、一般市等で、「届出の受理及び内容審査」は、都道府県、一般市等となっている。また、政令指定都市では、「立入検査（臨時指導）通報があった場合等の対応」での負担が高い。
- ・ 上記から、指導監督時に必要とされる人工は、自治体規模ごとに一定の傾向が確認される一方で、指導監督の現場における実際の人工の割り当てや考え方は自治体ごとに差異がある可能性も指摘される。

		総計 n=127	都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
①届出（事前協議と届出受理時、変更届）	a)届出の受理及び内容審査	3.7	5.1	3.0	3.0	4.0
	b)業者への確認及び連絡調整	2.1	3.0	1.5	1.7	2.1
	c)変更届への対応	0.9	1.1	0.6	0.9	0.8
②集団指導		4.9	2.1	3.0	6.1	9.7
③立入検査（定期指導）	a)事前準備	1.3	1.3	1.1	1.4	0.9
	b)立ち入り検査当日	1.5	1.6	1.4	1.5	1.5
	c)検査後の整理・対応	1.1	1.3	0.7	1.2	0.9
	d)検査後の処置（文書指導）	1.1	1.1	0.7	1.1	1.0
④立入検査（臨時指導） 通報等があった場合等の対応	a)事前準備	2.1	2.3	3.9	1.6	1.5
	b)立ち入り検査当日	2.4	1.8	6.6	1.5	2.0
	c)検査後の整理・対応	2.0	2.2	3.0	1.6	1.5
	d)検査後の処置（文書指導）	1.9	1.7	4.5	1.3	1.5
⑤報告徴収		3.1	3.3	2.9	2.1	5.9
⑥その他		1.8	0.3	2.6	3.6	1.5

## ⑤ 立入検査の実績・課題

### ●老人福祉法に基づく立入検査（令和6年4月1日～令和7年3月末）

#### ○新規に開設した（届出を受理した）有料老人ホームへの立入検査の時期（何ヵ月）

- 令和6年度内に新規に開設した有料老人ホームへの立入検査の時期（平均）は、介護付有料老人ホームは最短が12.4ヵ月、最長が18.8ヵ月であるのに対し、住宅型有料老人ホームは最短が9.8ヵ月、最長は23.2ヵ月と住宅型有料老人ホームの方が最短と最短の差が大きい。

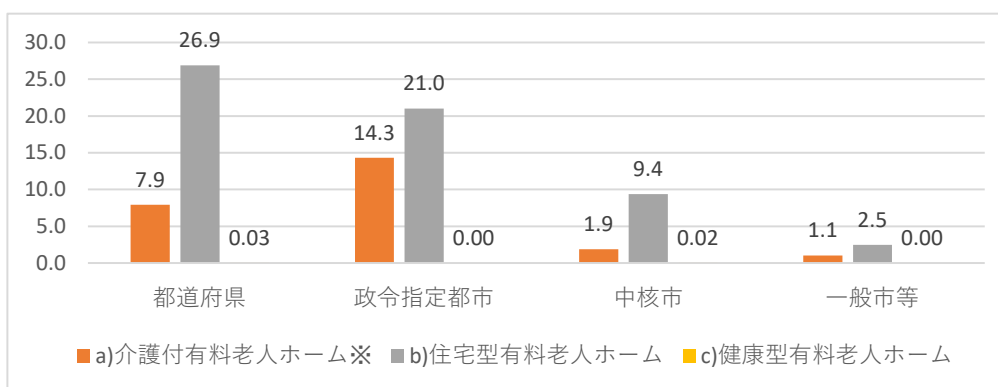
		総計 n=127	都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
a)介護付有料老人ホーム※	平均最短期間	12.4	12.3	20.1	10.0	10.7
	平均最長期間	18.8	15.1	26.4	17.7	20.0
b)住宅型有料老人ホーム	平均最短期間	9.8	8.2	8.8	11.6	9.6
	平均最長期間	23.2	22.7	27.6	23.2	19.0
c)健康型有料老人ホーム	平均最短期間	2.2	1.6	0.0	1.9	4.0
	平均最長期間	5.5	2.8	0.0	4.5	12.0

#### ○定期的な立入検査件数

- 令和6年度に実施した1自治体あたりの有料老人ホームに対する定期的な立入検査数（平均）は、自治体類型別に以下のように整理される。

【都道府県】	a)「介護付有料老人ホーム」： 7.9件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 26.9件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0.03件
【政令指定都市】	a)「介護付有料老人ホーム」： 14.3件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 21.0件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0件
【中核市】	a)「介護付有料老人ホーム」： 1.9件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 9.4件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0.02件
【一般市等】	a)「介護付有料老人ホーム」： 1.1件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 2.5件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0件

#### 【1自治体あたりの平均数】



#### 【参考】

#### 定期的な立入件数（総計）（令和6年4月1日～令和7年3月末）

	都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18	総計 n=127
a)介護付有料老人ホーム※	277	272	103	19	671
b)住宅型有料老人ホーム	940	399	515	45	1899
c)健康型有料老人ホーム	1	0	1	0	2
総計	1218	671	619	64	2572

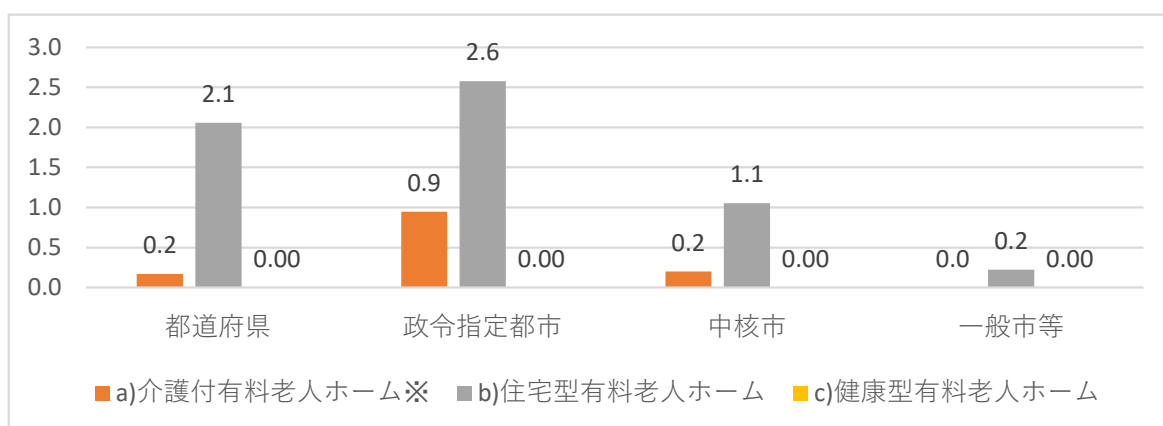
※特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を除く

## ○臨時の立入検査件数

- 令和6年度に実施した1自治体あたりの有料老人ホームに対する臨時の立入検査数(平均)は、自治体類型別に以下のように整理される。
- 臨時の立入検査数が最も多い自治体類型は政令指定都市で、介護付有料老人ホームの場合0.9件、住宅型有料老人ホームの場合、2.6件となっている。

【都道府県】	a)「介護付有料老人ホーム」： 0.2件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 2.1件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0件
【政令指定都市】	a)「介護付有料老人ホーム」： 0.9件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 2.6件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0件
【中核市】	a)「介護付有料老人ホーム」： 0.2件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 1.1件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0件
【一般市等】	a)「介護付有料老人ホーム」： 0件 b)「住宅型有料老人ホーム」： 0.2件 c)「健康型有料老人ホーム」： 0件

### 【1自治体あたりの平均数】



### 【参考】

#### 臨時の立入件数（総計）（令和6年4月1日～令和7年3月末）

	都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18	総計 n=127
a)介護付有料老人ホーム※	6	18	11	0	35
b)住宅型有料老人ホーム	72	49	58	4	183
c)健康型有料老人ホーム	0	0	0	0	0
総計	78	67	69	4	218

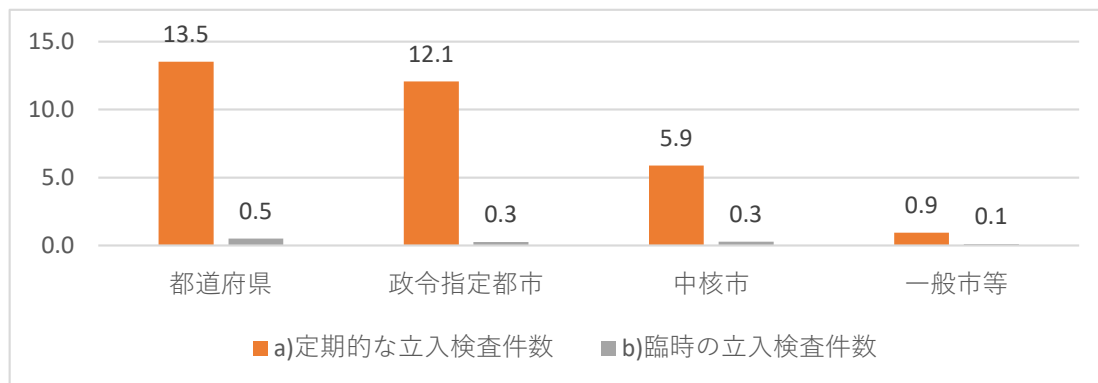
※特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を除く

## ○有料老人ホームに該当するサ高住に実施した立入検査件数

- 令和6年度に実施した有料老人ホームに該当するサ高住に対する立入検査数（平均）は、自治体類型別に以下のように整理される。

【都道府県】	定期的な立入検査：13.5件	臨時の立入検査：0.5件
【政令指定都市】	定期的な立入検査：12.1件	臨時の立入検査：0.3件
【中核市】	定期的な立入検査：5.9件	臨時の立入検査：0.3件
【一般市等】	定期的な立入検査：0.9件	臨時の立入検査：0.1件

### 【1 自治体あたりの平均数】



### 【参考】

#### 有料老人ホームに該当するサ高住に実施した立入検査件数（総計）

（令和6年4月1日～令和7年3月末）

	都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18	総計 n=127
a) 定期的な立入検査件数	473	229	323	17	1042
b) 臨時の立入検査件数	18	5	16	2	41
総計	491	234	339	19	1083

※特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を除く

## ○住宅型有料老人ホームとサ高住の立入検査方法

### 介護保険サービス所管部署との合同での実施状況

- 立入検査の方法について、介護保険サービス所管部署との合同での実施状況は、合同で行う（「できるだけ合同で行う」と、「通報等があったホームに対して、合同で行う」）が、33.9%（43自治体）であるが、「ほぼ単独で行う」も33.9%（43自治体）と同数となっている。
- ただし、「その他」30%（38自治体）の内訳をみると、「所管部署が同一」や「必要に応じて合同で行う」等が確認され、何らかの方法を用いて合同で実施する状況が確認される。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a) できるだけ合同で行うようにしている	32	25.2%	37.1%	26.3%	23.6%	5.6%
b) 通報等があったホームに対して、合同で行うようにしている	11	8.7%	8.6%	0.0%	9.1%	16.7%
c) ほぼ、自部署で単独で行っている	43	33.9%	28.6%	21.1%	32.7%	61.1%
d) その他	38	29.9%	22.9%	47.4%	34.5%	11.1%
未回答	3	2.4%	2.9%	5.3%	0.0%	5.6%
総数	127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- また、自治体類型別では、都道府県では、「できるだけ合同で行う」が37%であるのに対し、一般市等では、「ほぼ単独で行う」が61%と、自治体類型ごとに実施方法の差異がみられる。

**【その他の内訳】**

- 「所管部署が同一」：15 自治体  
(都道府県 4 件、政令指定都市：4 件、中核市 6 件、一般市等 1 件)
- 「サ高住は合同で実施」：10 自治体  
(都道府県 1 件、政令指定都市：4 件、中核市 5 件)
- 「介護保険サービス所管課が立入調査を実施」：6 自治体  
(都道府県 1 件、政令指定都市：1 件、中核市 4 件)
- 「必要に応じて合同で行う」：5 自治体 (都道府県 3 件、中核市 2 件)
- 「監査部門と合同で行う」：3 自治体 (中核市 3 件)
- 上記に加え、以下のような回答も確認された。
  - 住宅型有料老人は監査部署と合同、サ高住は建築部署と分担で実施。(政令指定都市)
  - 有料老人ホームは、原則単独で実施。臨時の場合で併設介護事業所も事案に関わる場合は、介護保険サービス担当者と合同で行うことがある。サ高住国交省所管を担当する住宅課と合同で行うことがあるが、単独で実施することも多い。(政令指定都市)

**●運営状況が不安定等、事業の継続に課題がありそうなホームの把握方法、及び指導方法**

**○上記に該当する有料老人ホームの把握方法（自由意見からの整理）**

- 事業の継続に課題がありそうなホームの把握方法としては、「情報提供（従業員、家族、サービス事業所）による把握」が75件と最も多く、次いで「定期報告による把握」が12件、「立入検査時に把握」が11件と続く。

	総計	都道府県	政令指定都市	中核市	一般市等
・情報提供(従業員、家族、サービス事業所)による把握	75	24	13	30	8
・定期報告による把握	12	2	3	7	
・立入検査時に把握	11	4	1	5	1
・決算資料などで把握	4	1	1	2	
・その他	2	1	0	1	0
・なし/把握していない/未回答	23	3	1	10	9
総計	127	35	19	55	18

**○上記に該当する有料老人ホームの指導方法（自由意見からの整理）**

- 上記に該当する有料老人ホームの指導方法としては、「ヒアリングの実施」が77件と圧倒的に多く、次いで、「事業計画の見直し、改善の確認」が10件、「立入検査時に確認」が9件と続く。

	総計	都道府県	政令指定都市	中核市	一般市等
・ヒアリングの実施	77	25	15	29	8
・事業計画の見直し、改善の確認	10	3	1	6	0
・立入検査時に確認	9	3	1	4	1
・その他	3	0	1	2	0
・なし/未回答	28	4	1	14	9
総計	127	35	19	55	18

## ○当該事業所に対する指導後の対応

- ・ 当該事業所に対する指導後の対応は、「次回の立入検査、臨時の立入検査を除き、継続的な指導は特段行っていない」が41%（52自治体）と最も多いが、「運営状況の改善がみられるまで、継続的に指導を実施している」も21%（27自治体）と一定程度確認される。
- ・ 「その他」（22自治体）の内訳には、「必要に応じて指導」9自治体、「指導は行っていない」4自治体、「該当する事例がない」7自治体がある。
- ・ また、「施設が閉鎖したため、入居者が別施設へ移動するまで指導・助言を実施した」という自治体（中核市）も確認された。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)運営状況の改善が見られるまで、継続的に指導を実施している。	27	21.3%	34.3%	31.6%	5.5%	33.3%
b)次回の定期立入検査もしくは臨時の立入検査を除き、継続的な指導は特段実施していない	52	40.9%	31.4%	26.3%	49.1%	50.0%
c)指導後のフォローアップまでは実施していない	15	11.8%	14.3%	10.5%	14.5%	0.0%
d)その他	22	17.3%	14.3%	26.3%	20.0%	5.6%
未回答	11	8.7%	5.7%	5.3%	10.9%	11.1%
総数	127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## ⑥ 改善指導（文書）における実績・課題

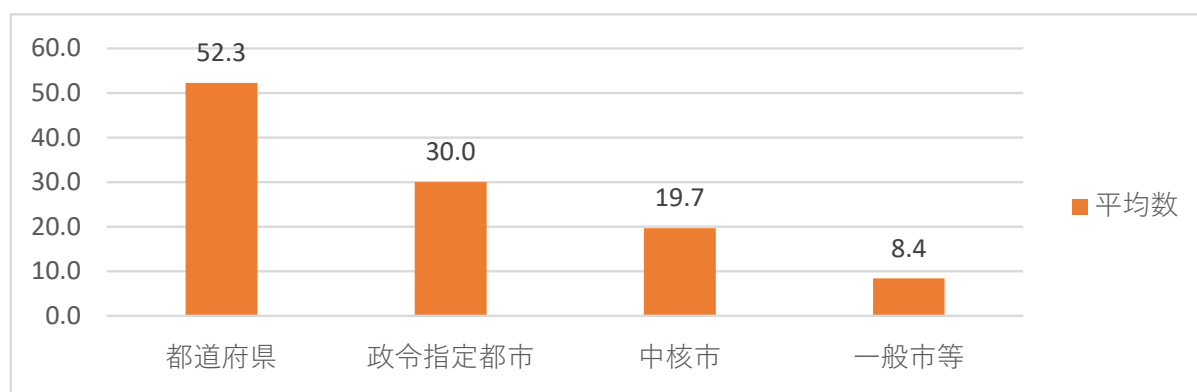
### ●改善指導（文書）の実績及び課題について（令和6年4月1日～令和7年3月末）

#### ○改善指導（文書）の実施件数

- ・ 令和6年度に実施した1自治体あたりの有料老人ホームに対する改善指導（文書）の件数（平均）は、自治体類型別に以下のように整理される。

【都道府県】	52.3件
【政令指定都市】	30.0件
【中核市】	19.7件
【一般市等】	8.4件

#### 【1 自治体あたりの平均数平均数】



●改善指導（文書）のうち、典型的な事例について（各自治体3件まで記載の合計）（自由意見からの整理）

- 令和6年度中に実施した有料老人ホームに対する改善指導（文書）のうち、典型的な事例（各自治体3件まで）の内容を自由意見から整理した。
- 老人ホームの類型別にみる改善指導（文書）の件数は、介護付有料老人ホームが27件、住宅型有料老人ホームが197件と、住宅型有料老人ホームに対する件数が圧倒的に多い。
- 改善指導（文書）の内容は多岐にわたるが、「事故・虐待・身体拘束 関連」が80件と非常に多く、次いで「運営懇談会の未実施」17件、「避難確保計画の未実施・避難訓練の未実施」が13件と続く。

指導内容	総計	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
事故・虐待・身体拘束 関連	80	9	71
運営懇談会の未実施	17	4	13
避難確保計画の未策定、避難訓練の未実施	13	3	10
職員研修の未実施	12		12
建物要件の不適合	9	2	7
重要事項説明書の不備	9		9
夜間職員配置	9		9
職員配置の不備	8		8
感染症への対応関連	6	1	5
変更届の未提出	6	1	5
預り金、金銭管理関連	6	1	5
各種委員会の未実施(虐待等以外)	5		5
契約に関する不備	5		5
研修の未実施	3		3
事業収支計画の策定・見直し	3		3
提供サービスの記録、保管の未実施	3		3
栄養士の配置無し	2		2
介護報酬の加算に係る過誤調整	2	2	
業務継続計画の未策定	2		2
災害時対応計画の未策定	2		2
職場におけるハラスメント対策	2		2
定期健康診断の未実施	2		2
その他	18	4	14
総計	224	27	197

●改善指導（文書）を行った日から改善報告がされるまでの日数（各自治体3件まで記載の合計）

- 改善指導（文書）を行った日から改善報告がされるまでの日数は、「1ヵ月以内」が61%と最も多く、次いで「3ヵ月以内」が28%と続く。
- 介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームの類型別にみても、この傾向はほとんど変わらない。

	総計		介護付有料老人ホーム		住宅型有料老人ホーム	
	n=238	100%	n=29	12%	n=209	88%
a)2週間以内	7	2.9%	2	6.9%	5	2.4%
b)1ヵ月以内	146	61.3%	19	65.5%	127	60.8%
c)3ヵ月以内	66	27.7%	7	24.1%	59	28.2%
d)6ヵ月以内	12	5.0%	0	0.0%	12	5.7%
e)6ヵ月超	7	2.9%	1	3.4%	6	2.9%
総計	238	100.0%	29	100.0%	209	100.0%

●改善指導（文書）後のフォローアップの時期（各自治体3件まで記載の合計）

- 改善指導（文書）後のフォローアップの時期について、整理したところ「行っていない」72.9%と圧倒的に多いが、次いで、「3年以内」が13.1%と他の期間よりも多く確認される。
- 上記から、3年おきに実施する定期の立入調査時にフォローアップを実施する自治体の存在が推察される。

	総計		介護付有料老人ホーム		住宅型有料老人ホーム	
	n=251	100%	n=33	13%	n=218	87%
a)行っていない	183	72.9%	22	66.7%	161	73.9%
b)6ヵ月以内	15	6.0%	5	15.2%	10	4.6%
c)1年以内	8	3.2%	1	3.0%	7	3.2%
d)3年以内	33	13.1%	4	12.1%	29	13.3%
e)3年超	12	4.8%	1	3.0%	11	5.0%
総計	251	100.0%	33	100.0%	218	100.0%

●改善指導（文書）の典型的な事例に関するフォローアップの有無

- 改善指導（文書）の典型的な事例ごとのフォローアップの実施について整理したところ、実施時期は様々であるが、「事故・虐待・身体的拘束関連」25件が、他の事例よりもフォローアップの件数が多いことが改めて確認された。
- 「事故・虐待・身体的拘束 関連」以外では、「運営懇談会の未実施」5件、「職員配置の不備」4件が確認される。

	総計	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
事故・虐待・身体拘束 関連	25	3	22
運営懇談会の未実施	5	2	3
職員配置の不備	4	0	4
感染症への対応関連	3	1	2
重要事項説明書の不備	3	0	3
職員研修の未実施	3	0	3
契約に関する不備	2	0	2
避難確保計画の未策定、避難訓練の未実施	2	0	2
各種委員会の未実施(虐待等以外)	1	0	1
栄養士の配置無し	1	0	1
業務継続計画の未策定	1	0	1
経理・会計関連	1	1	0
建物要件の不適合	1	0	1
研修や訓練の未実施	1	0	1
事業収支計画の策定・見直し	1	0	1
職場におけるハラスメント対策	1	0	1
変更届の未提出	1	1	0
夜間職員配置	1	0	1
預り金、金銭管理関連	1	1	0
利用料受領の記録関連	1	0	1
指導内容に対する改善が完全に行われていない	1	0	1
非常食の備蓄不足	1	0	1
ハイター(洗剤)を利用者の目のつくところに置かないなど	1	0	1
施設衛生環境が悪い、金銭管理方法が不十分等、課題が複数ある	1	0	1
総計	63	9	54

⑦ 行政処分における実績（令和6年4月1日～令和7年3月末）

●令和6年度における有料老人ホームに対する老人福祉法に基づく行政処分の実施件数

- 令和6年度に実施した有料老人ホームに対する老人福祉法に基づく行政処分に基づく実施件数は、「高齢者虐待による事例」で改善命令が4件（中核市）、「高齢者虐待以外的事例」で改善命令が2件（中核市）である。なお、事業停止命令の実績はなし。

	回答数	1)高齢者虐待による事例		2)高齢者虐待以外的事例	
		a)改善命令	b)事業停止・制限(一部・全部)命令	a)改善命令	b)事業停止
都道府県	35	0	0	0	0
政令指定都市	19	0	0	0	0
中核市	55	4	0	2	0
一般市等	18	0	0	0	0
合計	127	4	0	2	0

○高齢者虐待以外的事例における事例概要

【改善命令】

No.	事例概要	事例発生から処分までの期間	自治体区分
1	本市有料老人ホーム設置運営指導指針に違反する疑いがあり、また、入居者の状況等について確認する必要があったことから実地検査を行ったところ、事業を確実に遂行できる経営基盤が整っていないこと、入居者の福祉を重視した安定的かつ継続的な事業運営が確保されていないことが確認されたため、改善命令を行った。	4.5ヵ月	中核市
2	本市有料老人ホーム設置運営指導指針に違反する疑いがあり、また、入居者の状況等について確認する必要があったことから実地検査を行ったところ、入居者の福祉を重視した安定的かつ継続的な事業運営が確保されていないことが確認されたため、改善命令を行った。	4.5ヵ月	中核市

○行政処分を適用する上で、障壁・ハードルとして考えられる理由

- 行政処分を適用する上で障壁として考えられる理由として「法的に行政処分に該当する判断のための材料等が乏しい」と回答した自治体が49%（62自治体）と約半数を占める。続いて、「現入居者の行き先を確保しなければならない」が17%（22自治体）である。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)現入居者の行き先を確保しなければならない	22	17.3%	14.3%	15.8%	23.6%	5.6%
b)訴訟リスクが想定される	9	7.1%	0.0%	5.3%	1.8%	38.9%
c)経験がないため、不安	5	3.9%	5.7%	0.0%	3.6%	5.6%
d)法的に行政処分に該当する判断のための材料等が乏しい	62	48.8%	71.4%	52.6%	40.0%	27.8%
e)その他	4	3.1%	5.7%	5.3%	1.8%	0.0%
未回答	25	19.7%	2.9%	21.1%	29.1%	22.2%
総数	127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 3) 特定施設の入居者生活介護の指定について

#### ① 特定施設の指定

##### ●特定施設の指定に関する意向

- ・ 「今後、新たに指定を行う予定」と「現状維持（新たに指定を行う予定はない）」はそれぞれ全体の3割程度。
- ・ 自治体類型別の政令指定都市では、全体と比べて「今後、新たに指定を行う予定」の割合が42%とやや高い。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a) 今後、新たに指定を行う予定	40	31.5%	31.4%	42.1%	36.4%	5.6%
b) 現状維持（新たに指定を行う予定はない）	42	33.1%	31.4%	21.1%	34.5%	44.4%
c) わからない	33	26.0%	25.7%	21.1%	21.8%	44.4%
d) その他	12	9.4%	11.4%	15.8%	7.3%	5.6%
総計	127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

##### ●上記の理由

- ・ 「今後新たに指定を行う予定」を回答した40自治体のうち、29自治体（主に都道府県・政令指定都市、中核市）が、その理由として特定施設が不足していることを挙げているが、その他の理由も一定程度確認された。

	総計				都道府県		政令指定都市		中核市		一般市等	
	a) 指定予定		b) 現状維持		a) 指定予定	b) 現状維持	a) 指定予定	b) 現状維持	a) 指定予定	b) 現状維持	a) 指定予定	b) 現状維持
	n=40	n=42	n=11	n=11	n=8	n=4	n=20	n=19	n=1	n=8		
	件数	割合	件数	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
a) 特定施設が不足しているため	29	72.5%	0	0.0%	63.6%	0.0%	62.5%	0.0%	80.0%	0.0%	100%	0.0%
b) 特定施設が充足しているため	0	0.0%	35	83.3%	0.0%	72.7%	0.0%	100%	0.0%	89.5%	0.0%	75.0%
c) その他	11	27.5%	7	16.7%	36.4%	27.3%	37.5%	0.0%	20.0%	10.5%	0.0%	25.0%
総計	40	100%	42	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

##### 【今後新たに指定を行う予定：その他の理由】

都道府県：増加見込みも踏まえた計画数の範囲内である／事業者からの移行も含めた要望がある

政令指定都市：今後も後期高齢者が増加し、利用の増加が考えられる／地域密着型サービスによる対応の必要性

中核市：特別養護老人ホームの入居申し込みの一部をカバーするため／民間事業者の参入による地域密着型特別養護老人ホームの代替機能

- ・ 一方、「現状維持」と回答した42自治体のうち、35自治体は、「特定施設が充足しているため」と回答している。

## ② 特定施設への移行（住宅型有料老人ホームやサ高住から特定施設への移行）

### ●移行実績の有無

- 回答した自治体全体の半数近くが「移行実績あり」と回答。自治体類型別では、都道府県・政令指定都市では、「移行実績あり」の割合が約6割に上る。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)ある	59	46.5%	57.1%	57.9%	47.3%	11.1%
b)ない	68	53.5%	42.9%	42.1%	52.7%	88.9%
総計	127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### ●「a)ある」場合の件数

- 移行件数の平均は3.7件だが、自治体類型別の政令指定都市では、8.9件、都道府県では3.3件、中核市では2.0件、一般市等では3.0件となっている。

	総計 n=59	都道府県 n=20	政令指定都市 n=11	中核市 n=26	一般市等 n=2
平均数	3.7	3.3	8.9	2.0	3.0

### ●特定施設への移行を行っている理由（移行実績で「a)ある」と回答した場合）（複数回答）

- 「事業者からの移行の要望」が71%と最も多い。
- 自治体類型別にみると、政令指定都市・中核市では、「特別養護老人ホームの待機者が多く、その一部を特定施設でカバーするため」と「その他」の割合も高く、それぞれ3割弱を占める。
- 政令指定都市では、「特定施設の方が指導監督を行いやすいため」も27%の回答がある。

	総計 n=59		都道府県 n=20	政令指定都市 n=11	中核市 n=26	一般市等 n=2
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)事業者から移行の要望があるため	42	71.2%	80.0%	72.7%	61.5%	100.0%
b)特定施設の方が指導監督を行いやすいため	7	11.9%	0.0%	27.3%	15.4%	0.0%
c)住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増えすぎたため	5	8.5%	0.0%	18.2%	11.5%	0.0%
d)特別養護老人ホームの待機者が多く、その一部を特定施設でカバーするため	11	18.6%	5.0%	27.3%	26.9%	0.0%
e)その他	12	20.3%	10.0%	27.3%	26.9%	0.0%

### ●特定施設への移行についての取り組みの実施状況（移行実績で「a)ある」と回答した場合）

- 特定施設への移行を促す取り組みを行っているのは、59件のうち17件。

	総計 n=59		都道府県 n=20	政令指定都市 n=11	中核市 n=26	一般市等 n=2
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)取り組みを行っている	17	28.8%	15.0%	45.5%	30.8%	50.0%
b)取り組みを行っていない	42	71.2%	85.0%	54.5%	69.2%	50.0%
総数	59	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## ●特定施設への移行を促す取り組み内容

(取り組みの実施状況で「取り組みを行っている」と回答した場合)(17件の複数回答)

- 特定施設への移行を促す取り組みとしては、特定施設公募時に転換希望の受付や転換枠の設定のほか、移行に伴い施設整備費等補助金の対象とするケースがある。

	総計 n=17		都道府県 n=3	政令指定都市 n=5	中核市 n=8	一般市等 n=1
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)特定施設の公募において、住宅型有料やサ高住からの転換枠を設けている	8	47.1%	0.0%	60.0%	50.0%	100.0%
b)特定施設の公募において、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅から転換を希望する応募があった場合、移行している	17	100.0%	66.7%	100.0%	75.0%	100.0%
c)その他	2	11.8%	33.3%	20.0%	0.0%	0.0%

### 【その他】

都道府県：特定施設に移行した有料老人ホームを補助金の対象となるようにしている

政令指定都市：意向調査により一定の希望があれば転換枠の公募を実施する

## ●特定施設への移行を行うことによる自治体としてのメリット(複数回答)

- 全体として、不正が起こりづらくなることへの期待が大きい。
- 自治体類型別では、政令指定都市においては、指導監督の負担軽減や介護保険給付の負担軽減を挙げる割合がやや高い。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)住まいと介護が一体的に提供されている住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に比べて、不正が起こりづらいため	55	43.3%	51.4%	42.1%	43.6%	27.8%
b)住まいと介護が一体的に提供されている住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に比べて、指導監督の負担が減るため	20	15.7%	20.0%	26.3%	14.5%	0.0%
c)入居者像等の把握が行いやすいため	14	11.0%	11.4%	10.5%	10.9%	11.1%
d)介護保険給付の負担軽減が見込まれるため	17	13.4%	8.6%	26.3%	9.1%	22.2%
e)メリットは特にない	17	13.4%	11.4%	10.5%	12.7%	22.2%
f)わからない	25	19.7%	14.3%	21.1%	21.8%	22.2%
g)その他	17	13.4%	5.7%	21.1%	14.5%	16.7%

### 【その他の理由】

指導監督の根拠の明確化、特別養護老人ホーム待機者の解消、サービスの質の向上、理由者処遇の向上、等

●特定施設への移行を行うにあたっての懸念（複数回答）

- ・ 特定施設への移行を行うことの懸念として、全体で見ると、「課題は特にない」の割合が29.1%と最も高い。
- ・ 自治体類型別では、都道府県では介護給付費の増加、政令指定都市では供給の充足、一般市等では移行を希望する事業者の少なさ、が最も高くなっており、それぞれの懸念事項は異なる。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)介護給付費の増加が見込まれる	37	29.1%	31.4%	21.1%	30.9%	27.8%
b)特定施設は充足している	22	17.3%	2.9%	36.8%	21.8%	11.1%
c)移行を希望する事業者がない	27	21.3%	22.9%	10.5%	16.4%	44.4%
d)移行手続きがわからない	6	4.7%	0.0%	0.0%	5.5%	16.7%
e)課題は特にない	37	29.1%	42.9%	26.3%	29.1%	5.6%
f)その他	19	15.0%	5.7%	26.3%	16.4%	16.7%

【その他】

事業者側の課題：人材確保、設備基準の適合等の対応への難しさ 等

自治体側の課題：需給の調整（事業者側の意向把握と計画への反映・整合）、事務負担の増加 等

#### 4) 介護サービス情報公表システムへの登録に係る実態と課題

##### ① 介護サービス情報システムの利用について

###### ●登録状況

- 全体として、「介護サービス情報公表システムに登録している」が56%。自治体類型別では、都道府県が74%、政令指定都市が58%、中核市が58%であった。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)介護サービス情報公表システムに登録している	71	55.9%	74.3%	57.9%	58.2%	11.1%
b)介護サービス情報公表システムに登録していない	56	44.1%	25.7%	42.1%	41.8%	88.9%
総数	127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

###### ●登録していない理由（自由意見からの整理）

- 情報公表システムに登録していない理由を自由意見から整理したところ、有効回答総数 50 件のうち、「入力時間がない、人員が足りない」と30件と最も多く、続いて、「自治体のHPで別途公開しているため、登録していない」が6件確認された。
- また、中核市や一般市等はシステム等への入力権限がないとの回答も8件確認された。

	総計	都道府県	政令市	中核市	一般市等
・入力時間がない、人員が足りない	30	6	6	10	10
・自治体のHPで別途公開	6	1		3	2
・登録準備中	4	2	1	3	
・その他	2			3	
・システムへの入力権限がない (県による管理)	8			4	4
総計	50	9	7	23	16

## 5) その他

### ① 高齢者住まいにおける家賃や管理費等の不適切な設定について

#### ●上記課題が疑いも含めて起きているか

- ・ 全体として、「わからない」が44%と最も多いが、18%（23自治体）は「起きていると思っている」と回答している。
- ・ 自治体類型別では、都道府県の29%、政令指定都市の26%が「起きていると思っている」と回答。一方で、都道府県の場合は、「起きていないと思っている」も37%と比較的高い数値を示している。

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)起きていると思っている	23	18.1%	28.6%	26.3%	12.7%	5.6%
b)起きていると思っていない	47	37.0%	37.1%	26.3%	43.6%	27.8%
c)わからない	56	44.1%	34.3%	42.1%	43.6%	66.7%
未回答	1	0.8%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
総数	127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### ●把握した内容の介護保険部局（市区町村）への情報提供の有無

（「a)起きていると思っている」と回答した場合）

- ・ 把握した内容の介護保険部局（市区町村）への情報提供は、「情報提供を行ったことがある」が44%（10自治体 内訳：都道府県1件、政令指定都市2件、中核市7件）
- ・ 「情報提供は行っていない」が52%（12自治体 内訳：都道府県9件、政令指定都市2件、一般市等1件）。

	総計 n=23		都道府県 n=10	政令指定都市 n=5	中核市 n=7	一般市等 n=1
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)情報提供を行っている又は行ったことがある	10	43.5%	10.0%	40.0%	100.0%	0.0%
b)情報提供は行っていない	12	52.2%	90.0%	40.0%	0.0%	100.0%
未回答	1	4.3%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
総数	23	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## 2-3 調査のまとめ

・ヒアリング調査、アンケート調査の結果を踏まえ、以下の通り整理する。

### (1) ヒアリング調査

・本調査では、有料老人ホームに対する行政処分を検討・実施した自治体、有料老人ホームの行政処分基準の指針策定済・策定を試みた自治体等を対象にヒアリング調査を行い、次の内容が把握された。

#### 【ヒアリング調査対象】

次の視点に基づき、調査対象の7自治体を抽出・実施した。

- \*視点1:有料老人ホームに対して過去3年間に行政処分を検討した又は行った自治体
- \*視点2:有料老人ホームの行政処分基準の指針を策定済みあるいは策定を試みた自治体
- \*視点3:介護保険の行政処分基準の指針を策定済みの自治体

○有料老人ホームを設置する場合、事前に都道府県知事への届出が義務付けられているが、事前規制の弱さが認識されていること

\*設置基準等が設置運営標準指導指針に合致していなくても「指導はするが受理せざるを得ない」「重要事項説明書に未適合である旨を記載させる」運用となっている

○運営指導後の行政指導においても、設置運営標準指導指針は法的根拠がなく、明確な基準も示されていないため、指導に限界があること

○設置運営標準指導指針が曖昧であるため、行政指導を行うにあたって、介護保険と同等に行うことが難しいこと  
(日中配置ならびに夜間配置に明確な基準がなく、さらに標準指導指針であるため、介護保険と同等の指導を行うことが難しいこと)

○以上の理由から、改善命令などの行政処分を行うことは、基本的には難しいこと

○囲い込みが懸念される事案についても、囲い込みの定義が不明確で、法令違反として行政処分を行うことが困難であること

- ・定義不明確ゆえに、実態としての囲い込みの立証は困難である
- ・ゆえに、重要事項説明書類チラシなどの書面の是正に留まる
- ・立入検査で囲い込みが外形的に判明しても、法令違反ではないため、行政指導止まりとなる

○介護保険の行政処分には改善勧告があるが、有料老人ホームの行政処分には改善勧告がない。介護保険と比べ、処分の重さがジャンプアップするため、慎重になってしまうこと

## (2) アンケート調査

- ・ 本調査では、有料老人ホームの指導監督を所管する自治体にアンケート調査を行い、有料老人ホームへの改善・指導、行政処分の取組実績、課題について次の通り把握した。

### 【アンケート調査対象】

- ・ 有料老人ホームの指導監督を所管する自治体担当者;129 自治体(都道府県 47、政令指定都市 20、中核市 62)、中核市以外の市町村(権限委譲自治体) <回収率 都道府県・政令指定都市・中核市 84.5% >

- 令和6年度中に、有料老人ホームに対する改善・指導(文書)を行った件数は、介護付き有料老人ホームに対して、住宅型有料老人ホームの方が圧倒的に多い。また、最も多い内容は、「事故・虐待・身体拘束 関連」(80件)。
- 有料老人ホームに対する老人福祉法に基づく行政処分の実績(令和6年度)は、「高齢者虐待による事例」において改善命令が4件(中核市)、「高齢者虐待以外の事例」において改善命令が2件(中核市)となっている。なお、事業停止命令の実績はなし。
- 行政処分を適用する上で障壁として考えられる理由としては「法的に行政処分に該当する判断のための材料等が乏しい」と回答した自治体が全体の約半数を占める。



- ・ 以上を踏まえると、有料老人ホームの行政処分の実施経験がある自治体は少ない。その要因として行政処分を行うための実施方針等が定まっていないことがあげられる。今後、有料老人ホームに対して適切な行政処分を行うためには、処分基準の考え方を整理する必要があるといえる。
- ・ 上記を踏まえ、本調査では、次章において、「有料老人ホームに対する指導監督マニュアル(案)」「行政処分の処分基準の考え方(案)」を整理した。
- ・ その上で、今後、有料老人ホームが届出制から登録制に変更される方向性が示されていることに伴い、老人福祉法の改正、設置運営標準指導指針の内容にも変更が生じるものと考えられる。その際には、一連の検討に併せ、本検討成果についても、改めて見直すことが求められると認識される。

### 第3章 有料老人ホームの指導監督ならびに処分基準の考え方



### 3-1 有料老人ホームに対する指導監督マニュアル（案）

有料老人ホームに対する指導監督マニュアル（案）

## はじめに

有料老人ホームに対する指導については、適正な制度の運用を図る観点からきわめて重要であり、その実施に当たっては、有料老人ホームに対する支援として行うことと、不正等の疑いが発生した際に、事実関係の把握を的確に行うことを基本としています。

指導内容によっては、行政手続法に基づく不利益処分を伴うことが想定されるため、的確な事実関係の把握及び適切な手続きにより実施することが求められています。

その一方で、多くの自治体においては、有料老人ホームに対して現在まで行政処分を実施した経験が少なく、行政処分を行う際の実施方法等が定まっていない自治体も少なくありません。

本稿は、『介護保険施設等に対する監査マニュアル』を参考・引用しながら、老人福祉法に規定する有料老人ホームの行政処分に係る流れや留意事項をまとめたものです。

老人福祉法で規定する有料老人ホームには、「介護付き有料老人ホーム」「住宅型有料老人ホーム」「健康型有料老人ホーム」の三類型があります。これら三類型は、いずれも老人福祉法に基づく有料老人ホームである点では共通しているものの、介護保険法との関係性には明確な違いがあります。そのため、特定施設の指定を受けた「介護付き有料老人ホーム」については、『介護保険施設等に対する監査マニュアル』も参照してください。また、高齢者虐待に関する対応については、別途発出している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）、令和8年3月」も参照してください。

なお、有料老人ホームに該当する「サービス付き高齢者向け住宅」については、老人福祉法上は「有料老人ホーム」として取り扱われており、『有料老人ホーム設置運営標準指導指針（以下、「標準指導指針」という。）』のうち、「3 設置者」「4 立地条件」「5 規模及び構造設備」「6 既存建築物等の活用の場合等の特例」「10 事業収支計画」以外の規定は、「サービス付き高齢者向け住宅」にも適用されることに留意してください。

図表 1：有料老人ホームの類型

（図の出所：「第7回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」参考資料2）

介護付有料老人ホーム =特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	健康型有料老人ホーム
<ul style="list-style-type: none"><li>・介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設</li><li>・介護等が必要となっても、ホームが提供する介護サービスである「特定施設入居者生活介護」を利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設</li><li>・介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設</li><li>・介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならない</li></ul>

## 目次

1.	指導監督業務の全体の流れ.....	3
1.1.	指導監督の目的.....	3
1.2.	業務全体の流れ図.....	3
2.	立入検査について.....	3
2.1.	立入検査の実施にあたって.....	3
2.2.	実施通知.....	4
2.3.	報告徴収・立入検査における問い合わせ.....	8
2.4.	立入検査を実施できない場合.....	8
2.5.	事業者による処分逃れ防止のための対策.....	8
2.5.1.	廃止又は休止届の事前届出制.....	9
3.	立入検査後の対応.....	12
3.1.	立入検査後の対応の程度の決定.....	12
3.2.	行政上の措置の違い.....	12
3.2.1.	行政指導.....	12
3.2.2.	行政処分.....	12
3.2.3.	改善命令.....	12
3.2.4.	事業の制限・停止.....	12
3.2.5.	行政処分に伴う公示.....	15
3.3.	処分事由の認定について.....	15
3.3.1.	不正・不当とは.....	15
3.3.2.	故意、重過失、軽過失とは.....	15
3.4.	処分程度の考え方.....	15
3.4.1.	行政処分程度の決定にあたっての基本的考え方.....	16
3.4.2.	処分基準の作成について.....	19
4.	行政手続法にのっとりた手続.....	20
4.1.	行政手続法にのっとりた手続の重要性.....	20
4.2.	聴聞・弁明の機会の付与.....	20
4.2.1.	聴聞・弁明の機会の付与とは.....	20
4.2.2.	聴聞手続の流れ.....	21
4.3.	不利益処分理由の提示.....	22
4.3.1.	不利益処分理由の提示とは.....	22
4.3.2.	理由の提示のあるべき姿.....	22
4.3.3.	関連判例.....	22

4.3.4.	公益通報者の保護.....	23
5.	高齢者虐待の防止・不当な身体的拘束等の事案への対応.....	24
5.1.	設置運営標準指導指針における規定.....	24
5.2.	高齢者虐待対応の流れ.....	26
5.2.1.	概要.....	26
5.2.2.	相談・通報・届出への対応.....	26
5.2.3.	事実確認.....	26
5.2.4.	虐待の有無の判断、緊急性の判断、課題の整理、対応方針の決定.....	27
5.2.5.	虐待の再発防止と必要な措置.....	27
5.2.6.	モニタリング・評価.....	28
5.2.7.	終結.....	28
6.	処分後の業務.....	32
6.1.	行政処分（不利益処分）を行った場合の利用者の移行について.....	32
6.2.	高齢者虐待が認められた事業者への措置.....	32

## 1. 指導監督業務の全体の流れ

### 1.1. 指導監督の目的

有料老人ホームとは、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度です。

有料老人ホームに対する指導監督権限を有する都道府県等（以下「都道府県等」という）は、制度の目的を果たすため、老人福祉法第 29 条第 13 項に基づき、有料老人ホーム運営事業者若しくは運営事業者から介護を委託された者等に対して、その運営の状況に関する事項、その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、当該有料老人ホームの事務所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

### 1.2. 業務全体の流れ図

指導監督業務全体の流れは、おおよそ図表 2（次々頁）の通りに整理することができます。

## 2. 立入検査について

### 2.1. 立入検査の実施にあたって

有料老人ホームに対する立入検査権限は老人福祉法第 29 条第 13 項において都道府県等に付与されています。立入検査の実施にあたっては、介護保険サービスを提供する場合（介護付きホーム）や介護事業所を併設する場合においては、介護保険担当部局（管内の市町村の介護保険担当部局を含む。）とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じて指導を行う必要があります。

なお、法令の「立入検査」と標準指導指針の 2. (7) ①立入調査等は同義です。

※有料老人ホームの設置運営標準指導指針について

## 2 指導上の留意点

### (7) 有料老人ホームに対する指導

#### ①立入調査等

管内の有料老人ホームについて、定期的な立入調査を実施するほか、必要に応じ適宜調査を実施されたい。(略)

立入調査に当たっては、介護保険担当部局(管内の市町村の介護保険担当部局を含む。)とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じ、指導指針に基づく指導を行う。また、合理的な理由がなく、再三の指導に従わない場合は、老人福祉法に基づく改善命令等必要な対応を行うこと。特に、立入調査において、入居者の処遇に関する不当な行為が認められたときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとることを指導し、又は命じられたい。その上で、再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける場合など、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、老人福祉法に基づきその事業の制限又は停止を命じられたい。

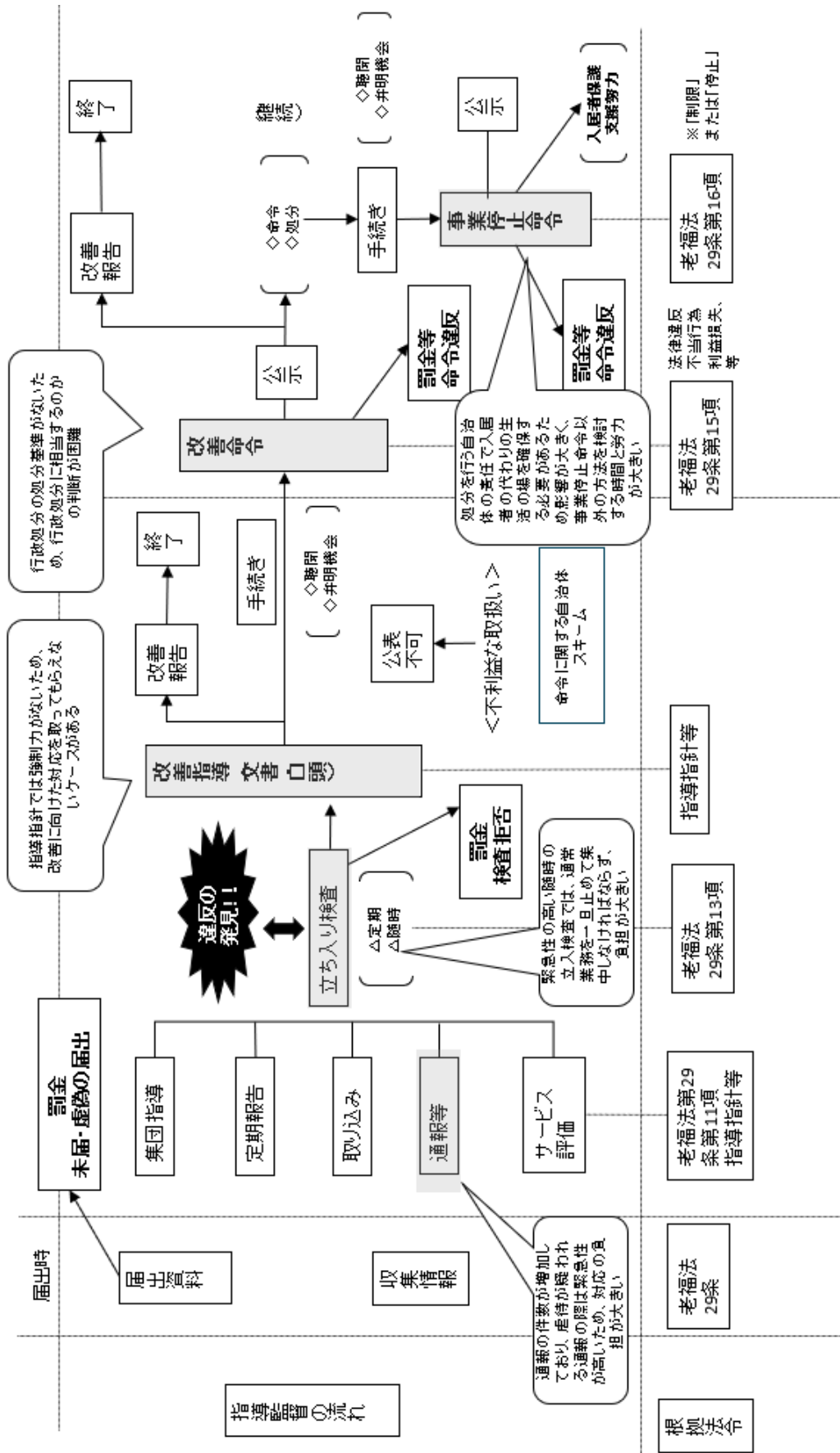
なお、事業の停止を命じた場合、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、入居者からの問合せに応じて、当該高齢者に適した諸条件が整った他の賃貸住宅等のリストを提示したり、入居に必要な公的主体による支援措置を紹介したりするなど、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めること。

また、立入調査に限らず、老人福祉法に基づく定期の報告徴収の際を活用するなどにより、状況の把握に努めること。

## 2.2. 実施通知

立入検査の実施を決定した場合には、事業所に対し、文書にてあらかじめ「実施通知」を行う必要があります。なお、立入検査の頻度は、一般的に3年に1回程度の定期検査を実施し、さらに事件や事故、関係者からの通報に応じて臨時に実施する方法が多く、臨時の立入検査で急を要する場合等においては、検査開始時に現場にて文書を交付することを実施要綱等で定めている事例があります。また、通報等があり、現地確認の実施中に立入検査に移行した場合には、口頭により当該事項を含め、立入検査を実施する旨を通告したうえで立入検査を行います。

図表 2: 設置届から事業の制限・停止命令までの一般的な流れ



出典: 令和5年度老健事業「有料老人ホームの指導監督の手引き」の図に、同老健事業や本検討会「これまでの議論の整理」等の内容を追記。

(図の出所: 「第7回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」参考資料2)

### 【参考①】立入検査の実績

(出所:令和7年度老健事業「多様化する有料老人ホームに対する指導監督のあり方に関する調査研究事業」)

#### ●新規に開設した(届出を受理した)有料老人ホームへの立入検査の時期

令和6年度において、新規に開設した有料老人ホームへの立入検査の時期は、介護付き有料老人ホームの場合、最短(平均)は12.4ヵ月、最長(平均)は18.8ヵ月であるのに対し、住宅型有料老人ホームは、最短(平均)は9.8ヵ月、最長(平均)は23.2ヵ月であったと住宅型有料老人ホームの方が、最短と最長の差が大きい。

図表3:新規に開設した有料老人ホームへの立入検査の時期

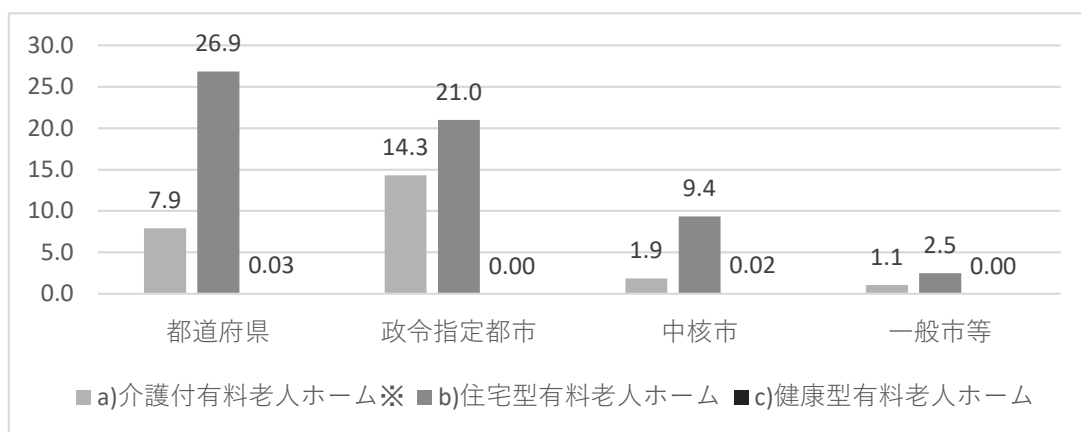
		総計 n=127	都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
a)介護付有料老人ホーム*	平均最短期間	12.4	12.3	20.1	10.0	10.7
	平均最長期間	18.8	15.1	26.4	17.7	20.0
b)住宅型有料老人ホーム	平均最短期間	9.8	8.2	8.8	11.6	9.6
	平均最長期間	23.2	22.7	27.6	23.2	19.0
c)健康型有料老人ホーム	平均最短期間	2.2	1.6	0.0	1.9	4.0
	平均最長期間	5.5	2.8	0.0	4.5	12.0

※特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を除く

#### ●定期的な立入検査件数

令和6年度に実施した定期的な立入検査件数は、1自治体平均でみると、都道府県では34.8件、政令指定都市では35.3件、中核市では11.3件となっている。

図表4:定期的な立入検査件数(1自治体あたりの平均数)



●住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の立入検査方法

(介護保険サービス所管部署との合同での立入検査実施状況)

介護保険サービス所管部署との合同での立入検査の実施状況は、「できるだけ合同で行うようにしている」「通報等があったホームに対して、合同で行うようにしている」の合計が33.9%（43自治体）である。一方、「ほぼ自部署で単独で行っている」も同数の33.9%（43自治体）を占める。

図表5：介護保険サービス所管部署との合同での立入検査実施状況

	総計 n=127		都道府県 n=35	政令指定都市 n=19	中核市 n=55	一般市等 n=18
	件数	割合	割合	割合	割合	割合
a)できるだけ合同で行うようにしている	32	25.2%	37.1%	26.3%	23.6%	5.6%
b)通報等があったホームに対して、合同で行うようにしている	11	8.7%	8.6%	0.0%	9.1%	16.7%
c)ほぼ、自部署で単独で行っている	43	33.9%	28.6%	21.1%	32.7%	61.1%
d)その他	38	29.9%	22.9%	47.4%	34.5%	11.1%
未回答	3	2.4%	2.9%	5.3%	0.0%	5.6%
総数	127	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【参考②】立入検査の実施方法の例

(出所:「有料老人ホームの指導監督の手引き」公益社団法人 全国有料老人ホーム 令和6年3月)

所管地域のホーム数の多さ、担当職員が少ないため、十分な立入検査ができない自治体も少なくないが、自治体によって様々な工夫がされている。立入検査の実施方法、検査先選定の考え方を例示する。

- 新規で開設した施設、前回検査から6年経過する施設、通報等があり臨時で検査が必要と判断したホームを対象とする。
- 3年に1回全施設に対し、立入検査を実施する。また、設置者が訪問介護事業所や通所介護事業所を運営している場合、その実地指導に併せて立入検査を実施。
- 入居者、入居者の家族等、施設長等からの通報。事故報告(重大事故・事故対応に問題がある場合など)。集団指導への不参加ホーム。
- 入居者・家族からの通報等があった場合には施設を訪問し、設備や処遇などについて現地確認するようにしているが、それだけでは指導監督の実効性が担保できないと判断するときは、法律に基づく立入検査を行うこととしている。
- ①開所時検査(施設開所3か月後に行うもの)、②定期検査(3年ごとに行うもの)、③随時検査(入居者処遇等に関する通報や苦情において、老人福祉法に違反する恐れがある又は入居者の処遇に関する不当な行為、利益を害する行為に該当する恐れがあるときに行うもの)

- 原則として、3年に1回実施することを規定。(定期立入検査)。随時立入検査は、①通報・苦情・相談等、②事故報告書、③定期立入検査、④高齢者虐待などの市町村からの報告、より検査を実施する必要があると判断した場合
- 立入検査実施要項に基づき、3年に1回実施することとしている。また、施設の管理運営、サービス、入所者処遇等に関する通報、苦情等があった場合で、入居者のために必要があるときは、随時に実施する。
- 「市有料老人ホーム立入検査要領」に定めている定期立入検査。開設から一年以内に立ち入る実地検査。そのほかに運営及びサービスが著しく適正を欠くため、入居者の利益に重大な支障を及ぼしていると疑うに足りる理由があると判断される場合。利用者や利用者の家族又は施設職員などからの情報共有による。

### 2.3. 報告徴収・立入検査における問い合わせ

立入検査での情報を精査していくうえで、関係施設、事業所、又は個人に問い合わせを行うことがあります。

老人福祉法第29条第13項では、有料老人ホームの設置者、管理者、若しくは設置者から介護等の供与を委託された者に対して、運営状況やその他必要と認める事項の報告を求め、当該職員や関係者に対して問い合わせすることが認められています。

ただし、この問い合わせには強制力がないことから、条例やコンプライアンス方針によっては対象者が協力について消極的なケースも考えられます。また、問い合わせ先や自治体によっても必要となる手続が異なることに留意が必要です。

### 2.4. 立入検査を実施できない場合

老人福祉法第40条第2項の規定の通り、同29条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、または立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避するといった違反行為をした者に対して、30万円以下の罰金に処することができます。

また、検査の忌避とは言えないものの、事業所を何度訪問しても無人である、書面を送付しても返答がないといった理由で立入検査が行えない、いわゆる幽霊事業所に対しても、書面による連絡を複数行うなどの事実を積み上げたうえで、立入検査忌避と同様に扱うことが考えられます。

### 2.5. 事業者による処分逃れ防止のための対策

立入検査の経過の中で、事業者が処分から逃れることを目的として、廃止又は休止届を提出することがあります。こうした処分逃れを防止するために、廃止又は休止届の提出については、以下のような制限があります。

### 2.5.1. 廃止又は休止届の事前届出制

事業の廃止又は休止は、廃止又は休止日の1か月前までに行う必要があります（老人福祉法第29条3項）。行政手続法第37条に規定されているとおり届出は形式上の要件に適合している場合は受け取りを拒否できませんが、老人福祉法の廃止又は休止届は「廃止又は休止の日の1か月前までに届け出なければならない」とされていることから、廃止の日の1か月前までの届出内容となっていない場合は、その効果は発生しないため補正を求める必要があります。

#### ※行政手続法

第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

そのため、廃止又は休止届が提出されても、少なくとも1か月間は事業所が存在することになり、その間に行政処分を行うことが可能と考えられます。

したがって、立入検査中等に廃止又は休止届が提出された場合には、自治体はそれを受け取ったうえで、1か月後の事業所の廃止又は休止に向けて何を行うべきかについて、早急に検討する必要があります。

老人福祉法上、「有料老人ホーム」の定義において、都道府県知事に対して届出を行ったことは要件とされていません。すなわち、「有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」（老人福祉法第29条第1項）に該当するのであれば、都道府県知事に対する届出を行っていないとしても、老人福祉法上の「有料老人ホーム」に該当すると考えられます。

したがって、廃止届が提出されたとしても、依然としてある施設が老人福祉法第29条第1項の定義に該当するのであれば、当該施設は「有料老人ホーム」であり、当該施設の設置者等は、老人福祉法第29条第13項に基づく報告徴求や第15項・16項に基づく行政処分の対象となりえると考えられます。

### 【参考③】行政指導上の工夫(自治体ヒアリング調査より)

(出所:令和7年度老健事業「多様化する有料老人ホームに対する指導監督のあり方に関する調査研究事業」)

#### 【事業開始時ならびに運営開始後の行政指導における工夫】

- ・事業者や所員は、介護保険としてサービスを提供しているのか、有料老人ホームとしてサービスを提供しているのかについて、認識や理解が不足している場合が多い。そのため、訪問介護のシフトと有料老人ホームのシフトを突合し、有料老人ホームとして日中に職員が配置されていることを確認している。夜間についても同様に確認している。(自治体Tの事例)

#### 【虐待が疑われる事案への対応や行政指導における工夫】

- (都道府県の場合)市町村＝虐待担当との連携が要である。
  - ・有料老人ホームで虐待に関する臨時立入調査の場合、市町村の虐待担当部署との連携が頻出である。(自治体Vの事例)
  - ・高齢者虐待防止法の第24条で「養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報や届出があった場合に、市町村長または都道府県知事が老人福祉法や介護保険法に基づき、虐待の防止と被害高齢者の保護のために適切な権限を行使すること」となっているため、高齢者虐待をきっかけに老人福祉法で検査をすることは多分にある。(自治体Zの事例)
  - ・有料老人ホームで虐待の通報などがあった場合、まずは介護保険課と高齢者支援課が合同で事実確認を行っている。その結果、改善が見込める場合は、介護保険課と事業者のやりとりとなるが、組織性や悪質性が疑われる場合には、指導監査課が入ることにしている。(自治体Yの事例)
- 虐待事案が発生した場合、有料老人ホーム側のサービス提供時間帯で起きたことか、訪問介護等の介護保険サービス提供の時間帯で起きたことかによって適用法令が異なるため、状況を把握・整理することが必要である。
  - ・虐待事案が発生した場合、併設の訪問介護サービスの提供時間、住宅型有料老人ホームの提供時間で発生したのかを整理する。過去の事例では、調査の結果、虐待の職員が訪問介護の要因ではないことがわかり、住宅型有料ホームでのサービス提供の中で虐待が発生と認定した。(自治体Vの事例)

#### 【介護保険事業との連携による行政指導の工夫】

- 同一法人で訪問介護・通所等を併設する有料老人ホームが多いこと、有料老人ホームのシフト表ならびに訪問介護のシフトや請求実績などの突合による不正請求・人員基準の確認が必要なため、合同立入や情報共有が重要である。
  - ・同一法人で訪問介護・通所等を併設する有料老人ホームが多いため、同日に同場所で介護保険事業所と有料老人ホームを並行して指導を実施している。当日指導する担当職員は明確に分担している(例、職員Aが有料老人ホームを担当、職員Bが訪問介護事業所を担当)。同一法人で複数の有料老人ホームと複数の訪問介護や通所がある時は、その時々で組み合わせを考えて指導監査に入るようにしている。(自治体Yの事例)

- ・複数の有料老人ホームを運営している法人は同一年度で一体的に立ち入り調査を実施。効率性の観点もあるが、同一法人の併設あるいは隣接の訪問介護や通所を網羅的に検査する上で有効である。介護保険事業所と有料老人ホームを並行して指導を実施するが、当日のメンバー内で担当を明確に分担（例：職員Aが有料担当／職員Bが訪問介護担当）というわけではなく、その時の状況で臨機応変に行っている。（自治体Wの事例）

### 3. 立入検査後の対応

#### 3.1. 立入検査後の対応の程度の決定

報告徴収や立入検査の結果、違反等が認められた場合、改善指導を行うこととなります。また、老人福祉法第29条第15項、第16項の規定に該当する場合、行政処分を検討することとなります。行政指導や行政処分の内容については、次項「3.2 行政上の措置の違い」にて詳細を示します。

行政処分については慎重な検討が求められますが、一方で、事業廃止等により行政処分を行う対象の有料老人ホーム等が存在しなくなることもあるため、迅速な検討を行うことが必要です。

#### 3.2. 行政上の措置の違い

##### 3.2.1. 行政指導

立入検査の結果、事業所の運営に改善を要する点が見受けられる場合には、一般的な行政指導によって、その是正を図ることとなります（参考 行政手続法第2条第6号）。

行政指導の内容としては、口頭での注意・助言指導のほか、改善報告書の提出を求めるなど、様々なものが想定されます。

有料老人ホームに対する指導は、標準指導指針に則って行います。行政指導は、一般的に法律の根拠なく行うことが可能ですが、行政処分は、法令違反がなければ行えません。

##### 3.2.2. 行政処分

老人福祉法上の行政処分には、改善命令と、事業制限・停止命令があります。

命令は不利益処分であるため、処分基準の設定・公表が義務として課せられること（行政手続法第12条第1項）、最低限、事前の弁明の機会の付与が義務付けられること（行政手続法第13条第1項第2号）、処分と同時にその理由を提示することが義務づけられること（行政手続法第14条第1項）に留意してください。

##### 3.2.3. 改善命令

有料老人ホームの設置者が老人福祉法第29条第6項から第11項までの規定に違反したと認められるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、改善命令によって、その是正を命じることとなります（老人福祉法第29条第15項）。

##### 3.2.4. 事業の制限・停止

有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、有料老人ホームの設置者に対して、事業の制

限・停止を命じることになります（老人福祉法第 29 条第 16 項）。

事業制限・停止命令を行った場合、事業者は生活支援、食事、介護等何らかのサービス提供を行うことが禁止されます。このため、入居者の生活が立ちゆかなくなる事になり得ますので、法令上、地方自治体は、入居者に対し、介護等を継続的に受けられるための助言を行うことや、住み替え先の確保などに努めなければならないこととされています。（老人福祉法第 29 条第 19 項）

※老人福祉法施行令

第十二条 法第二十九条第十六項の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
- 九 介護保険法
- 十 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）
- 十一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）
- 十二 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- 十四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 十六 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

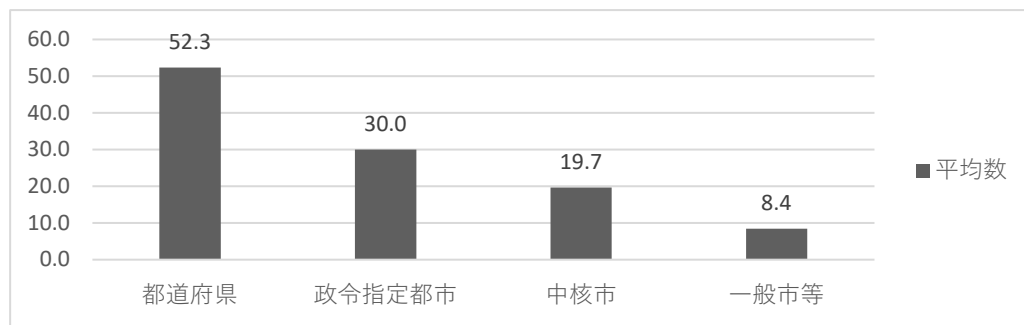
**【参考④】改善・指導（文書）の実績（令和6年度）**

（出所：令和7年度老健事業「多様化する有料老人ホームに対する指導監督のあり方に関する調査研究事業」）

**●改善・指導（文書）の実施件数**

有料老人ホームに対する改善・指導（文書）の実施件数は、自治体類型別にみると、都道府県が1自治体あたり52.3件、政令指定都市が30.0件である。

**図表6：改善・指導（文章）の実施件数（1自治体あたりの平均数）**



**●改善・指導（文書）のうち、典型的な事例について（各自治体3件まで記載の合計）**

有料老人ホームに対する改善・指導（文書）のうち、典型的な事例を自由意見から整理した。最も多いのは「事故・虐待・身体拘束 関連」の80件で圧倒的に多い。次いで「運営懇談会・委員会の未実施」17件 等である。

**【参考⑤】改善命令・事業制限停止命令の実績（令和6年度）**

（出所：令和7年度老健事業「多様化する有料老人ホームに対する指導監督のあり方に関する調査研究事業」）

**●老人福祉法に基づく行政処分の実施件数**

有料老人ホームに対する老人福祉法に基づく行政処分に基づく実施件数は、「高齢者虐待による事例」で、改善命令が4件（中核市）、「高齢者虐待以外の事例」で改善命令が2件（中核市）である。なお、事業停止命令の実績は確認されなかった。

**図表7：老人福祉法に基づく行政処分の実施件数**

	回答数	1)高齢者虐待による事例		2)高齢者虐待以外の事例	
		a)改善命令	b)事業停止・制限(一部・全部)命令	a)改善命令	b)事業停止
都道府県	35	0	0	0	0
政令指定都市	19	0	0	0	0
中核市	55	4	0	2	0
一般市等	18	0	0	0	0
合計	127	4	0	2	0

- ・複数の有料老人ホームを運営している法人は同一年度で一体的に立ち入り調査を実施。効率性の観点もあるが、同一法人の併設あるいは隣接の訪問介護や通所を網羅的に検査する上で有効である。介護保険事業所と有料老人ホームを並行して指導を実施するが、当日のメンバー内で担当を明確に分担（例：職員Aが有料担当／職員Bが訪問介護担当）というわけではなく、その時の状況で臨機応変に行っている。（自治体Wの事例）

### 3.2.5. 行政処分に伴う公示

改善命令、及び事業の制限・停止命令を行った場合は、都道府県等は老人福祉法第29条第17項に基づいて、事業所名、処分内容及びその期間などを公示します。

## 3.3. 処分事由の認定について

### 3.3.1. 不正・不当とは

法令用語における「不正」や「不当」とは、具体的な法規や公序良俗に反する違反のことを意味します。「不正」とは、法律や基準に違反していることをいい、「不当」とは、必ずしも法律や基準に違反しているといえないものの、妥当性を欠いている場合を言います。

### 3.3.2. 故意、重過失、軽過失とは

#### ①故意について

故意とは、自分の行っている行為が何らかの結果をもたらすことを認識していたにもかかわらず、あえてその行為を行ったことを指します。

#### ②重過失について

過失とは不注意により失敗することをいい、特に、自分の行っている行為がどんな結果を引き起こすかについて認識しえたにもかかわらず、不注意のためにそれを認識しないことを指します。

過失のうち、特に重過失（重大ナル過失）については、最高裁判例によって、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」とされています（最判昭和32年7月9日民集2711巻7号1203頁、損害賠償請求事件）。

#### ③軽過失について

軽過失とは行うべき注意を欠いている状態であり、特に断りなく過失というときは、この軽過失のことを指します。

## 3.4. 処分程度の考え方

行政処分相当の事案が発生した場合、次のパターンが想定されます。

- ① 改善命令
- ② 改善命令に違反（改善されない場合）⇒事業制限・停止命令
- ③ 事業制限・停止命令

### 3.4.1. 行政処分程度の決定にあたっての基本的考え方

行政処分の程度の決定についての大きな流れは、以下に示す STEP1 から STEP3 の 3 段階で整理することができます。

立入検査において確認できた事実について、老人福祉法第 29 条第 15 項、第 16 項に基づく行政処分の対象となる事由であったと認定できるか判断を行い、その結果に基づき、行政処分の程度を決定することが必要です。

なお、以下記載の 3 つの段階を参考に、各自治体において、処分程度の決定の考え方や処分基準を定めることが望まれます。

#### STEP1: 事由ごとに基本的な処分程度を定める

まず行政処分の対象となった事由に対して、基本的な処分程度を定めます。

老人福祉法を基に、まずその事由が改善命令、事業の制限・命令、もしくは行政処分まで至らないか、程度を定めます。

#### STEP2: 基本的な処分程度に対して加重軽減を行う

ここでは、STEP1 の基本的な処分程度に対して、その事由の個別事情を考慮し、処分程度の加重軽減を行います。特に当該行為の重大性・悪質性については、以下の点に着眼したうえで、検証を行うこととなります。

##### ①利用者被害、法益を侵害している様態・程度

- ・ 被害を受けた利用者数、個々の利用者が受けた被害はどの程度深刻か。
- ・ 利用者に対し著しく不適切な介護サービスを提供し、あるいは多額の不正請求を行うなど、当該違法・不当行為は法益をいかなる程度侵害しているか。

##### ②故意性の有無

- ・ 当該違法・不当行為は故意によるものか（場合によっては重過失を含む）、あるいは過失によるものか。

##### ③常習性の有無

- ・ 当該違法・不当行為は反復継続して行われたのか、あるいは一回限りのものであったのか。
- ・ 当該違法・不当行為が行われた期間はどの程度であったのか。

##### ④組織性・悪質性の有無

- ・ 当該違法・不当行為は現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは経営陣や管理者も関わっていたものか。

- ・ 問題を認識した後に隠ぺいを図るなど悪質な行為が認められたか。悪質な行為が認められた場合には、当該違法・不当行為が組織的なものであったか。

#### ⑤悪質性の有無

- ・ 当該違法・不当行為につき、行政からの指導を受けているにも関わらず正当な理由なく指導にしたがっていないことが認められるかどうか。

### STEP3: 最終的な処分程度の決定を行う

STEP2にて、個別事情を踏まえた加重軽減を行った後、地域におけるサービス提供・基盤整備の状況、事業者の運営管理体制の適切性<sup>12</sup>など、配慮すべき他の要素を総合的に考慮したうえで、具体的な処分内容を決定することになります。

地域におけるサービス提供・基盤整備の状況については、例えば事業制限・停止ではあるものの、地域に代替サービス等がなく、かつ違法・不当行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるときに処分程度を軽減することなどが想定されます。

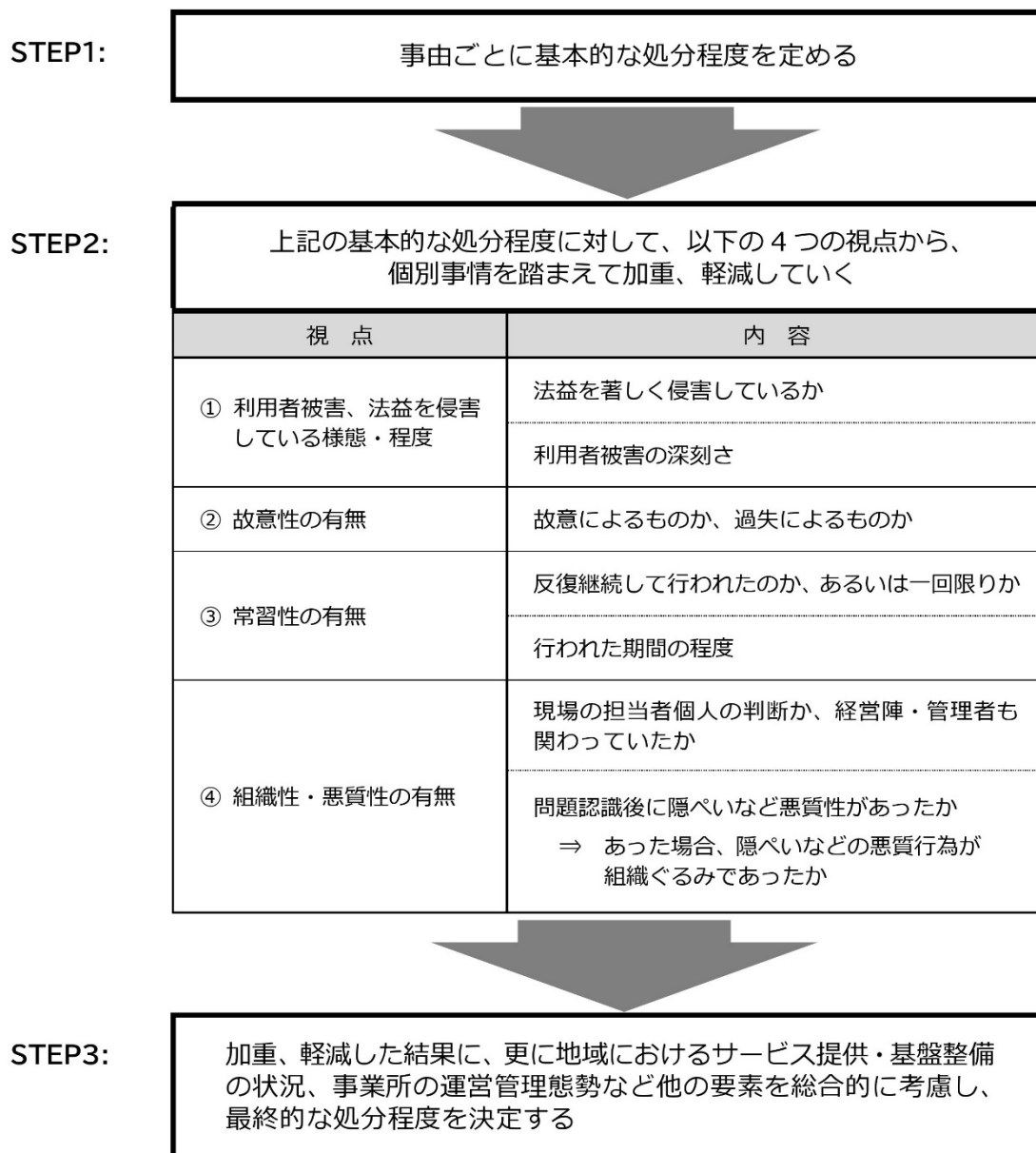
また事業者の運営管理体制の適切性については、例えば行政指導ではあるものの、事業者の役員などの法令等の知識が欠如している、職員の介護に関する知識や技術が欠如しているなど、改善に一定の期間がかかる見込みの場合に加重するなどが想定されます。

---

<sup>1</sup> 個々の役職員の法令遵守等に関する知識や取組は十分か、事業者の運営管理体制は十分か、また適切に機能しているか。職員教育は十分に行われているか。

図表 8 : 行政処分程度の決定にあたっての基本的考え方

(出所:「介護保険施設等に対する監査マニュアル」 令和 6 年 4 月 厚生労働省)



### 3.4.2. 処分基準の作成について

行政庁においては、処分基準を定めるとともに、それを公にしておくよう努めなくてはならない（行政手続法第12条第1項）とされています。そのため、事業者に対する不利益処分を行う可能性のある自治体は、処分基準を作成しておくよう努める必要があります。

また処分基準を定めるにあたっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない（行政手続法第12条第2項）とされています。

なお、処分基準の形式については、告示、通達、訓令、要綱などの特定の形式はありません。

【本マニュアルを発出するにあたり、別冊のように処分基準の考え方の例を掲載する場合には、高齢者支援課にて、以下のような留意点を記載されたい。】

本マニュアルの巻末に、「処分基準の考え方の例」を記載します。

なお、本マニュアルに示す内容は、国が普通地方公共団体に対する関与としての技術的助言（地方自治法第245条第1号イ、同法第245条の4）として、法的拘束力を有するものではないことに十分に留意してください。処分基準を設定・公表するのも（行政手続法第12条第1項）、それに基づいて実際の不利益処分を行うのも、あくまでも各自治体の権限です。

「処分基準の考え方の例」を記載する目的は、特に処分経験のない自治体において、処分基準作成に取り組むための参考資料ないしガイドラインとして活用されることにあり、すでに処分基準を策定したうえで、それを活用して処分の程度を決定してきたなど、一定程度の実務の蓄積がある自治体の取組や方法について否定するものではありません。

## 4. 行政手続法にのっとりた手続

### 4.1. 行政手続法にのっとりた手続の重要性

立入検査の結果、有料老人ホーム等に不利益処分（行政処分）を科す場合、行政手続法に基づいた手続が不可欠となります。

行政手続法の目的は、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資すること」にあります（行政手続法第1条）。

近年、介護保険法や老人福祉法に基づいて行われた行政処分が、行政手続法に規定する手続の不備を理由として、裁判所によって取り消されるという事案が少なくありません。

ここでは特に、行政処分を行う際の重要な手続として、「聴聞・弁明の機会の付与」（行政手続法第13条）、「理由の提示」（行政手続法第14条）について説明します。

### 4.2. 聴聞・弁明の機会の付与

#### 4.2.1. 聴聞・弁明の機会の付与とは

行政手続法第13条に定められたとおり、有料老人ホーム等に対して、行政処分（不利益処分）を行う場合には、「聴聞」もしくは「弁明の機会の付与」を行うことが必要となります。

聴聞及び弁明の機会の付与の目的は、不利益処分の名宛人（となるべき者）の権利利益の保護を図るために、自己に有利な弁解を行う場を設けることにあります。こうした目的にかんがみると、聴聞及び弁明の機会の付与を十分に実施しなかった瑕疵は、裁判所によって違法なものと評価されることとなります。

まず、「聴聞」は口頭審理であるため、処分の名宛人となるべき者（事業者）は聴聞期日に出頭し、意見陳述を行うこととなります。聴聞は、事業者に対し重い不利益を与える指定取消を行う際に必須の手続です。

次に、「弁明の機会の付与」は書面審理で行われるため、事業者は弁明書を提出して行うこととなります。必要に応じて、証拠書類等の提出も行います。事業者に対する行政処分においては、指定の全部又は一部効力停止、あるいは命令を行う際に実施することとなります。

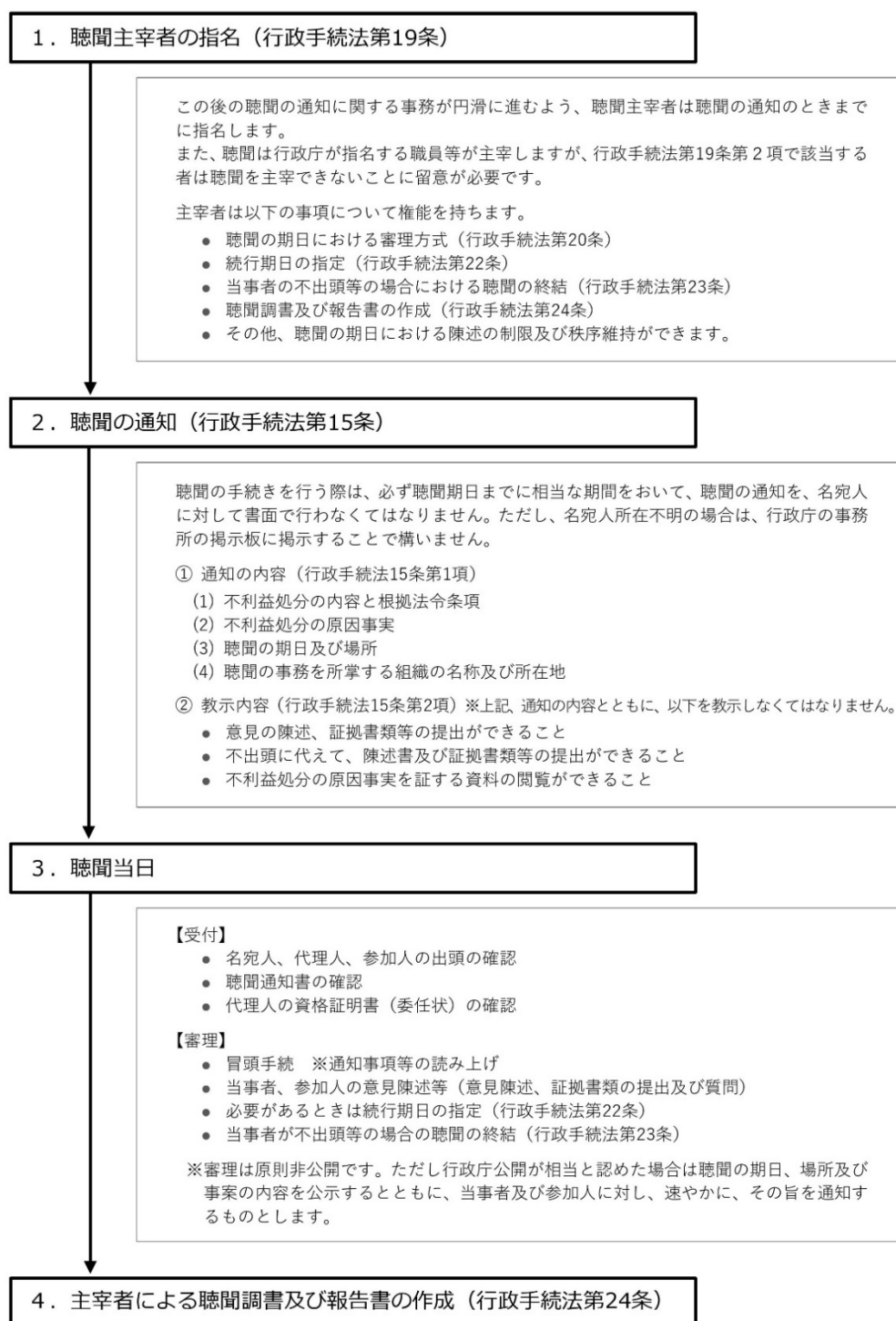
「弁明の機会の付与」の代わりに「聴聞」を行うことは可能ですが、その逆に、「聴聞」の代わりに「弁明の機会の付与」を行うことは認められないことに注意してください。また、聴聞の具体的な手続は、各自治体で定められた聴聞等の実施に関する条例・規則に基づき行うこととなります。

## 4.2.2. 聴聞手続の流れ

聴聞手続の流れは、おおよそ以下のとおりに整理することができます。ただし、聴聞については、各自治体の聴聞等の実施に関する条例や規則も併せて確認してください。

図表 9：聴聞手続の流れ

(出所:「介護保険施設等に対する監査マニュアル」令和6年4月 厚生労働省)



### 4.3. 不利益処分の理由の提示

#### 4.3.1. 不利益処分の理由の提示とは

行政手続法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合には、この限りでない。」と規定しています。

不利益処分を行う際に理由の提示が義務付けられている趣旨は、申請に対する拒否処分の場合（行政手続法第8条）と基本的に同じであり、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制することと、申請者にとって争訟（行政不服申立て、行政訴訟）提起の便宜を図るためとされています。

理由の提示は、従来「理由付記」と言われることもありますが、口頭で理由を示す場合もあるため（行政手続法14条3項——ただし、書面の交付を求められたときはこれに応じる必要があります。）、行政手続法にのっとり、本マニュアルでも「理由の提示」に統一します。

#### 4.3.2. 理由の提示のあるべき姿

「理由の提示」については、裁判所によってその不備を理由として行政処分が取り消された事例が数多くあり、介護保険法上、及び老人福祉法上の行政処分についても、そうした事例が複数確認されています。このように、理由の提示の不備については大きな法的リスクがあることを念頭においたうえで、十分な記載を行うことが必要となります。

「理由の提示」のあるべき姿を、判例とともにお示ししましょう。最高裁は、行政手続法第14条第1項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、「上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである」と述べています（最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁、一級建築士免許取消処分等取消請求事件）。

この点、「理由の提示」は根拠法条の番号を示すだけでは不十分であり、処分の根拠となった事実関係（原因事実）、法令や処分基準の適用関係まで具体的に記載しなくてはならないとされています。

#### 4.3.3. 関連判例

事業者への処分決定の後、理由の提示の不備により、行政処分が取消された主な判例を以下に列挙します。

- ① 熊本地判平成 26 年 10 月 22 日判例自治 422 号 85 頁  
介護老人保健施設の開設許可取消処分について、取消理由の不正請求と認定された事実が特定されていないとして取り消された事例  
※ただし、控訴審の福岡高判平成 28 年 5 月 26 日判例自治 422 号 72 頁で介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設許可等の取消処分につき、処分理由の提示を欠いた違法はないとされ、処分取消請求が棄却された。
- ②名古屋高判平成 25 年 4 月 26 日判例自治 374 号 43 頁  
指定通所リハビリテーション事業所の指定取消処分が、理由の提示の不備により取り消された事例
- ③広島高松江支判平成 31 年 4 月 17 日 LEX-DB25563211  
高齢者介護施設に対する一部効力停止が、理由の提示の不備があるとして取り消された事例

「理由の提示」については、事実関係、根拠法令、適用法規・処分基準の適用関係（処分基準が公表されている場合に限る）などを具体的かつ第三者が理解できるように記載しなくてはなりません。高齢者虐待の事案であれば、対象者、その具体的な日時・場所や虐待の態様等まで記載することが必要ですし、不正請求の事案であれば、その具体的な期間や金額まで記載することが求められます。それらの記載が不十分であった結果、理由の提示が不十分であるとして、処分が取り消された事例があります。

また、過去の事例では、監査や聴聞の過程において事業者に対し十分に処分の理由を伝えているのだからとして、行政処分を行う際には簡略化された理由しか伝えていなかったり、行政処分を行う際には簡単な理由しか示すことなく、後日、事業所との面談の際に口頭で理由を補足しようとしたケースが確認されていますが、こうした運用は認められません。

#### 4.3.4. 公益通報者の保護

事業者の不正が、内部からの通報者からの通報等によって発覚する場合も少なくないと思われます。「理由の提示」における通報者や情報提供者の権利利益等の保護については、東京地判平成 30 年 5 月 24 日判タ 1465 号 105 頁が参考になります。

東京地裁は、「(略) 不認定とする処分の理由として、単に同号に該当する旨を指摘し又はその文言を記載するだけでは、行政手続法第 8 条 1 項本文に定める理由の提示として不十分ではない一方、任意の情報を提供する第三者の権利利益等の保護への配慮が必要な場合や、申請者の言動につきその日時、場所や態様等を個別具体的に明らかにすることが困難な場合もあり得ることを踏まえると、事実確認の詳細まで常に記載しなければならないということもできず、(中略) また、行政庁が処分に当たって考慮した事実確認の中に、情報提供者の保護への配慮を要しないもの(例えば、犯罪歴、申請者の供述、警察官によって現認された申請者の言動等)がある場合には、これらに係る具体的内容(その日時、場所や態様等を含む。)についても、可能な範囲で明らかにされることを要する」と述べています。

他方、東京地裁は、情報提供者の保護への配慮を必要としないものについては、その日時、場所や態様等を含めた具体的内容について可能な範囲で明らかにすべきことを求めているので、注意が必要です。

## **5. 高齢者虐待の防止・不当な身体的拘束等の事案への対応**

### **5.1. 設置運営標準指導指針における規定**

高齢者虐待や不当な身体的拘束等への対応について、設置運営標準指導指針では次のように規定しています。

身体的拘束等の廃止については、平成 30 年度の同指導指針改正によって、設置者の取り組みが介護付きホーム以外のホームにも拡大され、立入検査項目の対象になりました。また、令和 3 年の基準省令改正により、高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置）が新設され、立入検査項目の対象になっています。

※有料老人ホームの設置運営標準指導指針

9. サービス等

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

イ 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。

ロ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

ハ 虐待の防止のための指針を整備すること。

ニ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

ヘ その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

(5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## 5.2. 高齢者虐待対応の流れ

### 5.2.1. 概要

高齢者に対する虐待は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下、高齢者虐待防止法という。）に基づいて自治体が対応することとなっています。基本的な養介護施設従事者による虐待対応の流れとしては、虐待が疑われた施設の所在地の市町村が虐待の通報を受付け、都道府県と協働して事実確認を行い、虐待の有無の判断や緊急性の有無の判断、対応方針などを決定し、虐待の再発防止と必要な措置を行い、モニタリング・評価を行った上で終結を判断することとなります。

なお、養介護施設従事者等による虐待対応の詳細については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚生労働省老健局、令和8年3月）（以下、国マニュアル）を参照ください。

### 5.2.2. 相談・通報・届出への対応

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村（当該施設所在地）へ通報するよう通報義務等を規定しています（高齢者虐待防止法第21条）。

通報を受理した市町村は、都道府県に報告した上（同法第22条）、事実確認の内容や方法等の協議を行うこととなります。

事実確認においては、誰が通報を行ったかわからないように対応がなされ（同法第23条）、養介護施設従事者等は、高齢者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇やその他不利益な取扱いを受けないこととしています（同法第21条第7項）。したがって、高齢者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いがなされた場合は、訴訟において、当該解雇について無効と判断されたり、不利益取扱いが不法行為に該当するものとして損害賠償責任を負う可能性があります。

### 5.2.3. 事実確認

相談・通報・届出を受け、都道府県が有料老人ホームに対して行う虐待の事実確認に関する調査権限の行使としては、老人福祉法第29条第13項に基づく有料老人ホームないし介護等受託者の事務所若しくは事業所への立入検査による事実確認の実施が基本となります。都道府県と協働で市町村が事実確認を行う場合は、市町村は、高齢者虐待防止法第24条を受け、老人福祉法第5条の4第2項第1号・第2号に基づき事実確認を行うこととなります。その際、市町村には老人福祉法第29条第13項に基づく調査権限はないことに留意してください。

都道府県が行う老人福祉法第29条第13項の立入検査による事実確認においては、必ずしも事前に施設に立入検査の日時等を連絡する必要はないですが、施設の任意の協力を前提に行われる行政調査であることに留意が必要となります。なお、有料老人ホームの設置

者等が老人福祉法第 29 条第 13 項の立入検査を拒み、妨げ、忌避するなどした場合には、老人福祉法第 40 条第 2 号の罰則の適用対象となります。

#### 5.2.4. 虐待の有無の判断、緊急性の判断、課題の整理、対応方針の決定

高齢者虐待の有無の判断、緊急性の判断、虐待の発生要因及び課題の整理、対応方針の決定にあたっては、都道府県及び市町村の、高齢者虐待防止法、老人福祉法担当部署職員及びその他関連するメンバーによる虐待対応ケース会議で行います。高齢者の安全・安心な生活が確保できない等の場合は、老人福祉法に基づきやむを得ない事由による措置等によって早急に高齢者を保護したり、医療機関への入院につなげる必要があります。

なお、国マニュアルでは、「不適切ケア」という言葉を用いず「虐待が疑われる事実」としていることに留意してください。

また、刑事訴訟法第 239 条第 2 項に、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。そのため、虐待対応においては、事実関係を把握した段階や事実確認調査を進める中で、警察等への被害の届出や告発の可否を適正、迅速に判断し、必要に応じて被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。ただし、被害の届出支援や告発については、被虐待者本人や家族の心情やフラッシュバック等の二次被害が生じないよう配慮が必要です。

#### 5.2.5. 虐待の再発防止と必要な措置

都道府県が、老人福祉法第 29 条第 13 項の規定に基づき事実確認を行った結果、高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項第 1 号イからホに規定される「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の事実が認められた場合には、当該虐待の事実は老人福祉法第 29 条第 15 項に規定する「入居者の処遇に関し不当な行為」や「運営に関し入居者の利益を害する行為」に該当すると解され、老人福祉法第 29 条第 15 項の改善命令及び同条第 16 条の事業の制限ないし停止命令の対象となります。

加えて、有料老人ホームの設置者等が、高齢者虐待防止法第 20 条規定の虐待防止措置義務に違反した場合や、高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項規定の通報義務に違反した場合は、老人福祉法第 29 条第 16 項「有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合」に該当し（老人福祉法施行令第 12 条第 14 項）、その上で「入居者の保護のため特に必要があると認めるとき」は、事業の制限ないし停止命令の対象となり得ます。

なお、地方自治体が事業者に行行政処分を行う時の手続は、行政手続法に則って行う必要があります。改善命令・事業の制限ないし停止命令は不利益処分に該当するため、行政手続法第 3 章「不利益処分」に規定される所定の手続並びに行政不服審査法及び行政事件訴訟法に規定される不服申立て及び取消訴訟等の提起に関する事項の教示（行政不服審査法第 82

条、行政事件訴訟法第 47 条) 等の手続を踏む必要があることに留意が必要です。特に、不利益処分に向けた意見陳述の手続(行政手続法第 13 条)や不利益処分の理由の提示(行政手続法第 14 条)を欠く場合や不足がある場合には、当該処分が違法であるとして取り消される可能性も十分あるため注意が必要となります。

また、事実確認の結果、虐待が認められなかったとしても、設置運営標準指導指針に規定がある高齢者虐待防止措置や身体的拘束等の適正化に係る措置が講じられていないこと等に対する都道府県による行政指導や、高齢者虐待防止法第 24 条を受け、老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項に基づく市町村による改善指導(改善計画の提出や評価等の実施)を行うことも可能となります。

### 5.2.6. モニタリング・評価

改善指導等を行った市町村や都道府県は、施設における改善取組の実施状況や効果について、施設からの報告に留まらず、改善への取組開始から一定期間後に施設を訪問することにより、高齢者の生活状況や虐待防止委員会等の取組状況等を点検するなど、虐待の再発防止に向けた取組を、終結まで責任を持って行う必要があります。

### 5.2.7. 終結

虐待対応の終結は、下記の二つの要件を確認した時点となります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の終結要件

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用出来るようになったと確認できること</li><li>②虐待の要因となった課題について、養介護施設・事業所が再発防止のための方策を講じ、継続的に虐待防止の取組が実施できる体制の整備ができたことを確認できること</li></ul> |
|--|

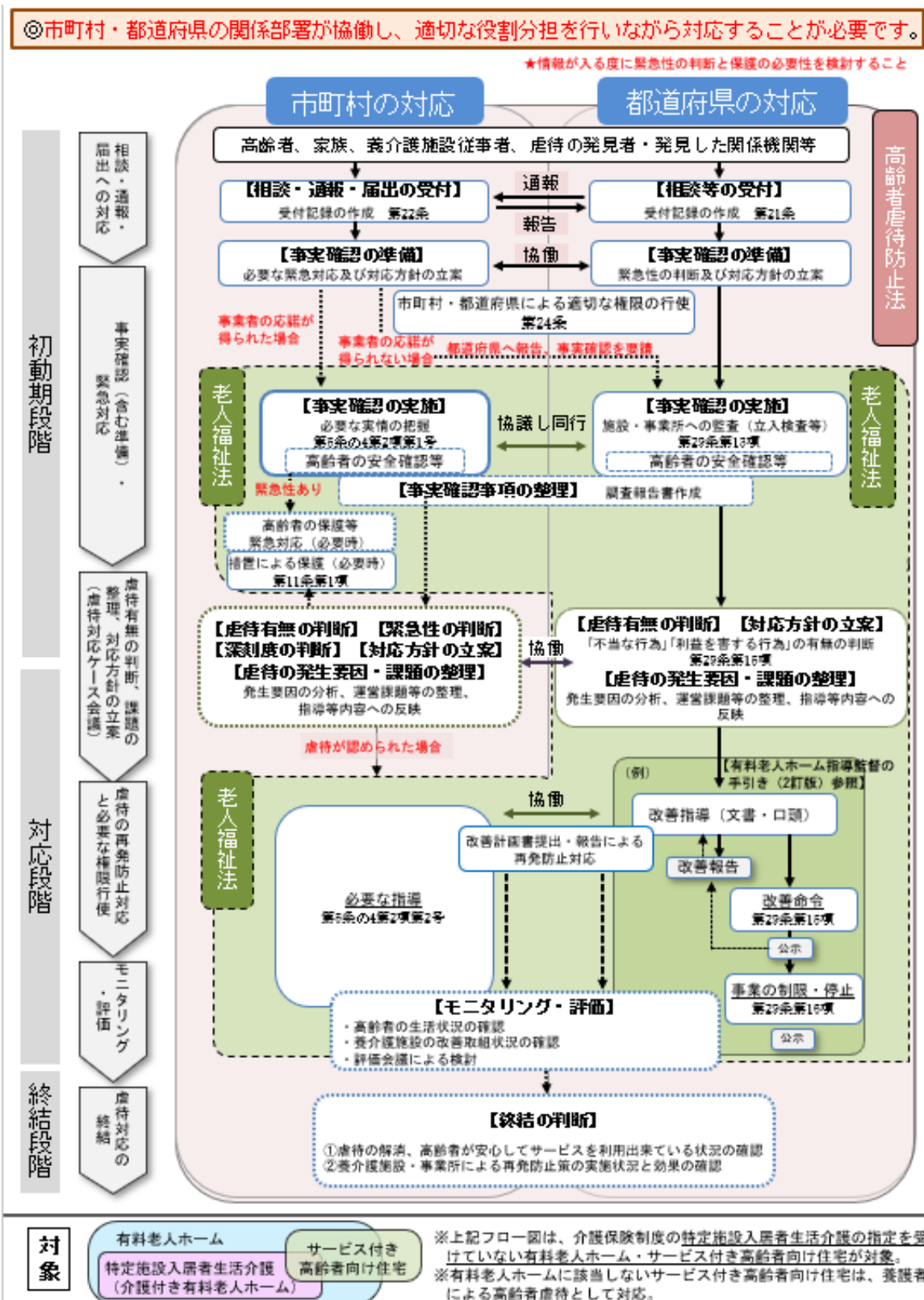
具体的には、以下に示す状況が確認された場合に、虐待対応の終結と判断します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・事実確認において確認された虐待・虐待が疑われる事象などが解消されている</li><li>・評価時点でその他の虐待・虐待が疑われる事象などが生じていない</li><li>・個々の改善目標が計画どおり達成された</li><li>・改善が進んでいなかった項目についても目標が達成された(新たな取組みを含む)</li><li>・虐待予防・防止のための取組みが継続して行われている</li><li>・虐待が生じた場合の対応策が講じられている</li></ul> |
|--|

なお、終結の判断は、市町村と都道府県が協議して行うことが基本となります。

【市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省）】

図表10 フロー図（有料老人ホーム（未届施設含）の場合）

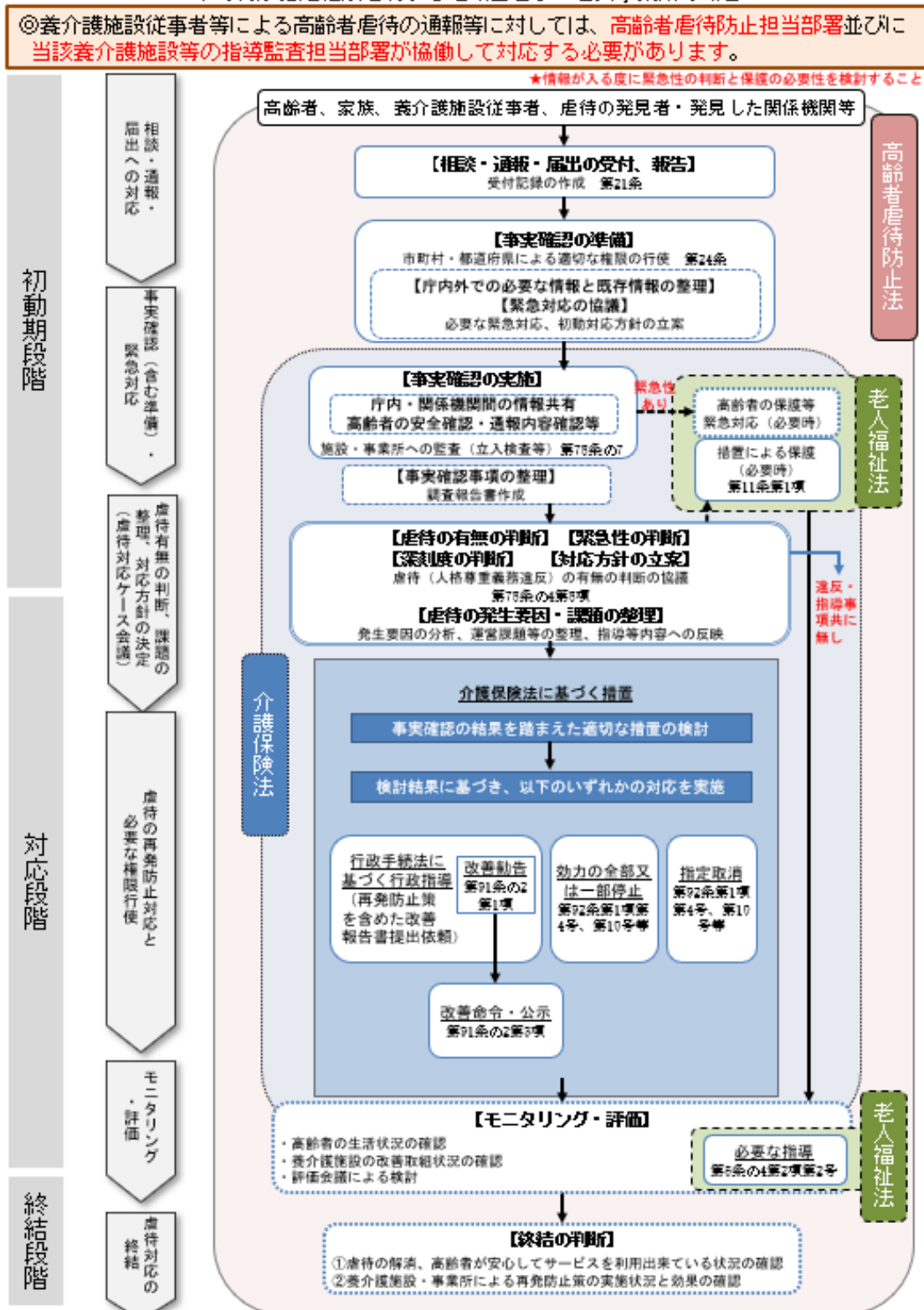


対象

- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）

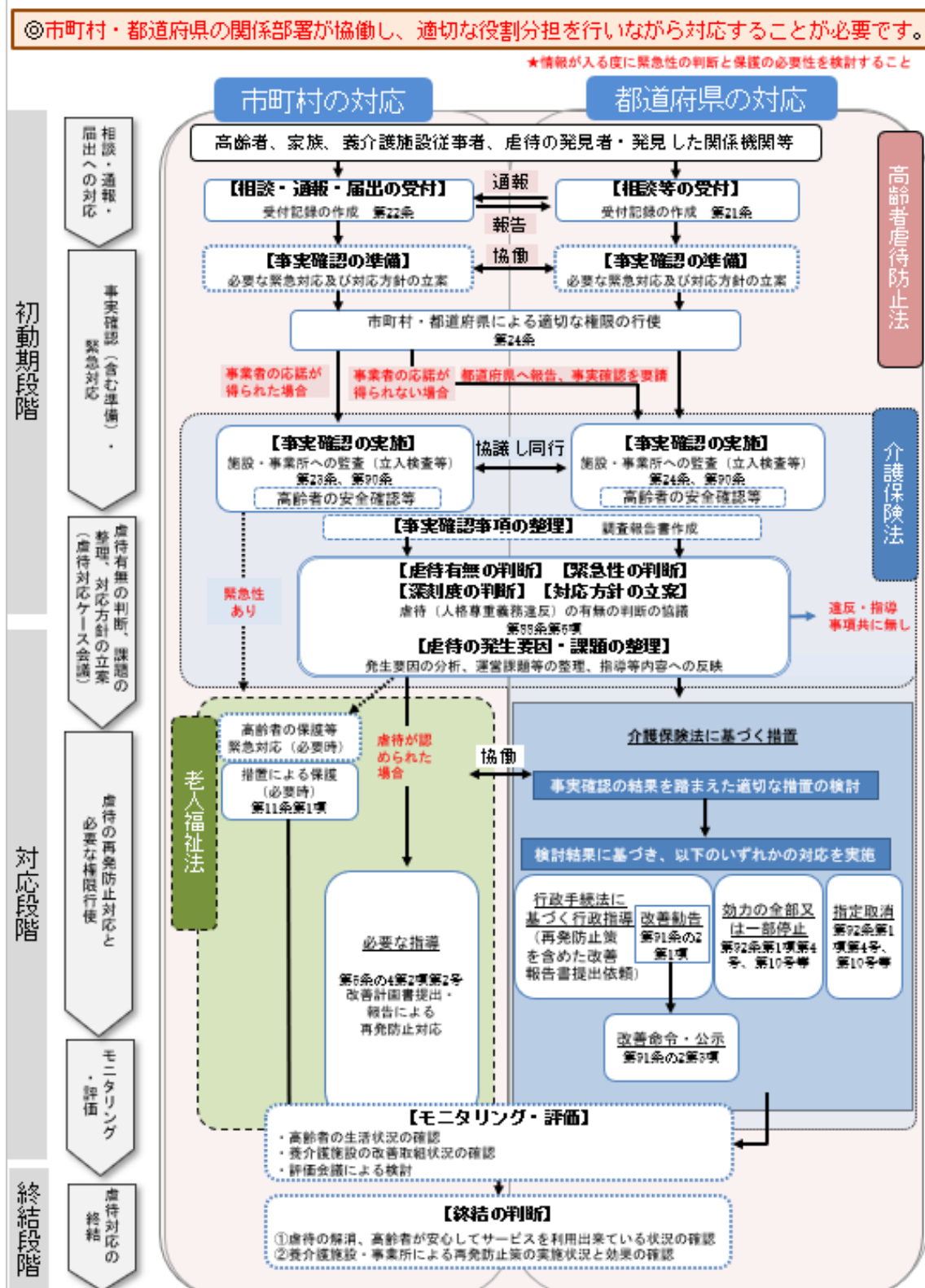
※上記フロー図は、介護保険制度の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が対象。  
※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は、養護者による高齢者虐待として対応。

図表 1-1 フロー図（市町村が指定権限を有する地域密着サービス事業所の場合）



図表 12 フロー図（都道府県が指定権限を有する養介護施設等の場合）

注) 条文は特別養護老人ホームの場合



## 6. 処分後の業務

### 6.1. 行政処分（不利益処分）を行った場合の利用者の移行について

老人福祉法第 29 条第 19 項に規定されるように、都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が事業の制限又は停止の命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努める必要があります。

### 6.2. 高齢者虐待が認められた事業者への措置

高齢者虐待が認められ、その後も運営を続ける有料老人ホーム等に対して都道府県等は、要因分析に基づく再発防止に向けた改善計画や改善計画に対する改善状況の報告を定期的に求めるとともに、立入検査の実施計画を前倒しするなどしてそれぞれの地域の実情や事案内容に応じた指導を高齢者虐待の担当部局と連携・協働して行うことで、当該有料老人ホーム等が取り組む改善の状況を繰り返し確認し、虐待の要因が除去され適切なサービス提供が行われる運営体制となっていることを確認することが必要です。

なお、高齢者虐待が認められた有料老人ホーム等が引き続き利用者に対してサービスを提供することを踏まえると、虐待の要因が除去されたかどうか等の確認は行政処分の程度の検討に並行して、速やかに行う必要があります。

【参考】老人福祉法に基づいて行われた行政処分の事例(自治体公表資料より抜粋)

① 群馬県の事例(住宅型有料老人ホーム)

○処分内容

- ・業務の改善命令
- ・申し渡し日 令和4年12月27日(火曜日)

○改善を命じた内容

- (1) 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜(以下、「日常生活上の便宜」という。)の内容を記録した帳簿を作成すること。
- (2) 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容を記録した帳簿を作成すること。  
また、事故が発生したときは、群馬県知事あて事故報告書を提出すること。
- (3) 令和4年9月に渋川市長が認定した虐待の事実について、未だ、渋川市の改善指導に対応していないことから、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき必要な措置を講じること。
- (4) 入居者から施設の運営に必要な資金を借り入れることは、経済的虐待が疑われる行為となるため、行わないこと。
- (5) 喀痰吸引等(特定行為)の必要がある入居者を受入れる場合は、事前に看護職員を配置したり、又は登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録を行うなど、法令上必要なサービス提供体制を整えること。
- (6) 入居者の実態に即して、介護サービスの安定的な提供に支障が生じることがないよう必要な職員配置体制とすること。

※なお、改善を命じた事項については、令和5年1月27日(金曜日)までに改善報告書を提出するよう求めた。

○処分の理由

- (1) 老人福祉法第29条第6項で規定された帳簿の作成状況が確認できないこと  
(老人福祉法第29条第15項(同法第29条第6項違反))
- (2) 高齢者虐待防止のための措置を実施していないこと  
(老人福祉法第29条第15項(入居者の処遇に関し不当な行為に該当))
- (3) 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録をせずに入居者に対して喀痰吸引等(特定行為)を行っていたこと  
(老人福祉法第29条第15項(その他入居者の保護のため必要があるに該当))
- (4) 必要な職員が不在なこと  
(老人福祉法第29条第15項(その他入居者の保護のため必要があるに該当))

## ② 旭川市の事例（住宅型有料老人ホーム）

### ○処分内容

老人福祉法第29条第15項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

### ○改善を命じた内容

対象の住宅型有料老人ホームにおいて、旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）に違反する行為があり、当該違反に対する市の指導に正当な理由なく従わなかった。このことについて、老人福祉法第29条第15項に定める「その他入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当する。

- (1) 有料老人ホームにおいて作成し保存することとされている帳簿に記載すべき事項として、入居者に提供したサービスの内容が掲げられているが、当該施設においては少なくとも令和7年4月16日以降において、当該施設の介護職員の一人が提供したサービスの記録が作成されておらず、令和7年6月10日に当該施設の入居者の一人（以下「当該入居者」という。）が転倒し顔に怪我を負った事故が発生した際の状況についても確認できなかった。なお、令和5年12月29日付けで実施した当該施設に対する特別立入検査の結果において、「夜間の時間帯について、しばしば提供記録が残されていなかったため、適切に記録を残すこと。」と口頭指導を行っている。
- (2) 有料老人ホームにおいて事故が発生した場合に講じる措置として、速やかに旭川市、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとされているが、令和7年6月10日に当該入居者が転倒し顔に怪我を負った事故について、市への報告が行われていなかった。また、当該施設に対し、当該事故に係る事故等状況報告書を提出するよう複数回にわたり口頭指導を行っているが、処分日時点で提出されていない。

### ○改善命令の内容

- (1) 当該施設において、入居者に対して提供したサービスの内容について、サービスの提供後に確実に記録するための有効な措置を講じるとともに、当該措置について従業者に対し周知徹底を図ること。
- (2) 令和7年6月10日に当該入居者が転倒し顔に怪我を負った事故について、速やかに事故等発生状況報告書を提出すること。また、事故が発生した場合において、次の措置を講じるために必要な体制を整備するとともに、当該体制について従業者に対し周知徹底を図ること。ア 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに旭川市、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。イ アの事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。ウ 設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行う。

### 3-2 処分基準の考え方の例（案）

処分基準の考え方の例（案）

## 1. 行政処分等の実施の目的

有料老人ホームとは、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度です。

そして、有料老人ホーム運営事業者については、制度の目的を果たすため、老人福祉法第 29 条に従い、利用者の人格を尊重し、法令を遵守し、適切なサービスを提供することが義務付けられています。

また、本制度では、運営事業者が基準に合致することを前提に自由に事業への参入が認められています。

したがって、有料老人ホームに対する行政処分等は、有料老人ホーム運営事業者がこれらの義務を果たさず、ひいては制度の趣旨・目的に反する行為を行っている場合に、速やかにその不正行為を抑止し、利用者の尊厳及び適切なサービスを受けられる状態を回復し、これらの行為について当該事業者を始め広く一般的に再発防止を図ることに資する厳正な措置でなくてはならず、これにより、国民の制度への信頼を確保し、老人の福祉の増進の実現を目的とするものです。

なお、一方で、行政処分等は、有料老人ホーム運営事業者の事業運営に多大な影響を及ぼすものであることも踏まえて、不正行為の事実認定、処分事由への該当性判断、処分等の程度決定、最終的な処分等の通知までの一連の手段を含め、常に、法令等に基づき、社会通念にも照らし合わせつつ、合理的な根拠を持って行うよう努めなければなりません。

## 2. 老人福祉法と有料老人ホーム設置運営標準指導指針の関係など

有料老人ホームの行政指導において根拠となる法令・通知は、主として次の二つです。

第一に、老人福祉法第 29 条です。これは有料老人ホームに関する基本的な規制根拠を与えるものであり、行政指導および行政処分的前提となる法的根拠を構成しています。

第二に、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成 14 年 7 月 18 日付老発第 0718003 号厚生労働省老健局長）を参考として、各自治体が定めている指導指針です。この指針は、有料老人ホームの設置・運営に関する考え方や留意点を示すものであり、実務上、行政指導の際の判断基準として用いられています。

ただし、指針はあくまで通知に基づくガイドラインであり、法規命令ではありません。そのため、行政指導の参考とすることはできるものの、行政処分の直接的な根拠とはなり得ない点には留意が必要です。

有料老人ホームには、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームの三類型があります。内訳は、介護付きが 5,179 件、住宅型が 19,954 件、健康型が 19 件（令和 6 年厚生労働省調べ）となっています。これら三類型は、いずれも老人福祉法に基づく有料老人ホームである点では共通しているものの、介護保険法との関係性には明確な違いがあります。以下では、各類型と介護保険法との関係性について整理します。

介護付き：有料老人ホーム運営事業者が老人福祉法に基づく有料老人ホームのサービスと介護保険法に基づく介護保険サービス（特定施設入居者生活介護）を一体的に提供します。入居者は、原則として、有料老人ホーム運営事業者により施設内で包括的な介護サービスを受けます。

住宅型：有料老人ホーム運営事業者は老人福祉法に基づく有料老人ホームのサービスのみを提供します。訪問介護や通所介護等の介護保険サービスは、外部の介護保険サービス事業者が提供します。形式上は分離されつつも、有料老人ホーム運営事業者と同一法人が介護保険サービスを提供している場合、特定の介護保険サービス事業者への利用が事実上集中している場合もあり、運営実態としては密接に連携しているケースが少なくありません。

健康型：有料老人ホーム運営事業者は老人福祉法に基づく有料老人ホームのサービスのみを提供します。自立した高齢者を対象としており、介護が必要となった場合には契約を解除し退居することが前提とされています。そのため、原則として介護保険サービスは提供されません。

なお、高齢者住まい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅のうち、「食事の提供」「介護の提供」「家事の供与」「健康管理の供与」のいずれかを提供している場合には、老人福祉法上の有料老人ホームに該当することとなります。

利用者は、介護付き有料老人ホームと住宅型有料老人ホームの制度的な違いを必ずしも正確に理解しないまま、入居生活を送っている場合もあることが推察されます。

そのような状況下において、同種・同程度の事案が発生したにもかかわらず、介護付き有料老人ホームと住宅型有料老人ホームとで行政処分等の程度が異なることは、適切ではありません。

また、住宅型有料老人ホームにおいて事案が発生した場合、それが有料老人ホームとしてのサービス提供時間中の事案なのか、あるいは訪問介護等の介護保険サービスの提供時間中の事案なのかを形式的に確定させる必要が生じます。しかし、どちらの時間帯に該当するかによって行政処分等の程度が異なることは、利用者の視点からみて、公平性を欠く結果となりかねません。

以上を踏まえると、有料老人ホームに関する処分基準を作成するにあたっては、老人福祉法に基づく枠組みにとどまらず、介護保険法に基づく処分基準との整合性を図ることが不可欠です。

### 3. 前提となる考え方

有料老人ホームの行政処分を行う際には、前項で述べたとおり、介護保険法との整合性を図る必要があります。介護保険法に基づく行政処分については、令和6年4月に厚生労働省老健局が「介護保険施設等に対する監査マニュアル」を通知しており、その中で「処分基準の考え方の例」が示されています。介護保険法に関する部分については、この通知の内容を参考として掲載しています。一方、有料老人ホームにおける行政処分については、老人福祉法において定められており、以下のとおり整理されます。

- 行政処分等は、有料老人ホーム運営事業者が行った行為が、老人福祉法第29条第15項、第16項のいずれかに該当する場合に行われるものです。図表1にその内容を示します。
- 老人福祉法第29条第15項：「①老人福祉法第29条第6項から11項までの規定に違反したと認めるとき」、「②入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき」、「③その他入居者の保護のため必要があると認めるとき」に改善命令を行います。
- 老人福祉法第29条第16項：「④老人福祉法その他老人の福祉に関する法律や政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令またはこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるとき」に事業の制限、事業の停止を行います。

図表1:老人福祉法に基づく行政処分等の対象

根拠		処分要件
老人福祉法 第29条 第15項  改善命令	① 第6項から第11項までの 規定に違反したと認めると き	①帳簿の作成・保存に違反（第6項） ②情報の開示に違反（第7項） ③権利金の受領禁止に違反（第8項） ④前払金の保全措置に違反（第9項） ⑤前払金の返還契約に違反（第10項） ⑥情報の公開に違反（第11項）
	② 入居者の処遇に関し不当な 行為をし、又はその運営に 関し入居者の利益を害する 行為をしたと認めると き	⑦入居者の処遇に関し不当な行為 ⑧運営に関し入居者の利益に害する行為
	③ その他入居者の保護のため 必要があると認めると き	⑨その他入居者の保護のため必要

老人福祉法 第 29 条 第 16 項  事業の制限 事業の停止	④ この法律その他老人の福祉 に関する法律で政令で定め るもの若しくはこれに基づ く命令又はこれらに基づく 処分に違反した場合であつ て、入居者の保護のため特 に必要があると認めるとき	⑩入居者の保護のため特に必要
---	---	----------------

**【参考：介護保険サービス事業者】**

行政処分等は、介護保険サービス事業者が行った不正行為が介護保険法第 77 条第 1 項各号等の処分事由のいずれかに該当する場合に行われるものです。ここでは、過去の行政処分等の事案の処分事由のうち大層を占める人員基準違反（第 3 号）、運営基準違反（第 4 号）、人格尊重義務違反（第 5 号）、不正請求（第 6 号）及び不正の手段による指定（第 9 号）の 5 つに該当する場合の処分等の程度決定について定めています。

- 処分等の程度決定にあたっては、原則として、不正行為の内容・程度を処分事由ごとに照らして判断するものとし、処分事由のうち、監査時の虚偽報告（第 7 号）及び虚偽答弁（第 8 号）についても、もとよりこれのみを事由として処分等を行うことができるものですが、ここでは、虚偽報告等による隠ぺい前の事実が該当する不正行為自体が該当する処分事由の程度決定時の加重項目として取扱います。
- 処分等の程度の検討については、まず、指定取消、指定の全部効力停止及び一部効力の停止という処分の程度を A 級～D 級という態様に分類し、そのうち全部効力停止については期間、一部効力停止については期間及び内容により区分するものとします。そして、上記 5 つの処分事由について、それぞれ基準となる態様として位置付けます。なお、人員基準違反及び運営基準違反については、原則としてそれらの処分の前段階として、行政指導たる勧告（勧告に従わない場合、命令）があります。ただし、人格尊重義務違反、不正請求、不正の手段による指定については、介護保険法上、行政処分の事由となるため、勧告とはならないことに留意が必要です。

上述したように、介護保険法に基づく行政処分の主な事由は、人員基準違反、運営基準違反、人格尊重義務違反、不正請求、不正の手段による指定の5つです。有料老人ホームの処分事由を検討する際には、介護保険法上の処分事由との整合性を意識しつつ、照らし合わせて整理することが妥当です。

#### ・人員基準違反

人員基準は老人福祉法では定められていません。設置運営標準指導指針では定められています。ただし、指針は法規命令ではありませんので、行政処分の直接的な根拠とはなりません。よって、有料老人ホームにおいて、人員基準違反に該当する行政処分事案は発生しません。

#### ・運営基準違反

図表1の①～⑥の規定に違反した場合を指します。①「帳簿の作成・保存」違反～⑥「情報の公開」違反は、いずれも有料老人ホームの運営に係わる規定に違反したことを指しますので、介護保険法に基づく行政処分の運営基準違反の主旨に近いものと解釈できます。

#### ・人格尊重義務違反

・図表1の⑦～⑧は、人格尊重義務違反に相当することが大半です。

#### ・不正請求

有料老人ホームで提供されているサービスは介護保険法に基づくものではないため、不正請求に該当する事案は発生しません。介護付き有料老人ホームで事案が発生した場合は、特定施設入居者生活介護として、介護保険法で行政処分を行います。住宅型有料老人ホームあるいは健康型有料老人ホームにおいて、訪問介護等の介護保険サービス事業者による事案が発生した場合は、介護保険法で行政処分を行います。

#### ・不正の手段による指定

有料老人ホームは届出制のため、不正の手段による指定に該当する事案は発生しません。介護付き有料老人ホームで事案が発生した場合は、特定施設入居者生活介護として、介護保険法で行政処分を行います。

・図表1の⑨⑩は、基本的な処分程度に加重、軽減を行った後、さらに利用者保護に対する評価を行う時に扱うものです。したがって、⑨⑩は①～⑧の処分事由に共通のものです。(後述)

①～⑩の関係性を示したものが図表2となります。

図表2: 老人福祉法に基づく「改善命令」「事業の制限・事業の停止」となる対象

	根拠	行政処分の対象となる事由
改善命令	<p>老人福祉法第29条15項 都道府県知事は有料老人ホームの設置者が</p> <p>○第6項から第11項までの規定に違反したと認めるとき</p> <p>○入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき</p> <p>○入居者の保護のため必要があると認めるとき</p> <p>は当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとることを命ずることができる</p>	<p>①帳簿の作成・保存に違反(第6項) ②情報の開示に違反(第7項) ③権利金の受領禁止に違反(第8項) ④前払金の保全措置に違反(第9項) ⑤前払金の返還契約に違反(第10項) ⑥情報の公開に違反(第11項)</p> <p>⑧ホームの運営に関し、入居者の利益に害する行為 ⑨その他入居者の保護のため必要がある</p>
事業制限・停止命令	<p>老人福祉法第29条16項</p> <p>④有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>	<p>⑩入居者保護 入居者の保護のため特に必要があると認めるとき</p>

- 処分等の程度の検討については、まず、改善命令、事業の制限、事業の停止という処分の程度をA級～C級という態様に分類し、そのうち事業の制限については期間及び内容、事業の停止については期間により区分するものとします。そして、上記3つの処分事由について、それぞれ基準となる態様として位置付けます。
- ここまで述べてきたことを整理したものを図表3に示します。

図表3:基本となる処分の態様

処分事由	有料老人ホーム運営事業者		介護保険サービス事業者	
	態様(級)	基本となる処分内容	態様(級)	基本となる処分内容
人員基準違反			A級	勧告
運営基準違反	A級	指導・改善命令※1	A級	勧告
人格尊重義務違反	C級	事業の停止※2	C級	指定の全部効力停止
不正請求			C級	指定の全部効力停止
不正の手段による指定			C級	指定の全部効力停止

※ 1 多くの場合、行政指導を繰り返して改善を求めますが、それに従わない状態が継続した場合に、改善命令の発出を検討します。

※ 2 「基本となる処分内容」は、介護保険法に基づく行政処分とのバランスを考慮し「業務の停止」としますが、「5. 個別事情による加重・軽減」(P49)の通り、個別事情による加重や軽減を行います。

- 以下に、行政処分等の程度を考えるうえでの考え方の例をあげますが、態様や内容については、各自治体によって検討のうえ、定めるものとなります。

図表 4: 行政処分等の様態と内容の例

有料老人ホーム運営事業者			介護保険サービス事業者		
態様(級)	内容		態様(級)	内容	
A級	指導・改善命令		A級	勧告	
B級-1号	事業の制限 (新規利用者受入 停止等)	1月	B級-1号	指定の一部効力停止 (新規利用者受入停 止等)	1月
B級-2号		3月	B級-2号		3月
B級-3号		6月	B級-3号		6月
B級-4号		1年	B級-4号		1年
C級-1号	事業の停止	1月	C級-1号	指定の全部効力停止	1月
C級-2号		3月	C級-2号		3月
C級-3号		6月	C級-3号		6月
C級-4号		1年	C級-4号		1年
D級			指定取消		

※事業の制限ならびに停止の期間(号)については、原則として、1月、3月、6月、1年の4区分とする。

## 4. 基本的な考え方

(1) 処分等の程度決定にあたっては、原則として以下の各段階を経て決定します。

①有料老人ホーム事業者が行った違法・不当行為については、処分事由ごとに、基本となる処分等の態様（A級～C級）を定めます。老人福祉法第29条第5項～第11項の規定違反については「改善命令」とします。そのうえで、改善命令の発出を検討します。その他の違法・不当行為については「事業の停止」とします。

②処分等の対象事案の個別事情を当該処分等の態様に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去5年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分等の態様に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定めます。

③処分等の態様が事業の制限又は事業の停止となる場合の基本となる処分の期間については、3月とします。これに個別事情を当該処分の期間に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去5年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分の期間に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定めます。加重又は軽減は月単位とし、基本となる処分の期間として定めた3月に加重・軽減の月数を加え、その月数に応じて、加重・軽減後月数を決定します。

図表 5: 処分期間の換算表

加重・軽減 後月数	換算程度 (号)	内容	
		有料老人ホーム運営事業者	介護保険サービス事業者
1～2月	1号	事業の制限又は事業の停止1月	指定の全部 又は一部効力停止1月
3～5月	2号	事業の制限又は事業の停止3月	指定の全部 又は一部効力停止3月
6～8月	3号	事業の制限又は事業の停止6月	指定の全部 又は一部効力停止6月
9月～	4号	事業の制限又は事業の停止1年	指定の全部 又は一部効力停止1年

④処分等の態様が事業の制限又は事業の停止となる場合の内容の詳細については、以下のとおりとします。

(ア) 原則として、新規利用者の受入停止とする。

(イ) 処分原因によっては、業務の部分的停止とする

- (2) 一つの不正等行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、または手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する一連の行為の場合には、原則として、処分事由ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものを適用します。ただし、それぞれの処分事由に応じて、同時に行政処分と行政指導を行うことを妨げるものではありません。
- (3) 二以上の不正等行為について併せて処分等を行うときは、それぞれの不正等行為ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものに適宜加重（原則、処分の期間を加重。加重対象不正行為の程度によっては処分の態様を変更）を行います。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認めうる場合には、単一の行為とみなすことができるものとします。
- (4) 上記(1)から(3)の過程をすべて検討の上、導き出された処分等の程度の妥当性について、利用者保護及び事業所運営体制等の観点から検証する必要がある内容を定めます。この内容を検証して、必要な場合は処分等の程度を変更のうえ、最終決定します。

【参考：介護保険サービス事業者】

- (1) 処分等の程度決定にあたっては、原則として以下の各段階を経て決定します。
- ① 処分事由ごとに、基本となる処分等の態様（A級～D級）を定めます。人員、設備及び運営基準違反については、法の定めにより原則として「勧告」とします。その他の不正行為については、行政処分のうち中位的な態様である「指定の全部効力停止」とします。
  - ② 処分等の対象事案の個別事情を当該処分等の態様に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去5年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分等の態様に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定めます。
  - ③ 処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の基本となる処分の期間については、3月とします。これに個別事情を当該処分の期間に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去5年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分の期間に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定めます。加重又は軽減は月単位とし、基本となる処分の期間として定めた3月に加重・軽減の月数を加え、その月数に応じて、加重・軽減後月数を決定します。
  - ④ 処分等の態様が指定の一部効力停止となる場合の内容の詳細については、以下のとおりとします。
    - (ア) 原則として、新規利用者の受入停止とする。
    - (イ) 処分対象事業種別と処分原因によっては、業務の部分的停止とする。
    - (ウ) 保険報酬支払額の制限（減額）については、原則として、本来、指定取消又は指定の全部効力停止相当であるところを利用者保護等の観点から指定の一部効力停止処分へと変更する場合（下記（4）参照）に適用する。
    - (エ) 報酬支払額の制限（減額）の程度及び期間については、当該処分の態様の変更の趣旨が、利用者のサービス継続性の確保（利用者保護）であることから、事業の継続運営も考慮し、原則として、その程度については、定員超過・人員欠如に関して規定されている7割への制限（減算部分は3割）、その期間については、指定取消処分相当からの変更の場合は6月、指定の全部効力停止相当からの変更のときは3月を標準とする。
- (2) 以降は省略

## 5. 個別事情による加重・軽減

上記の基本的な処分程度に対し、個別事情による加重や軽減を行います。

以下に、加重・軽減の判断基準例を記載しますが、あくまで例であり、各視点の具体的な内容や程度については、各自治体によって検討の上、定めるものとなります。

また、以下の表中の「程度」欄における態様は、前述の「図表 4：行政処分等の様態と内容の例」における態様を指します。

加重・軽減の考え方ですが、例えば、有料老人ホーム運営事業者に対し「運営基準違反」により行政処分を検討する場合、基本的な処分程度は「図表 3：基本となる処分の態様」のとおり「基本となる処分内容：改善命令」となります。次頁の表を基に加重軽減を行った結果、加重の程度が「▲1級」となった場合は、図表 4における改善命令（A級）から1級下の事業の制限（B級）となります。

ここでは4. 基本的な考え方の(1)-③のとおり、処分等の態様が事業の制限又は事業の停止の期間については、基本を3月とするとしているため、加重軽減の結果、「B級-2号：事業制限3月」となります。

(1) 運営基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、 法益を侵害して いる様態・程度	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの</li> <li>● 利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの</li> </ul> <p>(介護保険サービス事業者の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本基準違反が次に掲げる場合その他の事業者が自己の利益を図るためのものであるとき</li> <li>・ 介護サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき</li> <li>・ 介護サービス提供事業者と居宅介護支援事業者間での金品その他の財産上の利益の供与又は收受に関するものであるとき</li> </ul>	<p>+2級 (態様)</p> <p>+1級 (態様)</p> <p>+2級 (態様)</p>
②故意性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 故意又は重大な過失に基づく行為</li> </ul> <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合</li> </ul>	<p>+1月 (期間)</p> <p>▲1月 (期間)</p>
③常習性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 違反状況の継続が1年以上の場合</li> </ul> <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 違反状況の継続が3月以下の場合</li> </ul>	<p>+1月 (期間)</p> <p>▲1月 (期間)</p>
④組織性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 役員等が実行又は関与 (指示) していたもの</li> <li>● 役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの</li> </ul> <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 役員等が実行又は関与 (指示) していないもの</li> </ul>	<p>+1月 (期間)</p> <p>+1月 (期間)</p> <p>▲1月 (期間)</p>
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告徴収・立入検査において、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの</li> </ul>	<p>+1級 (態様)</p>

	<p><b>【軽減の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの</li> </ul>	▲1級（態様）
⑥過去5年の行政処分等	<p><b>【加重の視点】（有料老人ホーム運営事業者の場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 同一の不正行為について、事業の制限・事業の停止処分を受けているとき</li> <li>● 同一の不正行為について、改善命令を受けているとき</li> <li>● 別の不正行為について、改善命令、事業の制限・事業の停止処分を受けているとき</li> <li>● 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき</li> </ul>	<p>+3級（態様）</p> <p>+1級（態様）</p> <p>+1級（態様）</p> <p>+1級（態様）</p>
	<p><b>【加重の視点】（介護保険サービス事業者の場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき</li> <li>● 同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき</li> <li>● 別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき</li> <li>● 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき</li> </ul>	<p>+3級（態様）</p> <p>+1級（態様）</p> <p>+1級（態様）</p> <p>+1級（態様）</p>

(2) 人格尊重義務違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすもの</li> </ul> <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの</li> </ul>	<p>+1 級（態様）</p> <p>▲1 級（態様）</p>
②故意性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 故意又は重大な過失に基づく行為</li> </ul> <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合</li> </ul>	<p>+1 月（期間）</p> <p>▲1 月（期間）</p>
③常習性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不正行為の継続が3月超の場合</li> </ul> <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不正行為の継続が3月以下の場合</li> </ul>	<p>+1 月（期間）</p> <p>▲1 月（期間）</p>
④組織性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 役員等が実行又は関与（指示）していたもの</li> <li>● 役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの</li> </ul> <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 役員等が実行又は関与していないもの</li> </ul>	<p>+1 級（態様）</p> <p>+2 月（期間）</p> <p>▲1 級（態様）</p>
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの</li> </ul> <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの</li> </ul>	<p>+1 級（態様）</p> <p>▲1 級（態様）</p>
⑥過去5年の行政処分等	<p>【加重の視点】（有料老人ホーム運営事業者の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 同一の不正行為について、事業の制限・事業の停止処分を受けているとき</li> <li>● 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき</li> <li>● 同一の不正行為について、改善命令を受けてい</li> </ul>	<p>+1 級（態様）</p> <p>+1 級（態様）</p> <p>+4 月（期間）</p>

	<p>るとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 別の不正行為について、改善命令、事業の制限・事業の停止処分を受けているとき</li> </ul>	+2月（期間）
	<p>【加重の視点】（介護保険サービス事業者の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき</li> <li>● 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき</li> <li>● 同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき</li> <li>● 別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき</li> </ul>	<p>+1級（態様）</p> <p>+1級（態様）</p> <p>+4月（期間）</p> <p>+2月（期間）</p>

## 6. 利用者保護及び事業所運営体制等による変更（全処分事由共通）

前述までのとおり、事由により定めた基本的な処分程度に加重、軽減を行った後、さらに利用者保護や運営体制に対する評価を行います。この評価は全処分事由に共通なもので、図表1の⑨⑩に相当するものです。

項目	内容	変更程度
①利用者保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき</li> </ul>	事業の停止を事業の制限へ変更
②運営体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改善命令相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の介護に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき</li> <li>● 改善命令又は事業の制限相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の介護に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へとつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき</li> </ul>	改善命令を事業の制限へ変更  改善命令又は事業の制限を事業の停止へ変更

【介護サービス事業者の場合】

項目	内容	変更程度
①利用者保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定取消又は指定の全部効力停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき</li> </ul>	指定取消又は指定の全部効力停止を一部効力停止へ変更
②運営体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 勧告（指導）相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の介護に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき</li> <li>● 勧告（指導）又は指定の一部効力停止相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の介護に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へとつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき</li> <li>● 上記の場合又は指定の全部効力停止相当であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがないとき</li> </ul>	<p>勧告（指導）を一部効力停止へ変更</p> <p>勧告（指導）又は指定の一部効力停止を全部停止へ変更</p> <p>勧告（指導）並びに指定の一部又は全部効力停止を指定取消へ変更</p>



資料編



# 資料編

## ■アンケート調査票

「令和7年度厚生労働省老人保険事業推進費等補助事業」

### 多様化する有料老人ホームに対する指導監督のあり方に関するアンケート調査票

●本調査にご回答いただくにあたって、以下についてご注意ください

**【本調査における用語について】**

- ◎「標準指導指針」：有料老人ホームの設置運営標準指導指針について  
(平成14年7月18日付け老発第0718003号、最終改正・令和6年12月6日付け老発1206第2号)
- ◎「指導指針」：各自治体が作成した指導指針
- ◎「併設事業所等」：ホームと併設・隣接する同一グループや関連法人による介護保険法に基づく事業所  
(居宅介護支援事業所、訪問看護事業所、訪問介護事業所等)
- ◎住宅型有料老人にホームにおける「夜間の職員配置」  
：「ホームの職員による常駐対応（オンコール対応を除く）」とします。

**【ご回答の時点について】**

- ◎本調査票では、特に指定がない場合、指導指針に関しては、令和7年12月1日時点の状況をご回答ください。  
当時点でのご記入が難しい場合、ご記入しやすい時点の状況でご回答をお願いいたします。

**【ご回答期限について】**

- ◎令和8年1月14日（水）までにご回答ください。

**【その他】**

- ◎ご回答にあたり、複数の部署が関係する場合、お手数ですが、必要に応じてご担当部署へのご確認をお願いいたします。
- ◎調査票の回答欄の追加や、行の挿入等は行わないよう、お願いいたします。

**《回答方法》**


橙色の回答欄については、SAは該当するものをプルダウンから選択、MAは該当するもの全てに「○」にて回答ください。

水色の回答欄については、自由記述で回答ください。

### 0. 自治体名に関する基礎情報

自治体名	都道府県名	
	市町村名	
自治体区分	a) 都道府県	
	b) 政令指定都市	
	c) 中核市	
	d) 一般市等	
ご担当者様のご所属部署名		

## 1. 有料老人ホームに関する担当部署等について

貴自治体における有料老人ホームの指導監督にかかる担当部署等について回答ください。

【1】指導監督に係る人員体制 ※令和7年12月1日時点の状況を記入してください。

### 【問1-1】

有料老人ホームの担当部署の人員体制について回答ください。

※複数の部署が関わられている場合は、主務課の人員体制について回答ください。

具体的内容	回答欄 ※半角数字
a) 届出もしくは指導監督の実務をご担当されている職員の実人数 ※「実務」 ・本調査では「窓口対応」、「指導指針」と事業者が提出する書類内容との適合状況の確認、書類（指導文書等）の作成、立入検査等とします。 ※「実人数」の数え方 ・管理職や会計年度職員の方を含みます。 ・兼務の状況は問いません（介護保険施設やサービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設等の指導監査業務を兼務をされている場合でも、人数に含めてください。	人
b) 上記のうち、兼務の人数	人

【2】届出・登録済の有料老人ホームの総件数 ※令和6年度末時点の状況を記入してください。

### 【問1-2】

(1) 貴自治体の有料老人ホーム等の届出件数を回答ください。

選択肢	回答欄 ※半角数字
a) 介護付有料老人ホーム ※特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を除く	件
b) 住宅型有料老人ホーム	件
c) 健康型有料老人ホーム	件

(2) 貴自治体の有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の登録件数を回答ください。

選択肢	回答欄 ※半角数字
a) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅のうち、特定施設の指定を受けている件数	件
b) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅のうち、特定施設の指定を受けていない件数	件

【3】住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅における要介護度別の入居者数の把握・集計

※令和7年12月1日時点の状況を記入してください。

### 【問1-3】

(1) 貴自治体に所在する住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の要介護度別の入居者数を把握し、要介護度別に集計していますか。該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(SA)

選択肢	回答欄
a) 集計している	
b) 集計していない（今後、集計する予定）	
c) 集計していない（今後、集計する予定もない）	
d)（都道府県の場合）集計していないが、各市町村に対し所在する有料老人ホーム等の重要事項説明書の情報を提供している	
e) 検討中	
f) その他	
「f) その他」を選択した場合、具体的な内容を回答ください	

(2) (1) 「a)集計している」「b)集計していない(今後、集計する予定)」と回答した方に伺います。  
要介護度別入居者数の把握方法について、該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(SA)

選択肢	回答欄
a)重要事項説明書等の定期報告の記載から、要介護度別入居者数を集計している	
b)「介護サービス情報公表システム」の「生活関連情報管理システム」からCSVファイルを取り込み、要介護度別入居者数を集計している	
c)自治体独自の調査により要介護度別入居者数を把握し、集計している	
d)その他	
「d)その他」を選択した場合、具体的な内容を回答ください	

(3) 貴自治体の介護保険事業(支援)計画において、特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を定めていますか。該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(SA)

選択肢	回答欄
a)定めている	
b)定めていない	

## II. 有料老人ホームの指導監督の状況

### [1] 設置届について

**【問2-1】令和6年度中に新規届出があった件数 (令和6年4月1日～令和7年3月末)**

令和6年度中に新規の届出があった件数(有料老人ホームの種類別)について回答ください。

選択肢	回答欄 ※半角数字	
a)介護付有料老人ホーム		件
b)住宅型有料老人ホーム		件
c)健康型有料老人ホーム		件

**【問2-2】1事業者の事前相談から届出受理までの期間**

1事業者の事前相談から届出受理までの概ねの期間について回答ください。

具体的内容	回答欄 ※半角数字	
1事業者の事前相談から届出受理までの概ねの期間(最短 ○か月～ 最長○か月)	最短	か月
	最長	か月

### [2] 未届有料老人ホームへの対応

**【問2-3】未届有料老人ホームの件数 ※令和7年12月1日時点の状況を記入してください。**

貴自治体が把握している未届有料老人ホームの概ねの件数について回答ください。

※把握していない場合は「0」と回答ください。

具体的内容	回答欄 ※半角数字	
把握している未届有料老人ホームの概ねの件数		件

**【問2-4】未届有料老人ホームの把握方法、未届けである理由、対応内容**

(1) 未届有料老人ホームを把握している場合、その把握方法について該当する選択肢に○をつけてください。[複数回答可 (MA)]

選択肢	回答欄
a)消防や建築部局からの情報提供	
b)地域包括支援センター・居宅サービス事業所からの情報提供	
c)ご家族等からの情報提供	
d)消費者センターからの情報提供	
e)市町村からの情報提供(都道府県の場合)	
f)その他 (右欄に具体的な内容を回答ください)	

(2) 有料老人ホームに該当すると考えられるにもかかわらず、届出を行わない事業者が主張する理由にはどのような内容がありますか。該当する選択肢に○をつけてください。[複数回答可 (MA)]

選択肢	回答欄
a) 入居要件に対象年齢を設けていない (高齢者に限定していない)	
b) 食事や家事、健康管理等のサービスを提供していない (外部の事業者が入居者と直接契約するので有料老人ホームの定義に該当しない)	
c) 事業者として緊急対応しか行わない	
d) 「指導指針」の基準を満たさない	
e) 手続きに不慣れ、書類の準備に時間がかかる	
f) 行政に関わってほしくないため、届出をしたくない	
g) その他 (具体的な内容を回答ください)	
h) 特になし	

(3) 未届有料老人ホームを把握している場合は、未届有料老人ホームに対する指導の現状や工夫している内容について該当する選択肢に○をつけてください。[複数回答可 (MA)]

選択肢	回答欄
a) 立入調査し、該当している場合は届出をするように繰り返し指導を行う	
b) 消防や建築部局と情報共有し、共同で立入指導を行い、届出指導を行う	
c) 未届有料老人ホームとして、ホームページに情報公表している	
d) その他 (具体的な内容を回答ください)	

### [3]「指導指針」に基づく指導監督について

#### 【問 2-5】事業者が満たすことが難しい「指導指針」の基準

「指導指針」の基準の内、事業者が満たすことが難しい基準について、選択肢から3つまで、難しい順番に選択してください。併せて、満たすことが難しい具体的な理由について回答ください。[複数回答可 (MA)]

選択肢	回答欄	
a) 設置者に関する基準	1 番目に難しい基準	
b) 立地条件に関する基準	上記選択基準において、満たすことが難しい具体的な内容	
c) 建物の規模及び構造設備に関する基準		
d) 職員の配置、研修及び衛生管理等に関する基準		
e) 有料老人ホーム事業の運営に関する基準	2 番目に難しい基準	
f) サービス等に関する基準	上記選択基準において、満たすことが難しい具体的な内容	
g) 事業収支計画に関する基準		
h) 利用料等に関する基準		
i) 契約内容等に関する基準	3 番目に難しい基準	
j) 情報開示に関する基準	上記選択基準において、満たすことが難しい具体的な内容	
k) 電磁的記録等に関する基準		
l) その他		

**[4] 指導監督時の業務負担**

**【問2-6】 指導監督時における業務の負担**

貴自治体における有料老人ホームに対する指導監督にかかる人工について、次の内容ごとに1件あたりの人工を回答ください。

※1人工=1人の職員が特定作業を完了するために必要な作業量（1人工=8時間として計算してください）

具体的内容		回答欄 ※半角数字	
①届出（事前協議と届出受理時、変更届）	a) 届出の受理及び内容審査		人工
	b) 業者への確認及び連絡調整		人工
	c) 変更届への対応		人工
②集団指導			人工
③立入検査（定期指導）	a) 事前準備		人工
	b) 立ち入り検査当日		人工
	c) 検査後の整理・対応		人工
	d) 検査後の処置（文書指導）		人工
④立入検査（随時指導）通報等があった場合等の対応	a) 事前準備		人工
	b) 立ち入り検査当日		人工
	c) 検査後の整理・対応		人工
	d) 検査後の処置（文書指導）		人工
⑤報告徴収			人工
⑥その他（下欄に具体的な内容、右欄に人工を回答ください）			人工
合計			0 人工

**[5] 立入検査の実績・課題**

**【問2-7】 老人福祉法に基づく立入検査（令和6年4月1日～令和7年3月末）**

貴自治体が令和6年度に実施した、老人福祉法に基づく立入検査について回答ください。

（1）新規に開設した（届出を受理した）有料老人ホームへの立入検査の時期

具体的内容		回答欄 ※半角数字	
a) 介護付有料老人ホーム	最短		か月
	新規届出から〇か月～〇か月の間 最長		か月
b) 住宅型有料老人ホーム	最短		か月
	新規届出から〇か月～〇か月の間 最長		か月
c) 健康型有料老人ホーム	最短		か月
	新規届出から〇か月～〇か月の間 最長		か月

（2）有料老人ホームに実施した立入検査件数

①定期的な立入検査件数

具体的内容	回答欄 ※半角数字	
a) 介護付有料老人ホーム		件
b) 住宅型有料老人ホーム		件
c) 健康型有料老人ホーム		件

②臨時の立入検査件数

具体的内容	回答欄 ※半角数字	
a) 介護付有料老人ホーム		件
b) 住宅型有料老人ホーム		件
c) 健康型有料老人ホーム		件

（3）有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に実施した立入検査件数

具体的内容	回答欄 ※半角数字	
a) 定期的な立入検査件数		件
b) 臨時の立入検査件数		件

(4) 住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の立入検査について、介護保険サービス所管部署と合同で行っていますか。該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(SA)

選択肢	回答欄
a) できるだけ合同で行うようにしている	
b) 通報等があったホームに対して、合同で行うようにしている	
c) ほぼ、自部署で単独で行っている	
d) その他	
「d) その他」を選択した場合、具体的な内容を回答ください	

**【問2-8】運営状況が不安定等、事業の継続に課題がありそうなホームの把握方法、及び指導方法**

運営状況が不安定等、事業の継続に課題がありそうな有料老人ホームの把握方法、及び指導方法について回答ください。

(1) 上記に該当する有料老人ホームの把握方法

具体的内容	回答欄
把握方法 例：居宅サービス事業所からの情報提供、ご家族等からの情報提供 定期報告における入居状況のチェック 等	

(2) 上記に該当する有料老人ホームの指導方法

具体的内容	回答欄
指導方法 例：事業者へのヒアリングを実施・改善見込みの確認 等	

(3) 当該事業所に対する指導後の対応について、該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(SA)

選択肢	回答欄
a) 運営状況の改善が見られるまで、継続的に指導を実施している。	
b) 次回の定期立入検査もしくは臨時の立入検査を除き、継続的な指導は特段実施していない	
c) 指導後のフォローアップまでは実施していない	
d) その他	
「d) その他」を選択した場合、具体的な内容を回答ください	

**【6】改善・指導(文書)における実績・課題**

**【問2-9】改善・指導(文書)の実績及び課題について (令和6年4月1日～令和7年3月末)**

(1) 貴自治体における改善・指導(文書)の実施件数について回答ください。

※実施件数は、文書指導の事例がある施設数ではなく、実際に指導した件数を回答ください。

具体的内容	回答欄 ※半角数字
改善・指導(文書)の実施件数	

件

(2) (1) で回答いただいた件数分のうち、典型的な事例（例：件数が多いなど）3件について、具体的内容を回答ください。

●事例1 ※各項目について該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(SA)

具体的内容		回答欄
①有料老人ホームの種類	a) 介護付有料老人ホーム	
	b) 住宅型有料老人ホーム	
	c) 健康型有料老人ホーム	
②改善指導（文書）を行った日から改善報告がされるまでの日数	a) 2週間以内	
	b) 1ヵ月以内	
	c) 3ヵ月以内	
	d) 6ヵ月以内	
	e) 6ヵ月超	
③改善指導（文書）後のフォローアップ	a) 行っていない	
	b) 6ヵ月以内	
	c) 1年以内	
	d) 3年以内	
	e) 3年超	
④改善指導（文書）における内容・課題		

●事例2 ※各項目について該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(SA)

具体的内容		回答欄
①有料老人ホームの種類	a) 介護付有料老人ホーム	
	b) 住宅型有料老人ホーム	
	c) 健康型有料老人ホーム	
②改善指導（文書）を行った日から改善報告がされるまでの日数	a) 2週間以内	
	b) 1ヵ月以内	
	c) 3ヵ月以内	
	d) 6ヵ月以内	
	e) 6ヵ月超	
③改善指導（文書）後のフォローアップ	a) 行っていない	
	b) 6ヵ月以内	
	c) 1年以内	
	d) 3年以内	
	e) 3年超	
④改善指導（文書）における内容・課題		

●事例3 ※各項目について該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(SA)

具体的内容		回答欄
①有料老人ホームの種類	a) 介護付有料老人ホーム	
	b) 住宅型有料老人ホーム	
	c) 健康型有料老人ホーム	
②改善指導（文書）を行った日から改善報告がされるまでの日数	a) 2週間以内	
	b) 1ヵ月以内	
	c) 3ヵ月以内	
	d) 6ヵ月以内	
	e) 6ヵ月超	
③改善指導（文書）後のフォローアップ	a) 行っていない	
	b) 6ヵ月以内	
	c) 1年以内	
	d) 3年以内	
	e) 3年超	
④改善指導（文書）における内容・課題		

**[7] 行政処分における実績**

**【問2-10】 行政処分における実績（令和6年4月1日～令和7年3月末）**

貴自治体における有料法人ホームに対する老人福祉法に基づく行政処分の適用状況について回答ください。

(1) 令和6年度における有料老人ホームに対する老人福祉法に基づく行政処分の実施件数

※該当がない場合は「0」と記入してください。

1) 高齢者虐待による事例

具体的内容	回答欄 ※半角数字	
a) 改善命令		件 件
b) 事業停止・制限（一部・全部）命令		

2) 高齢者虐待以外事例

具体的内容	回答欄 ※半角数字	
a) 改善命令		件 件
b) 事業停止・制限（一部・全部）命令		

(2) (1)の「2) 高齢者虐待以外事例」で「a)改善命令」、「b)事業制限・停止（一部・全部）」のいずれかが実施件数1件以上と回答した場合、老人福祉法に基づく改善命令、事業制限・停止命令を行った事例について、処分理由や事業所の状況等を回答ください。

（「a)改善命令」は最大3事例まで、「b)事業制限・停止（一部・全部）」は最大1事例まで）

※令和6年度に対応した全事例について回答ください。

※行が不足する場合、事務局までご連絡ください。

●改善命令の事例（その1）

具体的内容	回答欄	
a) 事例の概要 ※文字数は200字程度で記載ください。		か 月
b) 事例発生から処分までの期間 ※半角数字		

●改善命令の事例（その2）

具体的内容	回答欄	
a) 事例の概要 ※文字数は200字程度で記載ください		か 月
b) 事例発生から処分までの期間 ※半角数字		

●改善命令の事例（その3）

具体的内容	回答欄	
a) 事例の概要 ※文字数は200字程度で記載ください		か 月
b) 事例発生から処分までの期間 ※半角数字		

●事業制限・停止命令（一部・全部）

具体的内容	回答欄	
a) 事例の概要 ※文字数は200字程度で記載ください		か 月
b) 事例発生から処分までの期間 ※半角数字		

(3) 行政処分を適用する上で、障壁・ハードルとして考えられる理由

行政処分を適用する上で、障壁・ハードルとして考えられる理由について回答欄から1つ選択してください。(SA)

選択肢	回答欄
a) 現入居者の行き先を確保しなければならない	
b) 訴訟リスクが想定される	
c) 経験がないため、不安	
d) 法的に行政処分に該当する判断のための材料等が乏しい	
e) その他	
「e) その他」を選択した場合、具体的な内容を回答ください	

### III. 特定施設入居者生活介護の指定について ※直近5年間の状況

貴自治体における特定施設の指定の状況や今後の意向等について、以下の間に回答ください。

#### [1] 特定施設の指定

##### 【問3-1】

(1) 特定施設の指定に関する意向について該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(SA)

選択肢	回答欄
a) 今後、新たに指定を行う予定	
b) 現状維持（新たに指定を行う予定はない）	
c) わからない	
d) その他	
「d) その他」を選択した場合、具体的な内容を回答ください	

(2) 上記の選択肢を選んだ理由について、該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(SA)

選択肢	回答欄
a) 特定施設が不足しているため	
b) 特定施設が充足しているため	
c) その他	
「c) その他」を選択した場合、具体的な内容を回答ください	

#### [2] 特定施設への移行(住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅から特定施設への移行)

##### 【問3-2】

(1) 既存の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅から特定施設への移行実績の有無について、該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(直近5年) (SA)

選択肢	回答欄
a) ある	
b) ない	
※a) ある場合の件数	

(2) (1)で「a)ある」と回答した場合、特定施設への移行を行っている(認めている)理由について、該当する内容を回答ください。[複数回答可 (MA)]

選択肢	回答欄
a) 事業者から移行の要望があるため	
b) 特定施設の方が指導監督を行いやすいため	
c) 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増えすぎたため	
d) 特別養護老人ホームの待機者が多く、その一部を特定施設でカバーするため	
e) その他 (具体的な内容を回答ください)	

(3) (1)で「a)ある」と回答した場合、特定施設への移行についての取り組みについて、該当する内容を回答欄から1つ選択してください。(直近5年) (SA)

選択肢	回答欄
a) 特定施設への移行を促す取り組みを行っている	
b) 特に特定施設への移行を促す取り組みを行っていない	

(4) (3)で「a)取り組んでいる」と回答した場合、内容について該当する選択肢に○をつけてください。  
[複数回答可 (MA)]

選択肢	回答欄
a) 特定施設の公募において、住宅型有料やサ高住からの転換枠を設けている ※転換の支援策(補助制度)等を実施している場合は、具体的な内容を回答ください	
b) 特定施設の公募において、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅から転換を希望する応募があった場合、移行している	
c) その他 「c)その他」を選択した場合、具体的な内容を回答ください	

### 【問3-3】 特定施設への移行を行うことによる自治体としてのメリット

特定施設への移行を行うことによる自治体としてのメリットについて該当する選択肢に○をつけてください。  
[複数回答可 (MA)]

選択肢	回答欄
a) 住まいと介護が一体的に提供されている住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に比べて、不正が起こりづらいため	
b) 住まいと介護が一体的に提供されている住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に比べて、指導監督の負担が減るため	
c) 入居者像等の把握が行いやすいため	
d) 介護保険給付の負担軽減が見込まれるため	
e) メリットは特にない	
f) わからない	
g) その他 (具体的な内容を回答ください)	

### 【問3-4】 特定施設への移行を行うにあたっての懸念

特定施設への移行を行うにあたっての自治体としてのご懸念を回答ください。 [複数回答可 (MA)]

選択肢	回答欄
a) 介護給付費の増加が見込まれる	
b) 特定施設は充足している	
c) 移行を希望する事業者がない	
d) 移行手順がわからない	
e) 課題は特にない	
f) その他 (具体的な内容を回答ください)	

## IV. 介護サービス情報公表システムへの登録に係る実態と課題

### [1] 介護サービス情報公表システムの利用について

#### 【問4】

(1) 貴自治体では、介護サービス情報公表システムに住宅型有料老人ホームの情報を登録しているか、回答ください。(SA)

選択肢	回答欄
a) 介護サービス情報公表システムに登録している	
b) 介護サービス情報公表システムに登録していない	

(2) (1)で「介護サービス情報公表システムに登録していない」と回答した方は、その理由を回答ください。

具体的内容	回答欄
「介護サービス情報公表システムに登録していない」理由 例：情報システムへの入力作業を行う時間がない(人員が不足している) ※文字数は200字程度で記載ください	

## V. その他

### [1] 高齢者住まいにおける家賃や管理費等の不適切な設定について

「高齢者向け住まいの運営事業者（以下、「運営事業者」といいます。）が設定する家賃や管理費等が不適切である（家賃等を不当に低く設定し、要介護度別に家賃を設定している場合等の可能性がある）ホームについて、以下の間に回答ください。

#### 【問5】

(1) 貴自治体において上記のような課題が疑いも含めて起きているかについて、当てはまるものを以下から1つ選択してください。(SA)

選択肢	回答欄
a) 起きていると思っている	
b) 起きていると思っていない	
c) わからない	

(2) 問5の(1)で「a)起きていると思っている」と回答した場合、把握した内容を介護保険部局(市区町村)へ情報提供しているかどうかについて、当てはまるものを以下から1つ選択してください。(SA)

選択肢	回答欄
a) 情報提供を行っている又は行ったことがある	
b) 情報提供は行っていない	

(3) 問5の(1)で「a)起きていると思っている」と回答した場合、該当する有料老人ホームへの指導方法について回答ください。

具体的内容	回答欄
・指導方法について記載してください ※文字数は200字程度で記載ください	

### [2] 自由意見等

#### 【問6】

有料老人ホームの指導監督のあり方について、これまでの設問でお聞きした内容以外の課題点、ご意見等ございましたら、以下に回答ください。

課題点、ご意見等

※自由記入欄は、必要に応じてセルの高さを広げてご記入ください。



## 参考資料



## 参考資料

### ■参照条文

#### ●老人福祉法、老人福祉法施行規則

#### 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）（抄）①

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

第四章の二 有料老人ホーム

（届出等）

- 第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第十三項を除き、以下この条において同じ。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。
- 一 施設の名称及び設置予定地
  - 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
  - 三 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、前三項の規定による届出がされたときは、遅滞なく、その旨を、当該届出に係る有料老人ホームの設置予定地又は所在地の市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、第一項から第三項までの規定による届出がされていない疑いがある有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅を除く。）を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該有料老人ホームの設置予定地又は所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。
- 6 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。
- 7 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。
- 8 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。
- 9 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。
- 10 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。
- 11 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であ

っては、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。

- 1 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。
- 1 3 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 1 4 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。
- 1 5 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 1 6 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
- 1 7 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 1 8 都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第十六項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。
- 1 9 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第十六項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

（有料老人ホーム協会）

第三十条 その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いる一般社団法人は、有料老人ホームの入居者の保護を図るとともに、有料老人ホームの健全な発展に資することを目的とし、かつ、有料老人ホームの設置者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあるもの限り、設立することができる。

- 2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。
- 3 第一項に規定する一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称の使用制限）

第三十一条 協会でない者は、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いてはならない。

- 2 協会に加入していない者は、その名称中に有料老人ホーム協会会員という文字を用いてはならない。

（協会の業務）

第三十一条の二 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 有料老人ホームを運営するに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

- 二 会員の設置する有料老人ホームの運営に関し、契約内容の適正化その他入居者の保護を図り、及び入居者の立場に立つた処遇を行うため必要な指導、勧告その他の業務
  - 三 会員の設置する有料老人ホームの設備及び運営に対する入居者等からの苦情の解決
  - 四 有料老人ホームの職員の資質の向上のための研修
  - 五 有料老人ホームに関する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務
- 2 協会は、その会員の設置する有料老人ホームの入居者等から当該有料老人ホームの設備及び運営に関する苦情について解決の申出があつた場合において必要があると認めるときは、当該会員に対して、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
  - 3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(監督)

第三十一条の三 協会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

- 2 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(厚生労働大臣に対する協力)

第三十一条の四 厚生労働大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、厚生労働省令の定めるところにより、当該規定に基づく届出、報告その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(立入検査等)

第三十一条の五 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対して、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあり、及び同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第三十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

## 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）（抄）②

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

### 第六章 罰則

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第二十九条第十三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 第三十一条第二項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会会員という文字を用いたとき。
- 四 第三十一条の五第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十条第四項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の縦覧に供しない者
- 三 第三十一条の三第二項の命令に違反した者

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十一条第一項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いた者
- 二 第十条の四第一項又は第十一条の規定による措置を受けた老人又はその扶養義務者であつては、正当な理由がなく、第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

## 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）（抄）①

○老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）

（法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第二十条の三 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。

（法第二十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二十条の五 法第二十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- 二 事業開始の予定年月日
- 三 施設の管理者の氏名及び住所
- 四 施設において供与をされる介護等の内容
- 五 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類
- 七 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 八 施設の運営の方針
- 九 入居定員及び居室数
- 十 職員の配置の計画
- 十一 法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 十二 法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 十三 一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容
- 十四 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 十五 長期の収支計画
- 十六 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

（法第二十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二十条の五の二 法第二十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号及び第二号並びに前条第一号、第三号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に掲げる事項とする。

（帳簿の記載事項等）

第二十条の六 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第六項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

- 一 一時金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
  - 二 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜（以下「日常生活上の便宜」という。）の内容
  - 三 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
  - 四 入居者に供与した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容
  - 五 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容
  - 六 日常生活上の便宜の供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況
- 2 前項の帳簿の保存期間は、その作成の日から二年間とする。

- 3 第一項各号に定める事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

（情報の開示の方法）

第二十条の七 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第七項の規定により情報を開示する場合は、次条に定める事項を書面により交付するものとする。

（法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二十条の八 法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第二十条の五第十六号に規定する事項とする。

（法第二十九条第九項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第二十条の九 法第二十九条第九項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用（敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）として收受するものを除く。）とする。

（必要な保全措置）

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第九項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

（家賃等の前払金の返還方法）

第二十一条 法第二十九条第十項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあっては、三月

二 入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあっては、当該期間

2 法第二十九条第十項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 前項第一号に掲げる場合にあっては、法第二十九条第九項の家賃その他第二十条の九に規定する費用（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法
- 二 前項第二号に掲げる場合にあっては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法

（有料老人ホームの設置者の報告事項）

第二十一条の二 法第二十九条第十一項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおりとする。

（都道府県知事への報告）

第二十一条の三 法第二十九条第十一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

（情報の公表）

第二十一条の四 都道府県知事は、法第二十九条第十二項の規定により、同条第十一項の規定により報告された事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホ

ームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用  
その他適切な方法により公表しなければならない。

(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)

第二十一条の五 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第十三項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。

## 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）（抄）②

○老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）

別表（第二十一条の二関係）

- 一 有料老人ホームの設置者に関する事項設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項
  - イ 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 有料老人ホームの種類
  - ハ 施設の竣工年月日
  - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日
  - ホ 施設までの主な利用交通手段
  - ヘ 居室の状況
  - ト 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無
- 三 介護等の内容に関する事項
  - イ 当該報告に係る介護等の内容等
  - ロ 入居対象となる者
  - ハ 当該報告に係る介護等の利用者への提供実績
  - ニ 利用者等（利用者又はその家族等をいう。）の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
- 四 当該報告に係る介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 五 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況
- 六 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況
- 七 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況
- 八 安全管理及び衛生管理のための取組の状況
- 九 その他都道府県知事が必要と認める事項